

新城市の環境



平成23年度版

本書は、新城市環境基本条例第 8 条に基づき、新城市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策等について、取りまとめ公表するものです。

目 次

皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください	1
新城市の概要	2
I 環境基本計画に沿った施策と現況	
環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち	
自然環境の把握	4
1 保全と創出	8
2 ふれあい	13
環境ビジョン2 安全・安心・快適なまち	
1 防災	15
2 公害	19
3 生活空間	26
環境ビジョン3 交流と教育・文化のまち	
1 環境教育	29
2 歴史・文化	42
3 交流	48
環境ビジョン4 環境負荷の少ない自立循環のまち	
1 循環型社会の構築	50
2 地球環境問題	60
環境ビジョン5 みんなで取り組むまち	
1 職員力	68
2 市民力	69
3 協働	72

II 新城市総合計画基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

新城市総合計画の体系 個別目標（施策）	75
------------------------	----

基本戦略④環境首都創造の進捗状況	78
------------------	----

III 参考資料

日本の環境首都コンテストへの参加	98
環境首都コンテスト2010の結果 各項目の配点に対する得点率の全国との比較	100

環境首都を目指す自治体全国フォーラム等において同意した社会提案等	108
----------------------------------	-----

環境を取り巻く情勢	117
-----------	-----

新城市環境基本条例	120
-----------	-----

意見・要望・感想等提出様式

皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください

新城市では、本市の環境施策や本書の内容等に対する市民・事業所等の皆様の声を広く募集しています。「みなさんの声」は、より実効性の高い取り組みをめざすうえで貴重な資料となります。

ぜひ、ご意見・ご要望・ご感想等をお寄せください。

意見・要望等の提出方法および提出先、問合せ先

郵 送 : 〒441-1392 新城市字東入船6番地1
 新城市役所 環境部 環境課

電 話 : 0536-23-7677 (直通)

ファックス : 0536-23-8388

電子メール : kankyou@city.shinshiro.lg.jp

本書の最終ページに、意見・要望等提出の参考様式を掲載していますのでご利用ください。提出の際には、必ずご住所・お名前・電話番号等をご記入ください。

お寄せいただいたご意見等は、本市の回答とともに、翌年度の「新城市の環境」にその内容等を掲載させていただきます。

(※本書にお名前等の個人情報掲載いたしません。)

なお、昨年度作成した「新城市の環境（平成22年度版）」に対する皆様からのご意見・ご要望などはありませんでした。

これまでも「みなさんの声」で届けられたご意見などを取り組みの参考として参りましたので、今後も、本市の豊かな自然環境・生活環境の保全のため、地球環境の保全のためにご意見等をいただけたら幸いです。

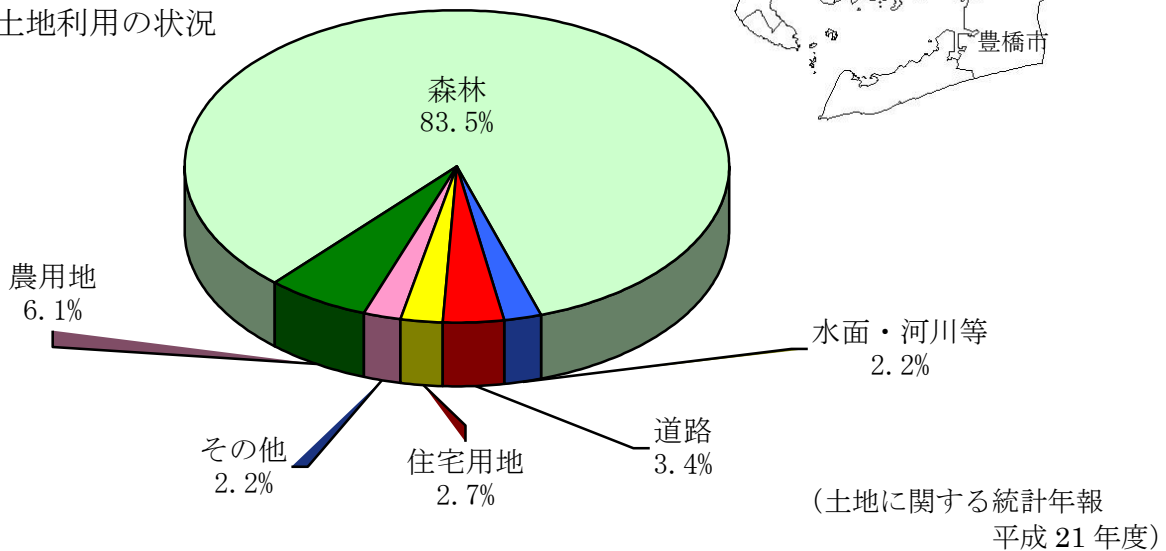
新城市の概要

国土地理院承認 平14総観 第149号

- ◆人口 50,506 人
男 24,889 人
女 25,617 人
- ◆世帯数 16,673 世帯
住民基本台帳（平成 23 年 4 月 1 日）

- ◆面積 499.00 k m²

- ◆土地利用の状況



新城市環境基本計画の概要

めざす まちの将来像

ひと みなと
— 市民がつなぐ 山の湊 創造都市 —

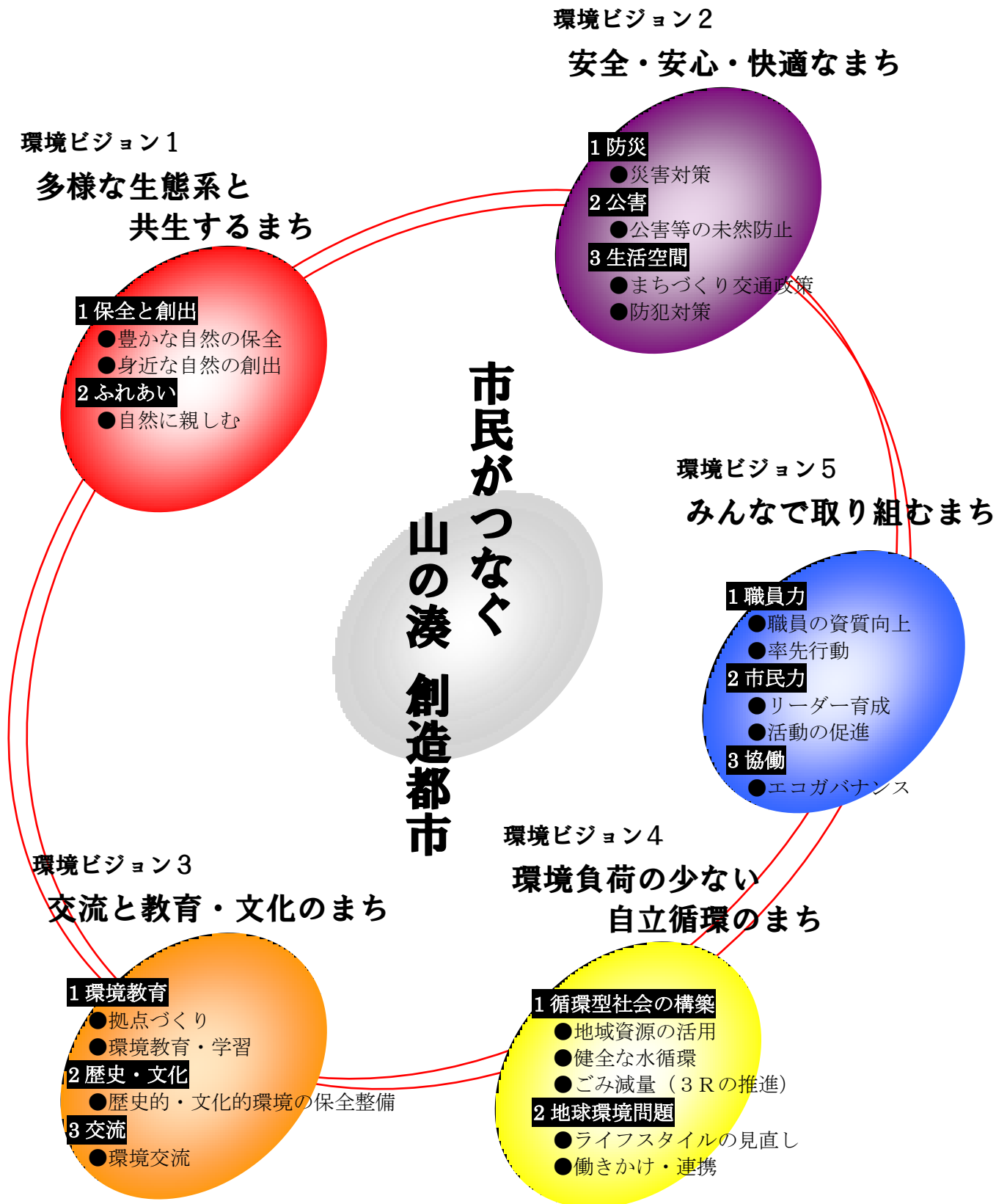
平成 20 年 3 月、新市になって初めての総合計画を策定しました。

この計画は「新たな公共が導く市民自治社会の実現」をまちづくりの基本理念に「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現を目指していくための経営戦略プランとして期待が込められています。そしてこの計画には 4 つの基本戦略があります。そのひとつが「環境首都創造」です。

今日の環境問題は、わたしたち一人ひとりが速やかに対応すべき課題であると言えます。私たちが今ある豊かな自然環境のもとで健康かつ快適に暮らし、それを将来世代に引き継いでいくためには、行政はもとより、市民、事業者など地域すべての参加と協働による持続可能な社会づくりが必要です。

こうした社会が確実に構築できるよう総合計画を環境面で後押ししていくものが「環境基本計画」です。

環境ビジョンと基本方針



I 環境基本計画に沿った 施策と現況



環境ビジョン 1

多様な生態系と共生するまち

わたしたちは、その地域の風土や心身ともに健康的な暮らしを営むために恩恵を与えてくれる多様な自然生態系の一員として存在しています。しかし、わたしたち人間の身勝手な自然破壊による影響は、今や地球上のあらゆる生物多様性だけにとどまらず、生命の危機というところにまで議論が及ぶようになりました。

多様な生態系を育み、二酸化炭素の吸収や水源涵養などの公益的機能としてだけでなく、地域の文化や風土、産業発展の基礎として、あらゆる生命の源である自然環境を保護し、維持・保全しなければならないという意識は世界中で高まり、具体的な活動や研究、開発等が進められています。

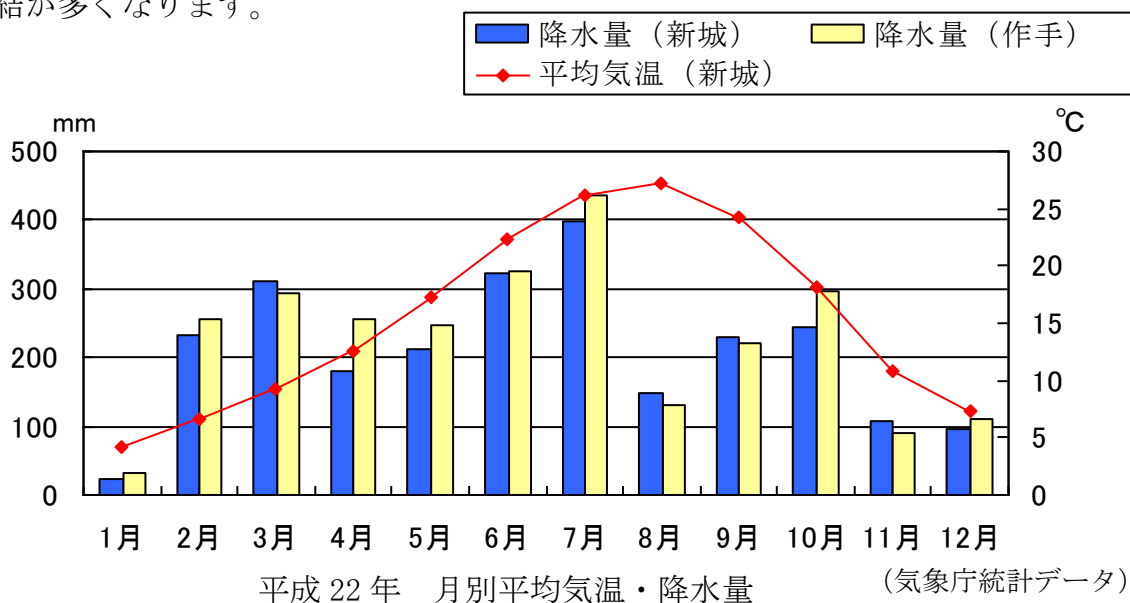
本市には、幸いにもまだ、多種多様な野生生物が生息する豊かな自然環境が市全域にわたり存在しています。

わたしたちは、自然環境を大切にすることを育み、多様な生態系を維持・保全しながらも、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共生するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

【自然環境の把握】

1 気候

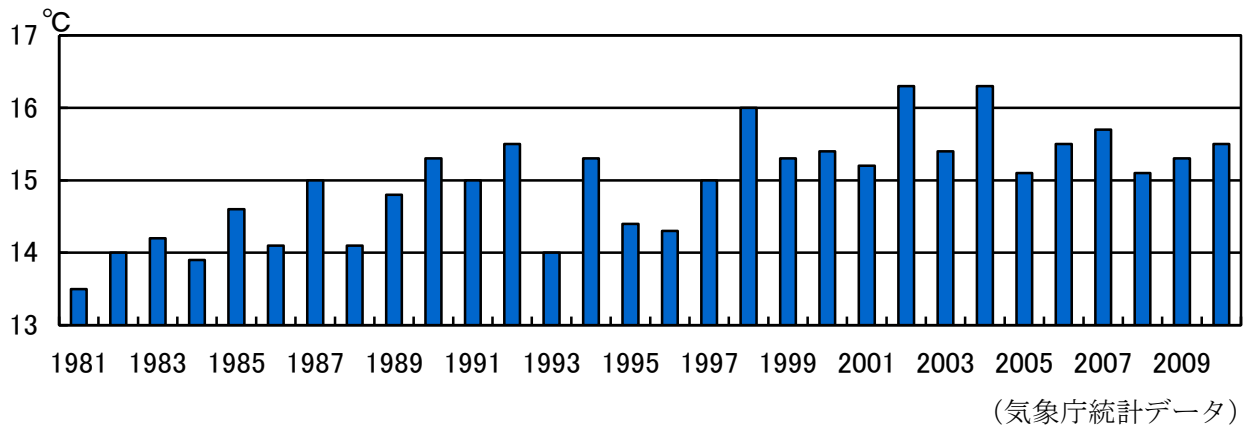
本市は、新城・鳳来地区と作手地区との市域高低差が約500mあります。豊川沿いに位置する新城・鳳来地区の年平均気温は約15℃と比較的暖かな地域ですが、作手地区になると約12℃となり、市域内で2～3℃の気温差になります。また、総雨量も気温と同様に市域に差があります。降雪は、豊川沿いに位置する地域では毎年12月から3月までに数回記録されますが、積雪はほとんどありません。作手地区になると、冬場は積雪や道路の凍結が多くなります。



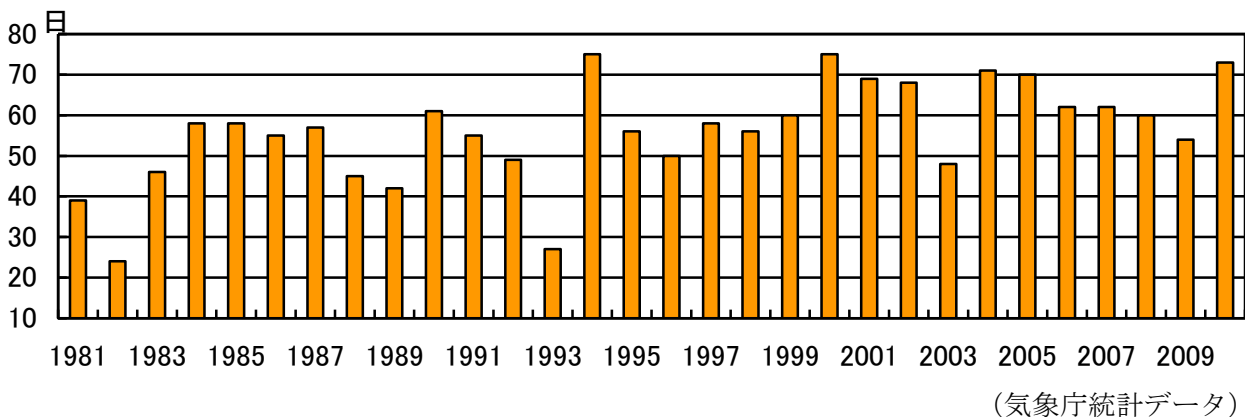
1981年から2009年までの29年間のデータを比較すると、年平均気温は上がったたり下がったりをくり返しながらも徐々に気温が上昇傾向にあるのがわかります。特に1997年以降、年平均気温が15℃を下回ることはありません。

また、最高気温30℃以上の「真夏日」日数、最低気温0℃未満の日数においては、直近の10年間と1981～1990年の10年間とを比較してみても、温暖化傾向にあることがわかります。

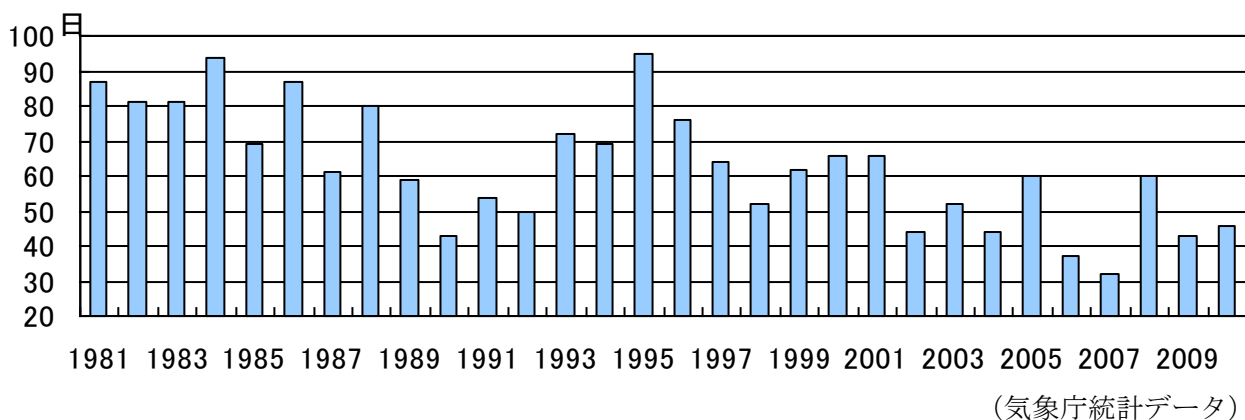
【年平均気温の推移】



【最高気温30℃以上の日数】



【最低気温0℃未満の日数】



※観測点は、2002年以前は旧鳳来町長篠地内にありました。現在は、新城市富沢地内に移設されています。

2 地形・地質

段戸高原を源とする豊川（寒狭川）と宇連ダムを起点とする宇連川が鳳来寺山の東西を挟むように流れています。

この2河川が、長篠の戦いの中心となった長篠城址の下で合流し、豊川本流となり三河湾へと注がれます。

この豊川に沿って日本最長の断層帯「中央構造線」が縦走り、地形と地質を豊川本流右岸の内帯と左岸の外帯に分けています。内帯側の地質は、花崗岩類・領家変成岩類と堆積岩、火山岩類が分布しています。

外帯の地質は、主に緑色片岩や黒色片岩からなる三波川帯で構成されています。これらは、平坦地が洪積層・沖積層となっています。



作手地区 長ノ山湿原

作手地区は床土が水をにがさない粘土であること、平らな地形で湧き水があり、夏の気温が低く雨の多い気候であることなどの条件から6か所の湿原が点在しています。作手の湿原は、愛知県で唯一、土の酸素が少なく酸性が強いため植物が腐らずに炭のようになるでい炭のある湿原であることから「日本の重要湿地500」に選定されています。

3 植生

本市の行政面積は、83.5%が森林で、尾根沿いを中心に在来の常緑広葉樹林が点在しているものの、森林面積の80%以上はスギやヒノキの人工林となっています。

新城・鳳来地域は、暖地系の植物の多い地域で、特に鳳来寺山は、ホソバシャクナゲの自生地として全国的にも有名です。また、ツガ群落の他、亜高木のヤブツバキ、アラカシ、ツクバネガシや低木層のアオキなどが常緑広葉樹林の群落をつくり、シダ植物以上の高等植物が800余种確認されています。天然のよい植物見本園として、国の名勝および天然記念物に指定されています。

豊川沿いにおいても、比較的自然植生が多く種類も豊富です。特に桜淵公園の蜂の巣岩付近は、石灰岩を含む地質で構成されており、クモノスシダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物が見られます。

作手湿原には、全国的に見ても絶滅の危険性のあるサギソウ、トキソウ、サワラン、ヤチスギランや県内でもこの地域でしか見られないサギスゲ、ミタケスゲ、ヌマクロボスゲ、ツルカミカワスゲ、ミヤマナルコスゲなどの貴重なものがみられます。

4 動物

本市は、豊川・矢作川にそそぐ支流小河川とその周辺の農地および外縁部の山地などほぼ市域全体が豊かな自然環境に恵まれており、多くの動物が生息しています。

種 類	解 説
哺乳類	雁峰山から本宮山にかけての北部山地と東部および南部の山地を中心にニホンザルをはじめイノシシ、タヌキ、ニホンリス、ノウサギなどの生息が見られる。また、本宮山を中心とする地域にホンシュウシカ（ニホンジカ）の生息地、山地と一部の社寺林にはムササビの生息が確認されている。
鳥類	豊川やそれにそそぐ小河川を中心に市域外縁部の山地まで全域にわたり多くの野鳥が生息している。豊川には、オシドリや「水辺の宝石」ともいわれるカワセミが生息しており、桜淵公園だけでも年間を通して約80種の野鳥が確認されている。また、鳳来寺山や作手地区の山々には「仏法僧」と聞こえる鳴き声で有名なコノハズクの生息が確認されている。
魚類	天然記念物ネコギギをはじめ、ウナギ、アユ、オイカワ、ウグイ、コイ、ホトケドジョウ、メダカなどの生息が確認されている。しかし、市内の沼や池には外来種ブラックバスやブルーギルなどが繁殖していることから在来種の生息が危ぶまれている。
昆虫類	本市の様々な植生により多くの種類が確認されている。1983年（昭和58年）3月に市の天然記念物に指定されているヒメハルゼミをはじめ多くのセミ類やトンボ類、チョウ類、カブトムシ、ミヤマクワガタ、ノコギリクワガタなどの甲虫類やタガメ、ヒメボタルなど生息するとされている。しかし、スギやヒノキの植林地が広がり、シイ・カシ林に生息するとされるヒメハルゼミの確認が難しくなっていると同時に、その他の昆虫類も開発や農薬などの影響を受け確認事例が減少傾向にある。また、外来種による日本固有の生態系への影響が懸念されている。
爬虫類	シマヘビ、ジムグリ、タカチホヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシなどのヘビ類やニホンイシガメ、ニホンカナヘビ、ニホントカゲが確認されている。最近では、ペットとして飼われていた外来種が巨大化などにより自然に放たれることにより、在来種の生態系への影響だけでなく、人への危害も懸念されている。
両生類	山地の樹上で昆虫やクモ類などを食べ、単独で生活する日本固有のモリアオガエル、ヒキガエル、アマガエル、トノサマガエルなどのカエル類やイモリが確認されている。モリアオガエルは、県内でも特にこの地域での生息が確認できる。



1 保全と創出

●豊かな自然の保全

【生命の源としての自然の確保】、【生物生息空間の保全・維持】

●身近な自然の創出

【原風景の回復】

《四谷の千枚田の特徴》

千枚田のある四谷地区は鞍掛山（標高883メートル）の南西斜面に広がる山間集落で、石積みの棚田は、標高220メートル付近から鞍掛山頂に向かって標高430メートル付近まで広がっており、その標高差は約210メートルにもなります。また、棚田は、鞍掛山を水源に持ち、四谷の千枚田を囲むように山あいには大代、大林、身平橋、田の口の4集落で構成されています。

鞍掛山の中腹からこんこんと湧き出てくる水は、毎秒20リットルで潤れることも無く、昔から大雨が降っても濁らず、生活排水の混入もなく、石積み水路と透明感のある清水が三筋の沢として流れ、棚田を潤しています。

傾斜地山林を苦勞して開墾し、構築された石積みは、鞍掛山の転石や山崩れで流出してきた石だけを積んだ棚田であり、また石積みの土地に家屋も建築しており、独特の石垣風景を呈しています。これらの自然石による石積み棚田、鞍掛山、豊富な水が正面から一望できる素晴らしい光景は訪れる人の心を和ませています。



《千枚田の魅力・能力》

山の傾斜地に作られた千枚田は、そのあぜや石垣によって大雨の際の土壌浸食を防ぎ、またその保水機能によって調整池の役割を果たし、水が一気に流水するのを抑える災害防止機能を備えています。

山の斜面や丘陵地に段々と折り重なり、その曲線美を見せる四季折々の棚田の風景の美しさは、はるか太古の昔から日本の原風景として日本人の心に潤いとやすらぎを与えて来ました。

「四谷の千枚田」は大雨でも濁らない湧き水を持ち、おいしい米（棚田米）を生み、四季折々に多彩な表情を見せてくれて奥深い魅力を秘めています。常に水をたたえて豊かな緑を育む田は、様々な動植物にも生息空間を提供しています。「四谷の千枚田」ではモリアオガエルの卵も見られます。

《鞍掛山麓千枚田保存会》

千枚田の保存活動を通じて、農業労働力の確保と農業振興および地域の活性化を図るため組織されたグループです。活動内容としては耕作放棄地の解消に取り組むとともに「田植

え体験」「稲刈り体験」「生き物観察会」など都市と農村の交流も図っています。この他にも水路、里山の環境整備を行い、美化活動にも取り組んでいます。

◇鞍掛山麓千枚田保存会(平成22年度活動実績)

実施日	活動内容
4月7日(水)	横浜ゴム新城工場新規採用職員社員研修(4年目) 内容:新入社員34名、総勢47名参加 ふれあい広場環境整備及び千枚田概要説明
5月8日(土)	新城高校農業クラブの育農学習 内容:農業クラブのメンバー、自主的参加の生徒、約40名参加
5月22日(土)	方瀬集落生活道路の景観整備 横浜ゴム千年の杜第二期植樹祭参加
5月26日(水)	保存会、連谷お助け隊合同の景観、環境整備活動
6月5日(土)	第5回お田植え感謝祭「みんなで灯そう千枚田」 沢山の方々の手でろうそくに次々と火が灯され、美しい空間が作り上げられた。 主催:連谷お助け隊
6月19日(土)	鳳来寺山自然科学博物館主催「生物多様性を学ぶ現地見学会」
7月25日(日)	保存会、連谷お助け隊合同の千枚田施設補修作業
9月9日(木)	東海農政局土地改良技術事務所技術指導官現地研修会
10月8日(金)	アストラゼネカ社社会貢献活動受け入れ(AZ社員22名)
10月18日(月)	ドイツ議員来訪
10月23日(土)	東海農政局主催COP10公式エクスカージョン 内容:世界15カ国、21名訪問
10月22日~23日	第16回全国棚田サミット参加(13人) 於:静岡県松崎町
11月21日(日)	保存会、連谷お助け隊合同 環境整備活動(四谷地区大林地内)
1月29日(土)	滋賀県大津市仰木の農家19名 獣害対策視察 内容:獣外対策の情報収集及び意見交換
2月5日(土)	国際交流 アメリカ農業クラブ来訪



横浜ゴム新城工場新規採用社員研修



新城高校農業クラブの育農学習

◇豊橋調理製菓専門学校千枚田活動事業

実施日	活動内容
5月13日(木)	食育学習 田植え実体験(40人参加)
6月10日(木)	生息環境調査、田の草取り、 梅の収穫(40人参加)
9月9日(木)	稲刈り(38人参加)
9月29日(水)	脱穀(35人参加)



《地域の活動》

「田吾作」

耕作者の高齢化などにより棚田の耕作ができなくなった農地を借りて、減農薬、有機栽培での耕作に極力努め、耕作放棄地の解消を図っています。ここで収穫したもち米を活用して都市住民を交え、棚田で昔ながらの杵と石臼で餅つき大会を行うなど都市と農村の交流も行っています。

「連谷お助け隊」

地区内の若者有志が中心となり、平成17年に開催された「全国棚田(千枚田)サミット」の支援組織として発足し、その後、千枚田保存会、田吾作、直売所などと協力しながら、環境景観整備、耕作支援、地域活性化活動、都市農村交流活動など地域への幅広い事業をサポートしています。

「連谷小学校」

地元の連谷小学校は複式学級の児童数10名の小さな学校です。地域の自然や社会を生かした全校活動として総合的な学習の時間を使い、「四谷の千枚田」で田おこしから脱穀まで稲作の1年を通じての作業を「学校田」として全校で行い、平成19年度からは『千枚田で生きる』というテーマで、食育も大きく位置づけて取り組み、地域の方と一緒に活動しています。

実施日	活動内容
4月26日(月)	田起こし
5月10日(月)	代かき
5月20日(木)	田植え
6月16日(水)	草取り
8月23日(月)	田の草取り
9月2日(木)	案山子立て
9月29日(水)	稲刈り
10月13日(水)	脱穀
10月27日(水)	もみすり
11月27日(土)	もちつき



【自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり】

《景観セミナー》（都市計画課）

一番身近な生活景観である町並みにスポットをあて、これからも住み続けたい、子どもにも住んで欲しい、「住みたくなるまち“新城”」になるために、今、自分たちで何ができるのか、何が必要かを考えるための「景観セミナー」を開催しました。

愛知県立芸術大学教授野田理吉^{の だ り き ち}氏を迎え、他市の成功例や景観を保全する上で起きている問題、さらに城下町として栄えたころの面影を残し、神社や仏閣などが点在する歴史的景観との調和を保ちながら形成する新城らしい町並みづくり、地元材や緑を生かした町並みづくりの提案など、分かりやすく説明していただきました。

日 時：平成22年12月6日(月) 午後7時から

場 所：新城市商工会館2階研修室

講 師：愛知県立芸術大学美術学部

教授 野田理吉^{の だ り き ち}氏

内 容：講演

「あなたの心に残る住みたくなるまち
“新城”～今、私たちにできること～」

参加者：19名



《景観講座》（都市計画課）

都市計画課では景観まちづくりの一環として、小学校高学年を対象とした景観講座を開催しました。新城市の良さを知るとともに、その良さを守り次世代に残すための方法などを考えるきっかけとして、社会科及び総合学習などを利用し、景観について学んでいただくために行いました。

第1回

日 時：平成22年5月26日(水)

開催校：鳳来寺小学校

参加者：5年・6年生 7名



第2回

日 時：平成22年12月1日(水)

開催校：東郷西小学校

参加者：5年生2クラス 54名

《新町地区まちづくり協議会》

平成22年度事業概要

①ひだまりパーク・街路樹「陽光」の管理

陽光桜の手入れを行うとともに新桜通りの清掃を定期的の実施し美化に努めました。ひだまりパークの管理においては、案山子・イルミネーション・門松などを飾り付け、四季の演出を行いました。



平成22年 7月10日撮影



平成22年 9月27日撮影

②まちなか景観向上のための活動

花のまちづくりの実践としてガーデニング講習会を開催し、講習会で作った寄せ植えを東新町駅舎に設置しました。新桜通りでは、フラワーポットを継続して設置しました。ひだまりパークにゴーヤと朝顔を栽培し、緑のカーテンを実施しました。新桜通りふえすたのイベントとして「花灯路(はなとうろう)」を開催しました。食彩園「やどかり」では、コスモスを栽培して「秋桜迷路」を作りました。

③まちづくり憲章の周知

商工会主催の新桜通り夜店に参加し、まちづくり憲章が書かれた「エコうちわ」を来場者に配り、周知を図りました。

④協議会活動の輪を広げる

多くの人にまちづくり活動を理解し、参加してもらえるよう、伝統的な町並みの面影を今に伝え、住み続けるまちとして接する人々に安らぎを与え、心の豊かさをもたらしている奈良県奈良市「ならまち」を視察しました。また、東新町公民館まつりに参加し、食彩園やどかりで栽培した大根を使った「やどかりおでん」の試食を行い、地域の方々との交流を深めました。

⑤その他

- ・第20回全国花のまちづくりコンクール
団体部門入選（同推進協議会主催）
- ・新城市市制施行五周年表彰 感謝状受領



平成23年 3月16日撮影

◇新町地区まちづくり協議会(平成22年度活動実績)

実施日	活動内容
4月13日(火)	例会 総会について
4月23日(金)	総会
5月18日(火)	例会 22年度事業について
5月23日(日)	作業 新桜通りの花の植え替え・陽光桜の剪定
6月15日(火)	例会 夜店参加について
6月27日(日)	作業 ひだまりパークの七夕の飾りつけ
7月13日(火)	例会 夜店参加・視察について
7月24日(土)	新桜通り夜店参加 まちづくりエコうちわを無料配布
8月22日(日)	作業 やどかり花の種まき
8月24日(火)	例会 視察について
9月19日(日)	作業 新桜通りの芝生の手入れ・やどかり花の種まき ひだまりパーク案山子の設置・草取り
9月21日(火)	第20回全国花のまちづくりコンクール 団体部門入選
9月23日(祝)	視察 奈良県奈良市「ならまち」
10月3日(日)	新城市市制施行五周年表彰 感謝状受領
10月5日～	「秋桜迷路」開催
10月26日(火)	例会 東新町公民館まつり参加・花の植え替えについて
11月7日(日)	例会(作業) 新桜通りの花の植え替え
11月17日(水)	作業 ひだまりパークにイルミネーション設置
11月28日(日)	東新町公民館まつり参加 やどかりおでんの試食会
12月7日(火)	例会 新桜通りふえすたについて
12月12日(日)	作業 ひだまりパークに門松設置
1月18日(火)	例会 新桜通りふえすたについて ガーデニング講習会について
2月8日(火)	例会 新桜通りふえすたについて ガーデニング講習会について
2月20日(日)	ガーデニング講習会開催 作業 ひだまりパークのパーゴラ防腐剤塗布
3月2日(水)	例会 新桜通りふえすた・総会について
3月13日(日)	作業 東新町駅にガーデニング講習会の花を20鉢設置

2 ふれあい

●自然に親しむ

【自然に親しむ心の醸成】

子どもの頃から日常的に自然に親しみ、ふれあう機会をつくることで、自然を大切にす
る心を醸成します。

《園児が鮎とアマゴの稚魚放流》

平成22年5月18日(火)、庭野地区の豊川左岸で、新城幼稚園の園児97人が鮎とアマゴの稚魚を放流しました。園児が放流した鮎の稚魚など約3,000匹は、豊川を元気に遡上^{そじょう}していきました。

川の豊かさや楽しさを知ってもらおうと、豊川上漁協と市観光協会が、毎年鮎釣り解禁日を控えた時期に、地元の園児を招待して行っている。

園児たちは素足で浅瀬に入ると、バケツの中の魚を川へ放し、魚が元気に泳ぎだす姿に大きな歓声をあげていました。



《親子せせらぎエリア》(生涯学習課)

市最大の特徴である自然環境は、住民の居住空間そのものであり、これを市民共有の財産として、良好な状態で将来に引き継いで行かなくてはなりません。

教育委員会では、子どもの頃から、新城のすばらしい自然にひたり、ふるさとのよさを体感できるよう、「親子せせらぎエリア」を設けました。

水がきれいで、浅瀬で安全性があり、近くに駐車場やトイレのある、地元のご理解の得られた3箇所です。

開設期間：平成22年7月31日(土)～8月16日(月) 午前10時～午後4時

開設日数：17日間(内中止1日)

利用者数：大人 534人 こども 484人 合計 1,018人

内訳：

場所	新城・牛倉地区 大宮川	鳳来・川合地区 乳岩川	作手・善夫地区 菅沼川
大人	41人	45人	448人
こども	41人	53人	390人
計	82人	98人	838人



新城・牛倉地区の大宮川

- 井ノ口橋下流50メートル・仮設トイレあり、駐車場は牛倉公民館
- 大宮川の河川改修により誕生した親水エリアです



鳳来・川合地区の乳岩川

- 中流付近50メートル・駐車場、トイレは入山入口
- 天竜奥三河国定公園内にあり、水はすきとおり大変きれいです



作手・善夫地区の菅沼川

- 善夫橋下流50メートル・駐車場、トイレは「涼風の里」
- 小さな産直物の販売と軽食を出す「豊登き屋根」の付近です



環境ビジョン 2

安全・安心・快適なまち

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかにくらすことのできる生活環境は、持続可能な地域社会を実現するための基盤となる重要な要素です。

本市は、東海地震、東南海・南海地震といった予測される大地震に係る地震防災対策強化地域や推進地域に指定※されており、効果的・効率的な被害軽減策が求められています。さらに事業活動、家庭生活等に伴う公害苦情等の未然防止体制の強化を行う必要があります。そのためには、地域が一体となり、早急かつ的確に行わなければなりません。

また、地球環境問題の深刻化により、自動車利用に係る環境負荷の低減や公共交通システムの向上といった交通政策にも取り組む必要があります。

これらは、奥三河地域の都市拠点としての市街地整備、少子高齢化対策、交通安全や防犯対策等のまちづくりと連動して行うことで、環境面だけでなくまちの賑わいや地域の活性化へと進展していきます。

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

※大規模地震対策特別措置法および東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で指定されている

1 防災

●災害対策

【防災体制の連携強化】

《消防力の強化》

「消防組織」

①常備消防力の強化

消防資機材の整備、増強や備蓄を進め、消防力の強化拡充に努めています。

また、消防職員の増員も年次計画に盛り込み、今後も消防施設整備の促進及び広域消防の推進により消防力の増強に努めていきます。

②消防団機能の強化

消防団は、市民に対する火災予防の広報、地震災害に関する広報、初期消火、救助活動、常備消防隊に協力しての火災防御、避難勧告・指示の伝達及び誘導、情報の収集及び伝達をその任務としています。このため、これらの行使に必要な活動資機材の改善、充実を図るとともに、訓練の実施等により質的向上を図っています。



《広域応援体制の整備》

地震災害の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、県、市の各機関は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より広域的な応援体制の整備を図ることとしています。

「広域応援協定」

市域にかかる災害について適切な受援措置を講ずるため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、その応援内容についてあらかじめ相互に応援協定を締結し、実施体制を確立していきます。

「救援隊等による協力」

①緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めています。

また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めています。

②広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めています。

③愛知県内広域消防相互応援協定

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

④愛知DMATによる医療救護活動

愛知県内外で大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

《防災学習ホール》

消防防災センターの1階に「防災学習ホール」が整備され、平成20年4月から一般市民向けにオープンしました。この防災学習ホールは、市民の皆さんが自分の住む地域、そして「我が家」が災害時にどのような状況に置かれるのかを学び、災害への備えを日常生活で実践するきっかけを提供しています。



新城市消防防災センター（平井地内）



防災学習ホール

【地域自主防災の推進】

大地震が発生した場合は、交通機関などの途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりすることが予想されます。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織において、火災予防、初期消火、被災者の救出救護、避難などを組織的に行うことが重要です。

また、自主防災組織の活動は、東海地震に関連する情報の正確な伝達、混乱の発生防止などについても大きな役割を果たすものと考えられます。このため市は、住民による自主防災組織の育成に努めるとともに、地域の施設及び事業所並びに公的団体等と有機的な連携を図ります。その際、女性の参画の促進に努めることや、いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関などのネットワーク化の推進に努めています。

《自主防災組織の活動》

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めています。

市内全行政区に自主防災会が149団体組織され、地域に密着した活動が展開されています。それぞれの防災会では、防災会長、防災専門員を中心として防災訓練や災害備蓄品の整備などを実施しています。過去の大規模災害の例を見ても、自主防災会の果たす役割は重要であり、特に救助活動、災害時要援護者の安否確認などの初期対応にはなくてはならない存在です。

「自主防災会の役割」

自主防災会は大規模な災害が発生した場合に、地域住民の救出救護、消火活動等の応急活動を実施するばかりでなく、日ごろから防災啓発や、防災点検、災害時要援護者対策などを実施し地域の防災力向上を推進しています。

「自主防災会各班の働き」

自主防災会では、防災会長、防災専門員を中心に消火班、情報班等の班が編成されており、組織的な防災活動が図られています。



炊きだし訓練の様子



消火訓練の様子

《新城市防災ボランティア登録制度の活用》

市は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめボランティアによる被災地支援の意思のある個人またはグループを募集し「新城市防災ボランティア」として登録し、災害時における物資の輸送・整理、避難者の生活支援、避難所の管理・運営補助、給食・給水サービス、災害時要援護者への支援などの協力を要請します。

《防災ボランティアコーディネーター》

大規模な災害が発生したとき、市が設置するボランティア支援本部で各地から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズ（求めていること）を把握し、適材適所へボランティアを派遣する「被災者とボランティアのパイプ役」です。

《新城市防災ボランティアの会》

設立：平成15年4月

会員：消防団OBで組織されている3団体と、アマチュア無線の会、個人会員等

会員数：120人

活動内容：①演習訓練

②各種防災セミナー受講

③被災地での支援活動

◇平成22年度新城市防災ボランティアの会事業実績

	月 日（曜日）	会 場	事 業 名
1	3月30日（火）	消防防災センター	第1回役員会
2	4月23日（金）	消防防災センター	第1回定例会
3	9月16日（木）	消防防災センター	第2回役員会
4	10月23日（土）	名古屋港防災センター	視察研修
5	11月 6日（土）	消防防災センター	第1回演習訓練 内容：ボランティア支援本部の立上げ及び運営等に関する模擬演習
6	11月28日（日）	新城市立巴小学校	新城市地震防災訓練 内容：ボランティア支援センター 設営・運営訓練
7	1月28日（金）	消防防災センター	第3回役員会
8	2月27日（金）	田原市渥美文化会館 消防防災センター 豊川市文化会館	防災セミナー 講演：「転ばぬ先の災害情報収集と避難」

2 公害

●公害等の未然防止

【公害を未然に防ぐ体制強化と連携】

《公害苦情等の状況》

平成22年度の公害・苦情等の申し出件数は125件ありました。件数の内訳は、不法投棄が一番多く39件、次いで水質汚濁が29件でした。(参考：平成21年度－野焼き23件、不法投棄20件) また、典型7公害のうち水質汚濁に関するものは29件あり、その内訳は特に緊急を要する油の流出などによるものでした。

市域が広い本市においては、豊川や矢作川の上流域としてすばやい対応を行う横断的な組織体制の強化に努めています。

◇公害・苦情等発生件数（平成22年度）

公害苦情の種類		件数	公害苦情の種類		件数
典型7公害	大気汚染	18	典型7公害以外	不法投棄	39
	水質汚濁	29		害虫等の発生	4
	土壌汚染	7		野良猫	0
	騒音	5		野生動物等の保護	1
	振動	0		その他	13
	地盤沈下	0			
	悪臭	9		小計	57
小計	68	合計	125		

《騒音・振動に係る届出》

生活環境の保全、人の健康の保護の観点から、特定施設（著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場）の設置及び特定建設作業（著しい騒音・振動を発生する作業）の実施については、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要です。法律による届出の対象地域は、新城地区が該当します。

特定施設の設置届出

◇騒音に係る特定施設（平成22年度）

施設の種類	法律			県条例		
	設置	変更	総数	設置	変更	総数
1 金属加工機械			166			219
2 空気圧縮機械等	1	15	361	77	28	644
3 土石用破碎機等			3			17
4 織機			6			0
5 建設用資材製造機械			3			8
6 穀物用製粉機			61			0
7 木材加工機械			75			45
8 抄紙機			0			0
9 印刷機械			9			5
10 合成樹脂用射出成形機	7	2	25			12
11 鋳型製造機			9			0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	11	2	84
13 送風機および排風機	—	—	—	35	23	336
14 走行クレーン	—	—	—			15
15 洗びん機	—	—	—			0

16 真空ポンプ	—	—	—	6	5	25
施設の合計	8	17	718	129	58	1,410
工場等の実数	1	0	108	18	5	187

◇振動に係る特定施設（平成22年度）

施設の種 類	法 律			県 条 例		
	設置	変更	総数	設置	変更	総数
1 金属加工機械			223			154
2 圧縮機および冷凍機	1	7	208	80	28	706
3 土石用破砕機等			9			21
4 織機			0			12
5 コンクリートブロックマシン等			4			1
6 木材加工機械			4			0
7 印刷機械			7			1
8 ゴム練用ロール機等		12	31	4		8
9 合成樹脂用射出成形機	7	2	31	7		18
10 鋳型製造機			10			0
11 穀物用製粉機	—	—	—			0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	11	2	78
13 送風機および排風機	—	—	—	35	65	503
施設の合計	8	21	527	137	95	1,502
工場等の実数	1	0	74	18	5	162

特定建設作業の届出

◇騒音に係る特定建設作業（平成22年度）

施設の種 類	法 律	県条例
1 くい打機等を使用する作業	9	4
2 びょう打機を使用する作業	0	0
3 さく岩機を使用する作業	10	26
4 空気圧縮機を使用する作業	12	21
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0
6 バックホウを使用する作業	45	0
7 トラクターショベルを使用する作業	1	0
8 ブルドーザーを使用する作業	18	263
9 建造物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	—	1
10 コンクリートミキサー等を使用する作業	—	155
11 コンクリートカッターを使用する作業	—	11
12 ディーゼルエンジン原動機を用いる作業	—	0
13 ロードローラー等を使用する作業	—	212
合 計	95	693

◇振動に係る特定建設作業（平成22年度）

施設の種 類	法 律	県条例
1 くい打機等を使用する作業	11	2
2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	2	0
4 ブレーカーを使用する作業	29	16
合 計	42	18

《悪臭関係工場等の届出》

悪臭を発生させる工場等は、県民の生活環境の保全等に関する条例により、毎年悪臭物質の排出状況などについて届出をすることになっています。

《悪臭防止法に基づく規制方式および規制地域の変更》

市では、これまで悪臭防止法による規制を分析機器により測定する「物質濃度規制」によって行ってきましたが、近年生活様式が変化し、物質濃度規制では効果が現れない複合臭等の悪臭原因物質への対応が求められるようになりました。そこで、平成21年3月1日から、悪臭の規制方法を人間の嗅覚を用いて測定する「臭気指数規制」に変更しました。また、これに併せて、規制地域を旧新城地域から市内全域としました。

(臭気指数規制とは)

臭気指数規制は、近年の悪臭苦情に対応した規制として平成7年に導入され、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を臭気指数として数値化したものです。具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで希釈したときの希釈倍数(臭気濃度)の対数値に10を乗じた値です。

(規制地域の区分)

土地の利用状況や悪臭に対する順応性を考慮して、規制地域を3つに区分します。

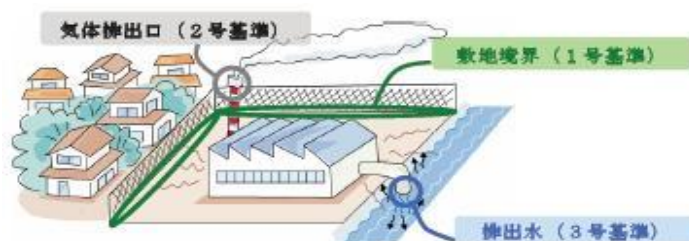
地域区分	内 容	区 分
第1種地域	専ら住居の用に供されている地域のような悪臭に対する順応の見られない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種地域	第1種地域と第3種地域の間位置する地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域
第3種地域	主に工業の用に供されている地域 その他悪臭に対する順応の見られる地域	工業地域、工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外の地域

(規制基準)

規制基準は、規制地域の区分及び採取地点である敷地境界線(1号基準)、気体排出口(2号基準)、排水(3号基準)の3点でそれぞれに各基準が定められています。なお、気体排出口及び排水の規制基準は敷地境界の基準をもとに定めています。

地域区分	臭気強度	第1号規制基準 敷地境界線上	第2号規制基準	第3号規制基準
第1種地域	2.5	12	※	28
第2種地域	3.0	15	※	31
第3種地域	3.5	18	※	34

※悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出



◇平成22年度の届出状況

施設の種類		届出件数
畜産農業	豚房施設	6
	牛房施設	27
	鶏飼育	8
	うずら飼育	1
	小計	42
ゴム製品製造業		2
し尿処理施設		1
ごみ処理場		5
合計		50

臭気濃度（希釈倍率）と臭気指数の関数

臭気濃度	臭気指数	臭気の状態	※臭気濃度とは、希釈倍率のことをいい、臭気指数は次の数式で算出します。 臭気指数=10×Log(臭気濃度)
10	10	ほとんどの人が気にならない	
16	12	気をつければ感じるにおい	
32	15		
64	18	楽に感知できるにおい	

《環境保全協定の締結》

新城市は、昭和48年から市内で操業する企業と「公害防止協定」の締結を進めてきましたが、市や企業を取り巻く環境も大きく変化してきたため、平成20年度に協定内容の見直しを行い「環境保全協定」として再締結しました。

環境保全協定は従来 of 公害防止協定に「地球温暖化防止」や「周辺住民とのコミュニケーション」などを盛り込み、環境汚染の未然防止及び環境保全に関する活動の推進に取り組むことを目的としています。

◇ 環境保全協定締結事業所（平成22年度末現在）

公害防止協定締結事業所名	地区	業種
株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場	新城	非鉄金属再生業
横浜ゴム株式会社 新城工場	新城	ゴム製品製造業
バルカーセイキ株式会社	新城	非鉄金属・金属製品製造業
株式会社トンボ鉛筆 新城工場	新城	事務用品製造業
コマツハウス株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
日本特殊パイプ株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社育良精機製作所 愛知新城工場	新城	電気部品加工業
光田屋株式会社	新城	洗濯業
中部鍛工株式会社	新城	鍛造製品製造業
サミット昭和アルミ株式会社 新城工場	新城	非鉄金属再生業
共和レザー株式会社 新城工場	新城	車輛用レザー製造業
セツカートン株式会社	新城	ダンボール紙製造業
夏目金網工業株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
株式会社相原製作所	新城	金属製品製造業
藤光工業株式会社	新城	木材・木製品製造業
新東工業株式会社 新城製作所	新城	一般産業用機械装置製造業
スミリン農産工業株式会社 新城工場	新城	有機培土・肥料製造業
株式会社エヌシーシー・ファクトリー	新城	自動二輪車車関連部品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 八名事業所	新城	自動車関連部品製造業
中部丸筒株式会社 新城工場	新城	丸・角紙管製造業
大森木材株式会社 新城工場	新城	建築用木製組立材料製造業
三菱電機株式会社名古屋製作所 新城工場	新城	電動機製造
三共アグロ株式会社 新城工場	新城	農業薬品製造
イズテック株式会社 新城工場	新城	荷役運搬機械器具製造業
株式会社大仙 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 八名工場	新城	金属製品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 新城事業所	新城	自動車関連部品製造業
BASF INOAC ポリウレタン株式会社 本社工場	新城	化学工業実験
株式会社シンシロケーブル	新城	電線ケーブル製造業
横浜ゴム株式会社 新城南工場	新城	ゴム製品製造業
三河材流通加工事業協同組合	新城	木材流通

株式会社新晃製作所 新城AD工場	新城	工業用パッキン製造
宇都宮工業株式会社 新城工場	新城	住宅部品製造業
知多産業運輸株式会社	新城	倉庫保管業
株式会社アイセック	新城	家庭科教材製造販売業
株式会社 動研	新城	自動車部品等製造業
株式会社 ホウセン	新城	産業用機械設計・製作業
山崎産業株式会社	新城	回転機械のメンテナンスとクレーンの製造
ユアサ工機株式会社	新城	金属加工
株式会社マテリアル新城 作手工場	作手	非鉄金属再生業
株式会社 高木製作所	作手	自動車関連部品製造業
大高精工株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社ケンメイ	新城	事業用鋼管製造業
株式会社マテリアル新城 本社工場	新城	二次合金製造業

《新城市クリーンセンターおよびその周辺のダイオキシン類調査》

市では、クリーンセンターからの排気ガスと焼却灰を埋立て処理する有海埋立処分場、クリーンセンター周辺地区において、ダイオキシン類調査を実施しています。

「調査地点」



「調査状況」

単位 (TEQ=毒性等量)

土壌 : pg - TEQ/g 大気 : pg - TEQ/m³ 水質 : pg - TEQ/l 底質 : pg - TEQ/g

調査項目・地点	環境基準	測定値										
		稼動前	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
土壌	No.1	3.1			6.1					9.5		
	No.2	2.3				0.34					2.3	
	No.3	2.5			11.0					4.2		
	No.4	6.0	3.3					8.1				
	No.5	5.4	2.2					2.1				
	No.6	0.65				0.32					2.6	
	No.7	4.7	2.3					5.5				
	No.8	13.0					8.5					19.0
	No.9	2.6			0.72					0.8		
	No.10	18.0					12.0					16.0
	No.11	1.8				1.6					2.4	
	No.12	4.2		5.4					5.3			
	No.13	3.5		5.1					7.5			
大気	0.6	0.035	0.16					0.014				
水質	1.0	0.028		0.076				0.067				
底質	樋田川	150	0.15			0.83				1.4		
	豊川		0.04	0.076		0.083				0.28		

◇クリーンセンターのダイオキシン類検査結果

TEQ=毒性等量

	排ガス (ng - TEQ/m ³ N)		ばいじん※1 (ng - TEQ/g)		焼却灰※2 (ng - TEQ/g)	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
基準値	5	5	3	3	3	3
H13	0.018	0.020	0.15	0.16	0.014	0.00019
H14	0.00012	0.000021	0.33	0.80	0.00022	0.00064
H15	0.00054	0.000043	0.086	0.23	0.00012	0.00044
H16	0.051	0	0.16	0.23	0.0002	0
H17	0.000014	0.000016	0.52	0.16	0.0015	0.00090
H18	0.0000063	0.0056	0.12	0.12	0.00043	0
H19	0.0013	0.00033	0.89	0.06	0	0
H20	0.00081	0.0032	0.080	0.052	0	0
H21	0.022	0.0059	0.060	0.48	0.00000096	0.000014
H22	0.00013	0.0024	0.19	0.17	0.00024	0.000038

※1 : バグフィルターで捕集された灰 (一般的には「飛灰 (ひばい)」と呼ぶ)

※2 : ストーカーに残った灰 (一般的には「燃え殻 (もえがら)」と呼ぶ)

◇有海埋立処分場ダイオキシン類測定結果

基準値 放流水 : 10pg - TEQ/l以下

地下水 : 1pg - TEQ/l以下

※単位 : pg - TEQ/l (TEQ=毒性等量)

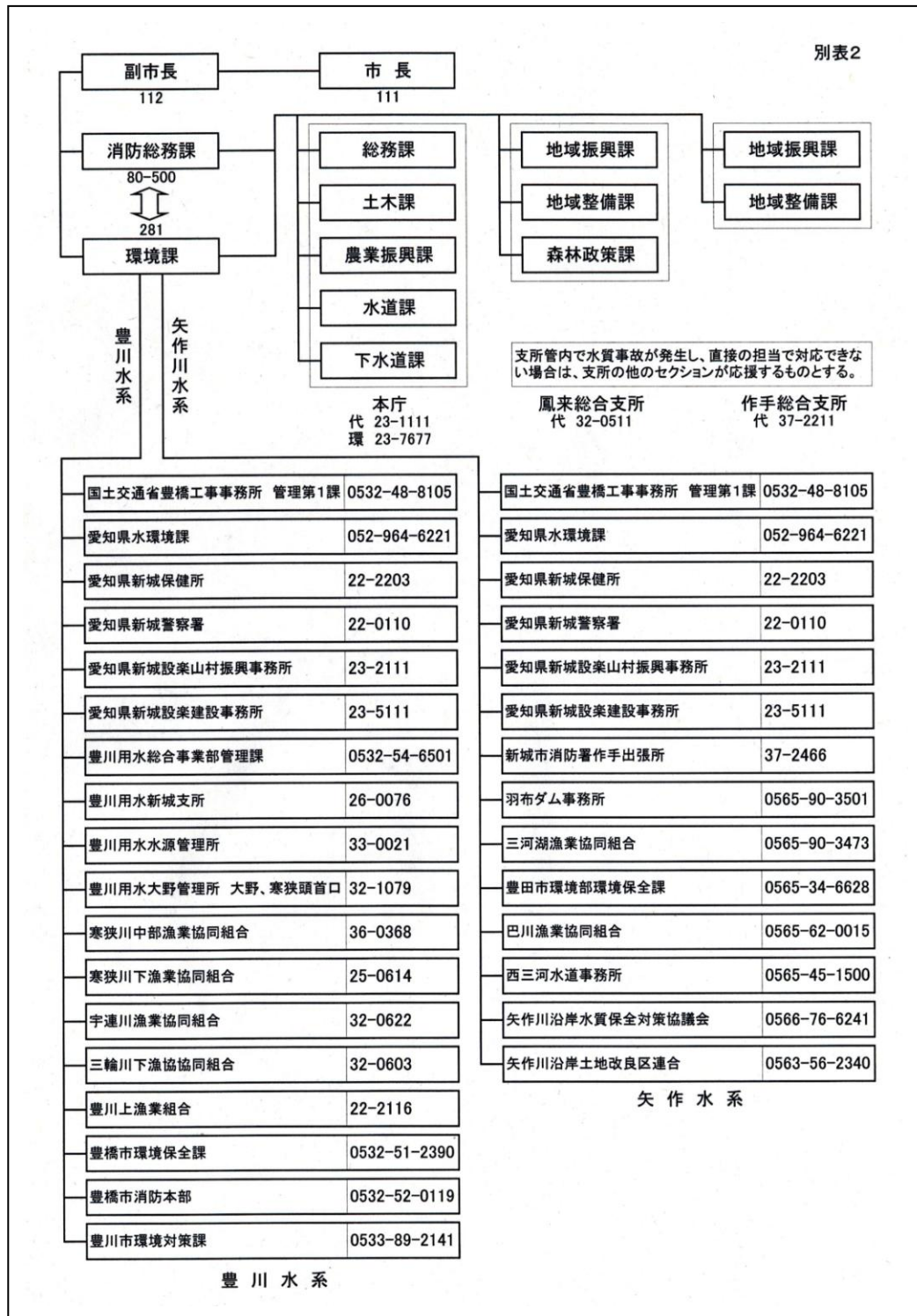
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
放流水	0.00073	0.00012	0.000075	0.000040	0.00015	0.00098	0.000040	0.018	0.00014
地下水1	0.00029	0.051	0.051	0.057	0.065	0.022	0.093	0.038	0.014
地下水2	0.56	1.0	0.062	0.29	0.069	0.026	0.12	0.045	0.018
	H22								
放流水	0.000009								
地下水1	0.062								
地下水2	0.33								

【意識の高揚】

《河川水質汚濁緊急対策》

市内の河川等における水質汚濁事故発生に伴い、市民及び豊川下流域の人の健康及び生活環境の保全並びに自然・生態系への影響等に重大な支障をきたさないよう適切な措置を効果的に進めるため、関係各課相互の連絡調整を図ることを目的とした「新城市河川等水質汚濁緊急対策要綱」並びに「新城市水質汚濁対策連絡会」を設置しています。

「新城市河川等水質汚濁緊急時連絡網」（平成22年4月1日現在-毎年更新）



3 生活空間

●まちづくり交通政策

【公共交通機関の利用促進】

《新城市地域公共交通総合連携計画》

市では、総合計画で目指すまちの将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を支える公共交通づくりのため、既存路線の維持というこれまでの考え方を改め、市民にとって満足度の高い、新たな公共交通システムの構築に向けて本気で取り組むことを念頭に、「新城市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成20年度から22年度の3ヵ年をかけて地域公共交通活性化・再生総合事業により実証運行の実施や運賃・ルートの見直し等を行い、利用者目線に立った路線の構築を図ってきました。

『連携計画の目標』

市は、これまでの既存バス路線の維持を基本とした方針を改め、より住民にとって利便性が高く、かつ効率的な公共交通を作りあげるため、6つの推進ポイントを着実に実行することで、住民に親しまれ、住民が支え、住民にとって便利な公共交通網を構築します。

新公共交通システム推進の6つのポイント

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 運行形態・路線網の検討 | 4 バス関連施設の整備 |
| 2 ニーズの把握と反映 | 5 地域・利用者の参画 |
| 3 利用しやすい料金体系 | 6 積極的な情報提供 |

『連携計画の計画期間』

計画期間は10年間（平成20年度から平成29年度）とし、計画の実現を目指します。

『協議会の設置』

法定協議会として位置づけた「新城市地域公共交通会議」を設置しています。

《新城市地域公共交通会議・協議内容》

- 1 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- 2 新城市が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- 3 新城市の公共交通政策の推進に関する事項
- 4 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

《共通回数券対象路線の拡充》

新城市地域公共交通会議で協議した結果、中宇利線と吉川市川線の運賃を平成22年4月1日から200円に統一し、また10月1からは作手線の運賃をそれまでの距離制からゾーン制とし、Sバス共通回数券の利用を可能としました。この回数券は200円のチケットが6枚綴りで1,000円（100円6枚綴りは500円）と、1回乗車分お得です。車内販売や商工会との連携により買物カードでの引き換えを始めたこと等で、回数券の売り上げは伸びています。

《ラッピングバス》

平成21年度は、鳳来地区の塩瀬線に鳳来西小学校の児童全員の絵を、また平成22年度には新城地区の北部線にバス通学をしている東郷東小学校児童の絵をラッピングしました。鳥や魚、地域の歴史を描くなど乗ることが楽しくなるバスになりました。作手地区の守義線、つくであしがる線とあわせて4台のラッピングバスが市内を走っています。どのバスも地元みなさんに親しまれ、子どもたちの通学や高齢者の通院・買い物に活躍しています。



北部線ラッピングバス

●防犯対策

【犯罪を未然に防ぐ環境整備】、【防犯組織・体制づくり】

“安全・安心して快適に暮らすことのできるまちづくり”を行うためには、私たちのまちづくりに対する“自覚と行動”が必要です。また、市民や各事業所、市等がそれぞれ協働して、積極的に取組みを行うことが不可欠です。

このため、市ではその実現に向け、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づいて、市民・事業所・市等の行動主体ごとの取組事項・取組方向を示した、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」を作成しました。この行動計画に沿って“市民総ぐるみのまちづくり運動”を展開していきます。

《取組項目》

（安全・安心なまちづくり）

- 1 犯罪の防止に関する事
- 2 地域防犯力の向上
- 3 犯罪が起きない生活環境づくり
- 4 子どもの安全確保
- 5 その他安全・安心なまちづくりに関する事

（快適なまちづくり）

- 1 ごみのポイ捨て等の防止に関する事
- 2 ペット（動物）の適正な管理に関する事
- 3 喫煙者のモラルに関する事
- 4 空地および空家の適正な管理に関する事
- 5 落書き等の防止に関する事
- 6 その他快適なまちづくりに関する事

《落書き消し隊による快適なまちづくり》

市内の国・県道および市道のような壁や地下道のほか公共トイレなどの公共施設には、心無い人達によりスプレーペンキなどによる落書きが行われています。

こうした悪質な落書きは、市民や市を訪れた方々に不安や不快感を与えると同時に、地域犯罪への結びつきが懸念されています。

市では、安全・安心なまちづくり事業の一環として、



青パト隊



落書き消し隊

このような落書きの消去を自主的に行っていただくボランティアを募集したところ大勢の方々から応募をいただきました。

この落書き消し隊の活動により、市内の公共施設への落書きは大変少なくなりましたが、まだまだ後を絶ちません。安全で快適な環境を保つため、落書き消し隊の活動はこれからも続けていきます。

《こども110番バス》

市では、安全・安心なまちづくり事業の一環として、児童等の安全確保を目的として市内を走る路線バスおよび市営バス等を活用した「こども110番バス」を平成20年度から運行しています。

このバスには、正面および乗車口に「こども110番バス」であることをシールで表示し、児童等が身に危険を感じたときに助けを求めたり、運転手が必要と判断したときは、バス内に児童等を一時的に保護して警察に通報するなどの措置がとられます。



《放置自転車への対応》

最近市内の駅周辺などには自転車が乱雑に駐輪され、中には長期間放置されているものもあります。放置自転車は安全な通行の妨げになるばかりでなく、防災や都市景観などの面からも社会問題となっています。



◇放置自転車の状況

平成 22 年中撤去台数 29 台

駅名	野田城	新城	茶臼山	三河東郷	大海	長篠城	本長篠	三河大野	三河川合
撤去台数	6	5	4	1	1	2	8	1	1
内盗難車	0	0	0	0	0	0	0	0	0

《地域安全灯設置費補助制度》

地域住民の交通安全対策、防犯対策を積極的に推進し、地域の安全を確立することを目的として、地域安全灯を設置する行政区に対し補助金を交付しています。この補助制度は、毎年度当初に地域安全灯設置予定数の調査により設置を希望する行政区に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

(平成 22 年度の実施状況)

- 補助金交付額 2,255,000 円 97 灯 (48 行政区)
- 対象事業 行政区が事業計画に基づいて行う地域安全灯整備事業
- 補助率・限度額 地域安全灯 1 灯当たり 5 万円を限度として、事業を実施するために必要な工事費の 2 分の 1 を補助



環境ビジョン 3

交流と教育・文化のまち

わたしたちの地球環境問題への関心の度合いは、世界から見ても非常に高いレベルであることがわかっています。しかし、一人ひとりの環境負荷の少ないライフスタイルへの転換や持続可能な地域社会づくりについてはあまり進んでいないのが現状です。

これは、これまでの環境教育・学習機会が、ライフスタイルや地域の課題を総合的な視点で捉えた具体的な取り組みへと結びついていなかったからといえます。

本市には、先人から受け継がれてきた豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産、伝統芸能といった地域文化を形成する数多くの地域資源が存在しています。

持続可能な地域社会の実現のためには、地域に住む一人ひとりがこうした地域の恵みを保全し、活かしながら、学校や地域が連携して環境教育・学習を進めることが大切です。

また、学校や地域をはじめ、自治体や海外との積極的な交流は、地域の特色をより一層高められるきっかけとなります。

わたしたちは、自然、歴史・文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」あふれる『交流と教育・文化のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 環境教育

●拠点づくり

【環境教育拠点の整備】

地球温暖化や廃棄物などに見られる環境問題は、人のライフスタイルと密接に関わっています。こうした問題の解決のためには、現在の大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄を基調にした高負荷なライフスタイルを、極力環境への負荷の少ないものへ速やかに変革していく必要があります。

それには、一人ひとりが、それぞれの日常行動が環境にどのような影響を与えているか、また、そのことが自分たちの生活や将来の世代にどのような影響を及ぼすかなど、人と人を取り巻く環境との相互作用について理解し、行動に結びつけていけるような環境教育の拠点の整備が重要な要素となります。

本市では、鳳来寺山参道の門前にある「鳳来寺山自然科学博物館」が環境教育の拠点として挙げられます。「足下の気づき」から 地域を知る → 何をすべきか考える → 実際に行動するというコンセプトの下でさまざまな講座、展示が行われています。



《鳳来寺山自然科学博物館の主な取り組み》

鳳来寺山を中心とした奥三河の自然に関する展示と、足元の自然をテーマにした特別展や、野外学習会、子ども向け自然講座、現地見学ツアーなどの活動を活発に行っています。

また、博物館友の会があり、市内はもとより県内外に多くの会員がいて博物館を活用しています。会員の有志によるボランティアグループ「博物館協力隊」（子どもから大人まで26名が登録）が結成され、博物館主催で開催する野外学習などの補助や環境整備活動、資料整理などを行うとともに、友の会主催の自然観察会などの講師などもつとめています。

郷土の自然について調査、展示、教育普及、資料収集するといった、さまざまな博物館活動を市民ボランティアとともに力をあわせて推進しています。



こども自然講座

◇野外学習会

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
4月29日(木)	作手高原の花を楽しむ	35	作手高里・清岳
5月23日(日)	鳳来寺山でモリアオガエルや初夏の生きものを観察しよう	48	鳳来寺山
6月6日(日)	東栄町周辺の地層と化石	44	東栄町
7月4日(日)	奥三河の滝めぐり	37	奥三河
9月12日(日)	川の生きものを調べよう	45	音為川、博物館
10月10日(日)	きのこを調べよう	45	うでこき山
11月14日(日)	岩古谷山の紅葉と岩壁の植物	27	東栄町
12月5日(日)	博物館周辺の地層と岩石	34	博物館周辺
1月16日(日)	水鳥を観察しよう	20	桜淵

◇子ども自然講座

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
7月22日(木)	キノコのふしぎ	4	博物館周辺
8月1日(日)	トンボやチョウのふしぎ	8	博物館周辺
8月22日(日)	古代人に挑戦！石器づくり	21	博物館周辺

◇ジュニアナチュラリスト養成楽級・川原の学校「石ころ教室」

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
8月8日(日)	石の見分け方と標本作り	13	豊川(上流～下流)
9月25日(土)	川のようにすや河岸段丘	9	
10月31日(日)	川原の石、石の故郷を訪ねて	15	
11月28日(日)	川砂の中の宝石探し まとめ	16	

◇生物多様性を学ぶ現地見学会

実施日	テーマ	参加数	開催場所
6月19日(土)	夏の棚田と生きものたち	10	島田と四谷千枚田
7月17日(土)	夏の湿原の自然	15	作手高原の湿原群
8月28日(土)	秋の棚田と自然	18	島田と四谷千枚田
2月5日(土)	新城の蛇紋岩地帯をめぐる	21	中宇利と黄柳野

【公民館活動の整備・充実】

市では、農地の保全、開水路・農道等施設の適正な管理保全による長寿命化とともに農村環境を保全する効果の高い取り組みを行う活動組織を支援しています。

現在、市内19地区で農地保全のための活動が行われ、そのうち11地区においては生態系保存のための実践活動も行われています。

◇活動状況

No.	地区名	活動組織名	主な活動
1	上平井	上平井地域環境保全隊	生物生息状況把握、水質モニタリング調査ほか
2	片山	片山地域環境保全隊	生物生息状況把握、田法面への植栽ほか
3	牛倉	牛倉地域環境保全隊	大宮川の生物状況把握、水仙の植栽
4	鳥原	鳥原地区環境保全会	希少種の監視及び生息状況の把握、施設への植栽ほか
5	浅谷	浅谷地域の環境を守る会	五反田川の水質・魚の生息調査、コスモス等の作付け
6	石田	石田の地域環境を守る会	ホタルなどの生息調査
7	豊島	豊島環境保全会	放流等を通じた在来生物の育成、生物生息状況把握
8	田代	田代地域環境保全会	在来生物の育成活動
9	黒瀬	黒瀬美土里会	水路内の生物生息状況把握
10	善夫	善夫守里隊	水路内の生物生息状況把握
11	菅沼	菅沼を良くしまい会	水路内の生物生息状況把握

●環境教育・学習

市では、身近な自然の様子から地球温暖化といったグローバルな環境問題にいたるまで、ニーズに応えた環境学習を実施しています。

《親と子の走る環境教室》

親と子の「走る環境教室」は、夏休み中の市内の小学生とその保護者を対象に参加者を募集し、マイクバスなどを使って、市内外のリサイクル工場や環境関連施設の見学や勉強会を通じ、環境問題に対して理解を深め、その対策について親子で考えるものです。



平成22年度は、浜岡原子力館と浜松科学館を見学し、親子でエネルギー問題の重要性や温暖化対策などについて学びました。

◆ 8月6日（金）

参加者数 児童7名 保護者5名

◆ 8月20日（金）

参加者数 児童2名 保護者2名

◇親と子の走る環境教室の開催状況

年度	見学先
H13	県下水道科学館（平和町）自然共生研究センター（岐阜県川島町）
H14	王子製紙株式会社春日井工場（春日井市）愛知県環境調査センター（名古屋市）
H15	トヨタ「里山学習館エコの森ハウス」（豊田市）
H16	愛知県下水道科学館（平和町）愛知県環境調査センター（名古屋市）
H17	川売・梅の里、四谷・千枚田（旧鳳来町）段戸・きららの森（設楽町）
H18	でんきの科学館、エコパルなごや（名古屋市）
H19	コカ・コーラ東海北工場、東邦ガス（株）ガスエネルギー館（東海市）
H20	中部電力川越火力発電所・川越電力館テラ 46（三重県川越町）
H21	あいち臨空新エネルギー実証研究エリア（常滑市）新舞子マリンパーク風力発電所（知多市）
H22	浜岡原子力館（静岡県御前崎市、浜松科学館（静岡県浜松市）

《市民環境講座》

市では、環境問題に取り組んでいる、若しくはこれから取り組もうとされているみなさんを対象に「環境活動に関する学習機会」を提供するために、平成16年度から毎年「市民環境講座」を開催しています。平成22年度のテーマは引き続き「地球温暖化」とし、環境カウンセラー・消費アドバイザーの浅野千恵美さん、ecoパーソナリティ・NPO法人環境市民理事の下村委津子さん、名古屋をフェアトレードタウンにしよう会代表の土井ゆき子さんをお招きし、多くのみなさんの参加を得ました。



- ◆ 8月8日（日） 講師：浅野千恵美氏
 どーする？地球のあした
 ～ストップ温暖化～
 新城市勤労青少年ホーム2階軽運動場
 参加者大人12人 子ども15人
- ◆ 12月5日（日） 講師：下村委津子氏
 買い物で変わる！私たちの暮らし
 新城文化会館大会議室 参加者36名

- ◆ 3月6日（日） 講師：土井ゆき子氏
 フェアトレード講演会&ミニコンサート
 第1部 フェアトレード講演会
 休憩 フェアトレードコーヒー等試飲
 第2部 ペルーの民族音楽コンサート
 西部公民館（千郷中学校体育館1階）
 第1部参加者74名、第2部参加者93名



《水生生物調査》

市では、市内小中学校の生徒や行政区と河川における水生生物調査活動を行っています。

ほぼ毎年、同じ地点の水生生物の調査をしますが、水質の状況を把握するとともに、地域の自然とふれあうことのできる良い機会となっています。また、地元の水生生物調査を実施することにより、地元の川を自分たちで守ろうという意識の高揚にもつながります。



◇水生生物調査実施の状況（平成22年度）

学校・団体名	河川名	実施日	参加人数
海老小学校	谷川	6月21日	11
舟着小学校	大入川	6月24日	12
東郷東小学校	五反田川	6月30日	53
千郷小学校①	野田川	7月1日	37
千郷小学校②	野田川	7月1日	37
千郷小学校③	野田川	7月2日	44
鳳来東小学校	乳岩川	7月5日	18
協和小学校	巴川	7月6日	8
東陽小学校	真立川	7月8日	20

八名小学校	宇利川	9月3日	53
石田区水生生物調査会	石田地内 庚申川支流	7月31日	50
舟着子ども会吉川支部 (旧吉川子ども会)	大峯川	8月21日	16
豊島環境保全会①	杉川	8月22日	36
豊島環境保全会②	殿田川支流(農業用水路)	8月22日	36
実施14回(10小学校・4団体)			計431名

残念ながら、行政側の都合により、平成20年度より水生生物調査のニーズ全てに対応できなくなっています。これは学校側からの調査依頼時期が集中することもひとつの要因として挙げられますが、対応できる人材の育成など問題解決を図っていく必要があります。

《地球温暖化に関する学習会》

持続可能な社会を構築していくためには、住民の方々の環境に配慮した行動も大切です。

市では、緊急な課題である気候変動などの地球温暖化問題に対し、状況を理解し、自ら考え、行動していただくため、要望により学習会を実施しています。

1授業90分を基本に、受講される方の習熟度によって講座内容を変更しています。



◇地球温暖化に関する学習会実施状況(平成22年度)

団体名等	主な内容	実施日	参加人数
新城小学校	温暖化防止教室	6月29日	84
稲木地区子ども会	温暖化防止教室	8月1日	50
実施2回(1小学校・1団体)			計134名

《ごみに関する環境学習》

市では、ごみの出し方や分け方をはじめ、処理の方法などについて実際に現場を見学して理解してもらうことを目的に、市内小学校の4年生を中心にごみに関する学習を実施しています。

◇ごみに関する学習会実施状況（平成22年度）

見学日	学校等名	見学者数	見学施設			見学時間
			クリーンセンター	資源集積センター	鳥原埋立処分場	
5月11日(火)	東陽小学校	18人	○	○	○	9:00～11:30
5月12日(水)	千郷小学校(松・竹組)	69人	○			9:20～11:20
5月13日(木)	鳳来東小学校	8人	○		○	9:30～11:30
5月14日(金)	千郷小学校(梅組)	34人	○			9:20～10:35
5月17日(月)	新城小学校	84人	○		○	9:00～11:50
5月18日(火)	東郷東小学校	51人	○			9:30～10:30
5月19日(水)	舟着小学校	10人	○			9:30～11:00
5月24日(月)	鳳来中部小学校	37人	○			9:20～10:45
5月25日(火)	東郷西小学校	50人	○		○	9:10～12:00
5月26日(水)	舟着小学校	10人			○	9:30～10:30
6月1日(火)	八名小学校	49人	○	○	○	9:00～11:00
6月14日(月)	巴小学校	11人	○		○	9:20～11:30
6月22日(火)	山吉田小学校	9人	○		○	9:30～11:30
6月28日(月)	庭野小学校	8人	○		○	9:10～11:30
7月27日(火)	細川睦平長寿会	30人	○			9:30～10:30
8月25日(水)	老人クラブ連合会	40人	○	○		9:30～11:00
1月28日(金)	商工会(中国人研修生)	4人	○			13:30～15:30
実施17回（12小学校・3団体）						計512名

《水道に関する環境学習》

市では、子どもたちに水道に関する基礎知識を学ぶことにより、水環境に対する興味と関心をもってもらうことを目的に、市内小学校4年生を対象に水道教室を実施しています。

水道講座（パワーポイントによる水道の基礎知識の学習および簡易急速ろ過実験）および、希望校については鯉淵浄水場はじめ、それぞれ地区の浄水場見学を実施しています。

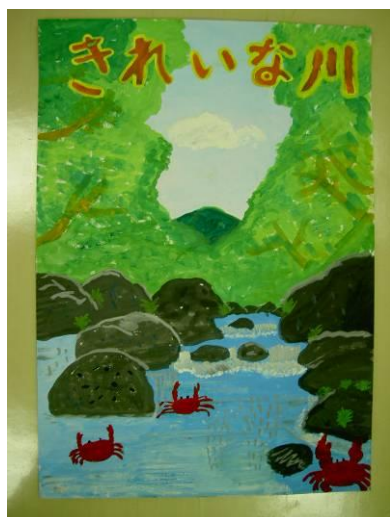
◇水道に関する環境学習実施状況（平成22年度）

学校名	内容	実施場所	実施日	参加人数
東陽小学校	講座・見学	東陽小学校・大野浄水場	6月8日	16名
山吉田小学校	講座・	山吉田小学校	6月9日	7名
鳳来東小学校	講座・見学	鳳来東小学校・東部、川合浄水場	6月14日	6名
舟着小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月15日	9名
東郷西小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月16日	47名
東郷東小学校	講座・見学	東郷東小学校	6月17日	49名
新城小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月21日	81名
庭野小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月22日	7名
千郷小学校	講座	千郷小学校	6月23日	100名
鳳来中部小学校	講座	鳳来中部小学校	6月25日	35名
八名小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月28日	45名
開成小学校	講座	開成小学校	6月30日	9名
鳳来寺小学校	講座	鳳来寺小学校	7月1日	9名
実施20回（13小学校・20クラス）				計420名

《環境ポスターコンクール》

市では、ごみの減量化・資源リサイクル・環境美化の意識を高揚し、環境問題に関心を持っていただくため、社会科の授業で「ごみ」について勉強している小学4年生を対象に、環境ポスターの募集を行っています。平成22年度は188点の作品が寄せられました。

◆金賞2名、銀賞3名、銅賞5名、入選10名



平成22年度金賞作品

《しんしろエコ・ライブラリー》

市では、環境図書などを通して、さまざまな情報を皆さんに提供し、共に考え、その対策を進めていくための契機になればと、市内在住の方を対象に無料で貸し出しを行っています。

この事業は、市内のスーパーなどが取り組んでいる「レジ袋有料化」による収益金を「環境関連の資金として使用して欲しい」と1事業所から市に寄付をいただいたことから始まりました。



◇貸出状況（平成22年度）

品名	件数
図書	7
DVD	4
	計11件

《チャレンジ25新城》



市では、市民のみなさん、事業所がひとつのチームとなり、温暖化の防止施策を無理なく、楽しく、できる限り大きな成果を挙げることを目的として「チーム・マイナス6%しんしろ」を結成し、平成22年度より、国の動きに合わせて「チャレンジ25新城」へ移行しました。

多くの方にこの取り組みを知っていただくために、さまざまな機会を通じて、PR活動を実施しています。

■ 「チャレンジ25」って何するの？

CO₂削減のために、具体的な「6つのチャレンジ」を提案しています。チーム全員が、日々のちょっとした気遣いを積み重なれば、確実に大きな削減効果が期待できます。

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 1. エコなスタイルを選択しよう | 4. ビル・住宅のエコ化を選択しよう |
| 2. 省エネ製品を選択しよう | 5. CO ₂ 削減につながる取組を応援しよう |
| 3. 自然を利用したエネルギーを選択しよう | 6. 地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう |

◆平成22年度末登録数 個人 1,684名 団体 8団体

◇平成22年度 チャレンジ25新城の活動状況

実施日	活動の内容
4月1日	今年度から、これまでの「チーム・マイナス6%新城」を軸にした普及啓発から「チャレンジ25新城」へと以降することとなりました。
4月12日	今年度第1回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。開催時期や場所、内容などを話し合いました。また、キャンドルナイトイベントを含む市民意識の醸成を図るための活動を企画、運営する「クールアースデー実行委員会」と業務委託契約について調整を行いました。 市民体育館第1会議室 参加委員11名
4月18日	新城文化会館はなのき広場で開催された、第64回リサイクルフリーマーケットにおいて、電気自動車の同乗体験会を実施しました。 新城文化会館周辺道路（約1キロメートル）を走行 同乗体験会参加者20名
5月18日	今年も環境課の窓に「緑のカーテン」を作るため、ゴーヤの苗（8本）を植えました。市役所庁舎などでも、それぞれの課が工夫を凝らして取り組みを始める予定です。
5月19日	庁内のエコオフィス推進員会議において、今年も省エネ行動の一つとして庁舎を利用した「緑のカーテン」に取り組むことになりました。市役所内の17課、12施設で取り組み予定。

	<p>【取り組み課（施設名）】</p> <p>農業課、都市計画課、下水道課、水道課（仮設庁舎） 観光課（鳳来・開発センター） 森林課（鳳来総合支所） 商工課（勤労青少年ホーム1階） 立地課・開発室（勤労青少年ホーム2階） 環境課（市民体育館） 養護老人ホーム（養護老人ホーム寿楽荘） 作手診療所（作手診療所） 生活衛生課（清掃センター、しんしろ斎苑） 税務課、市民保険課（本庁舎1階） 企画課（本庁舎2階） へき地医療支援室（市民病院） 監査委員事務局（はつらつセンター）</p>
5月22日	市内にある「横浜ゴム株式会社新城工場」で開催された「千年の杜第2期植樹祭」に、昨年に引き続いて参加しました。多くの方といっしょに汗をかき、いろんな樹種を植えることができました。
6月14日	今年度2回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。実行委員会 が創出する今年のキャンドルデザイン案の検討やチラシの確認などを行いました。 市民体育館第1会議室 参加委員13名
6月17日	市内幼稚園・保育園の園長会において、7月7日のクールアース・デーに、今年で2 年目となる「市内一斉気温測定」実施の協力を呼びかけました。
6月29日	市内小学校(新城小)4年生を対象に、温暖化教室を実施しました。 また、先生や児童を対象に電気自動車(アイミーブ)の体験乗車会も開催しました。 参加者84名
7月3日	「ツール・ド・新城2010」会場にて、電気自動車の展示、チャレンジ25新城のPR を実施し、温暖化防止を呼びかけました。また、雨の中、2時間エンデューロ・マ マチャリ部門に2チームが参加し、Zチームが4位、Aチームが6位と大健闘しました。
7月4日	「ツール・ド・新城2010」会場にて、電気自動車の展示、ソーラークッキングなど を行い、温暖化防止と自然エネルギーの利用についてPRしました。また、チャレン ジ25キャンペーンの登録も行いました。 2日間の登録数 37名
7月7日	「クールアース・デー」の取り組みとして、昨年に続き「市内一斉測定」を実施し ました。測定箇所は、幼稚園、保育園、支所、本庁など24施設で行われました。 調査結果などの詳細はこちら
7月21日	今年も市役所で実施した「緑のカーテン」で採れたゴーヤなどを、市民保険課前の 待合室で配布を始めました。
7月31日	今年も石田地区で計画された「ふるさとの環境を考える～水中生物調査会～」にお いて、職員が水生生物調査に協力しました。 参加区民60名
8月1日	稲木地区の子ども会で温暖化教室を開催しました。また、児童や保護者を対象に電 気自動車「アイミーブ」の体験乗車会も開催しました。 参加者50名

8月6日	今年度第1回の親と子の走る環境教室を開催しました。浜岡原子力館などでの見学を通して、親子で環境問題に対する理解を深めました。 参加人数大人5名、子ども7名
8月8日	今年度第1回目の市民環境講座（どーする？地球のあした～ストップ温暖化～）を開催しました。 勤労青少年ホーム軽運動場 参加者36名 チャレンジ25登録者11名
8月10日	今年度第3回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。開催に向けた今後のスケジュールの確認や実行委員会が行う「環境紙芝居」の選定などを行いました。 市民体育館第1会議室 参加委員12名
8月20日	今年度第2回の親と子の走る環境教室を開催しました。浜岡原子力館などでの見学を通して、親子で環境問題に対する理解を深めました。 参加人数大人2名、子ども2名
10月1日	今年度第4回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。会場内の各園の配置やメインキャンドルの調整、環境紙芝居の練習などを行いました。 市民体育館第1会議室 参加委員15名
10月5日	山形県高島町議会視察対応(7名)。市の環境の取り組みなどについて説明しました。
10月19日	「キャンドルナイト新城2010」で行う環境紙芝居の練習を実行委員会の皆さんと行いました。 市民体育館競技場 参加委員10名
10月20日	今年度第5回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。当日の準備・スケジュールの確認や、環境紙芝居の最終練習などを行いました。 市民体育館第1会議室 参加委員13名
10月23、24日	「JAまつり」会場（JA愛知東グリーンセンターしんしろ）にて、電気自動車「アイミーブ」の展示、緑のカーテン倶楽部コンテスト2010審査結果公表・表彰状などを行い、温暖化防止などのPRを実施しました。また、チャレンジ25キャンペーンの登録も行いました。 チャレンジ25登録者13名
10月30、31日	天候不良により10月30日（予備日31日）開催予定のキャンドルナイト新城2010は実施することができませんでしたが、多くの方のご期待、サポートにお応えするために、次のとおりイベントを改めます。 ○開催日時 平成22年11月20日（予備日21日） 午後4時から午後8時まで ○場 所 新城文化会館はなのき広場周辺
11月9日	熊本県菊池市議会視察対応(9名)。市の環境の取り組みなどについて説明しました。
11月10日	環境課室の前の通路に「フェアトレード・紹介コーナー」を設置しました。このコーナーでは、缶コーヒー・コーヒー豆・チョコレートなどを紹介しています。
11月14日	電気自動車の展示やチャレンジ25新城登録受付のため、今年も県環境保全課といっしょに「つくで祭り」に参加しました。チャレンジ25登録者数70名

11月20日	<p>新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2010を開催しました。</p> <p>参加保育園・幼稚園13園、キャンドル2000本以上が点灯され、会場では毎年恒例の環境紙芝居の実施や、今年はフェアトレード紹介コーナーも設置しました。</p> <p>来場者数2000人</p>
12月5日	<p>今年度第2回目の市民環境講座(買い物で変わる!私たちの暮らし)を開催しました。</p> <p>文化会館大会議場 参加者36名 チャレンジ25登録者数1名</p>
1月18日	<p>今年度第6回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。今年度の反省点と来年度に向けた取り組みなどを協議しました。</p> <p>市民体育館第2会議室 参加委員13名</p>
2月25日	<p>今年度第7回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。来年度に向け、イベント趣旨の情報発信方法やメインキャンドルのテーマなどを協議しました。</p> <p>はつらつセンター会議室 参加委員12名</p>
3月6日	<p>今年度第3回目の市民環境講座(フェアトレード講演会)を開催しました。今回は第1部をフェアトレード講演会、第2部を南米民族音楽コンサートとして開催し、講演会後の休憩時には、フェアトレードコーヒー・チョコレートの試飲試食タイムも行いました。</p> <p>西部公民館(ちさと館) 第1部参加者74名、第2部参加者93名 チャレンジ25登録者数8名</p>



2 歴史・文化

●歴史的・文化的環境の保全整備

【史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持】

《環境整備の実施》

国指定史跡長篠城跡をはじめとした城跡や古墳等の史跡、県指定天然記念物長の山湿原や清岳向山湿原などの適正な環境維持を行うため、地元市民等の協力により草刈り等の環境整備を行いました。



長ノ山湿原



宇利城跡

《天然記念物の保存》

作手保永地内に所在するオハツキイチョウは、全国で3例目と思われる雄株で希少価値が高いことなどから、その保存・保護に努めるため市の天然記念物に指定されました。



見代のオハツキイチョウ

◇指定文化財の状況

平成22年度末現在

	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定文化財	建造物	東照宮	門谷	S28. 11. 14
		鳳来寺仁王門	門谷	S28. 11. 14
		望月家住宅	黒田	S49. 2. 5
	絵画	絹本著色三千仏名宝塔図	中宇利	H 6. 6. 28
	彫刻	木造薬師如来坐像	庭野	S 6. 12. 14
		木造阿弥陀如来坐像 附 木造観音菩薩坐像	巢山	S52. 6. 11
	無形民俗	三河の田楽	門谷・七郷一色	S53. 5. 22

	史跡	長篠城跡	長篠	S 4. 12. 17
	名勝	鳳来寺山	門谷	S 6. 7. 31
		阿寺の七滝	下吉田	S 9. 1. 22
	天然記念物	乳岩及び乳岩峡	川合	S 9. 1. 22
		馬背岩	豊岡	S 9. 5. 1
黄柳野つげ自生地		黄柳野	S19. 3. 7	
		甘泉寺のコウヤマキ	作手鴨ヶ谷	S47. 5. 26
国登録文化財	種 別	名 称	所在地	指定年月日
	建造物	旧黄柳橋	乗本	H10. 9. 2
		瀧川家住宅主屋	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅長屋門	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅祠	出沢	H17. 2. 28
		旧大野銀行（大野宿鳳来館）本館	大野	H21. 1. 8
		旧大野銀行（大野宿鳳来館）土蔵	大野	H21. 1. 8
県指定文化財	絵画	甘泉寺の涅槃図	作手鴨ヶ谷	S47. 6. 7
	彫刻	木造十一面観音立像	杉山	S32. 1. 12
		木造不動明王立像	巢山	S53. 3. 15
		木造熊野三所懸仏	巢山	S54. 3. 22
	無形民俗	信玄原の火おんどり	竹広	S40. 5. 21
		乗本万灯	乗本	S51. 7. 14
		南設楽のほうか	大海・布里・一色 塩瀬・源氏・名号	S58. 9. 14
		設楽のしかうち行事	能登瀬	S58. 3. 7
	史跡	宇利城跡	中宇利	S32. 9. 6
		旗頭山尾根古墳群	八名井	S53. 5. 29
		断上山古墳 9・10号墳	大宮	S53. 10. 16
	名勝	満光寺庭園	下吉田	S49. 7. 3
	天然記念物	須山のイヌツゲ	作手清岳	S29. 2. 5
		ムカデラン自生地	川合	S30. 5. 6
		ねずの樹	門谷	S30. 7. 1
長ノ山湿原		作手岩波	S48. 11. 26	
	中宇利丸山の蛇紋岩植生	中宇利	S55. 2. 12	
市指定文化財	種 別	指定数	名 称	
	建造物	8	能舞台、満光寺の山門、薬師堂他	
	絵画	3	太田白雪画像、鳥居勝商磔殺の図他	
	彫刻	29	木造十一面観音立像、木造大日如来坐像、木造子安観音立像、石造庚申碑、木造神馬、石造閻魔大王他	
	工芸品	6	能装束・能面、鰐口、唐の頭、喚鐘、鉄砲、梵鐘	
	典籍	8	太田白雪自筆著書、太田白雪「きれぎれ」他	
	古文書	38	今川義元証文、今川氏真証文、菅沼家家譜、慶長9年検地帳、御觸書留帳（町役場日記）等	
	考古資料	7	大ノ木遺跡他遺跡、茶臼山古墳他古墳出土品等	
	歴史資料	1	吉田川井堰引船図 附 井堰御普請関係文書	
	無形	3	祭礼能、立物花火、鳳来寺硯製作	
	有形民俗	7	石座石、服部神社伝来赤引糸関係遺物他	
	無形民俗	13	新城歌舞伎、鍋づる万灯、名越神楽、天王祭他	
	史跡	64	黒瀬遺跡、摩訶戸古墳群、新城城跡、信玄塚、富賀	

			寺中世墓地、芭蕉句碑、蟻塚、今水寺跡他
	名勝	4	鳴沢の滝、桜淵、鮎滝、富賀寺庭園
	天然記念物	24	白鳥神社の大スギ、ヒメハルゼミ、中央構造線長篠露頭、見代のオハツキイチョウ他



国指定文化財 望月家住宅【建造物】



国指定文化財 木造薬師如来坐像【彫刻】



県指定文化財 信玄原の火おんどり【無形民俗】



県指定文化財 設楽のしかうち行事【無形民俗】



市指定文化財
ミカワバイケイソウ自生地【天然記念物】



市指定文化財 富賀寺庭園【名勝】

【歴史・文化の活用】

《歴史・文化関連施設》

「鳳来寺山自然科学博物館」

鳳来寺山自然科学博物館は、国指定の名勝天然記念物・鳳来寺山を中心に、自然の宝庫である東三河を研究するため昭和24年9月に結成された「東三河の地質と鉱物の会」が田口鉄道鳳来寺駅の公舎を改造して開館した、田口鉄道自然科学博物館が前身になります。

そして、昭和38年4月26日、元鳳来寺村長で林業家の丸山喜兵衛氏の寄付により、日本初の二重展示方式を取り入れるなど全国的にも画期的な町立の自然科学博物館が建設されました。

各自然分野の専門家である学術委員による野外学習会などの教育普及活動は、開館時からたゆまず開催しています。また、展示においては、鳳来寺山をはじめとした当地域の地学、動植物などを幅広く展示しています。

また、県内最大規模の植物標本を収蔵するなど、自然資料の収集保存活動も行っています。



鳳来寺山自然科学博物館

「設楽原歴史資料館・長篠城址史跡保存館」

日本三大決戦の一つとされる長篠・設楽原の戦いは、織田・徳川連合軍が初めて新兵器鉄砲(火縄銃)を大量に使用し、その威力をまざまざと見せつけ、後の戦術に一大変革をもたらした日本史に残る著名な戦いです。設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館には、戦国の分岐点を演じた「鉄砲の戦いー設楽原の決戦」にまつわる人、経緯、火縄銃の果たした役割・その歴史を展示しており、織田・徳川連合軍が陣地の前にめぐらした武田騎馬軍の進撃を防ぐための馬防柵も再現しています。

また、設楽原歴史資料館には、日本開国の基となった幕末の日米修好通商条約調印の立役者・岩瀬忠震についての資料も展示しています。



設楽原歴史資料館



長篠城址史跡保存館

「作手歴史民俗資料館」

作手高原には、「全国重要湿地 500」にも選定されている広大な湿地帯があり、人々は原始・古代から現代に至るまで、その湿地をたくみに利用してきました。

作手歴史民俗資料館には、こうした風土の中で育まれた人々の歴史、民俗や湿地についての資料が集められています。



作手歴史民俗資料館

《新城ふるさとマイスター》

趣味や仕事などで、豊富な知識や経験、優れた技術を持つその道の達人「新城ふるさとマイスター」が、地域での講演会や体験型行事の先生として、とっておきの技や知恵をお教えします。現在のふるさとマイスターは、次の方たちです。

◇新城ふるさとマイスター認定者一覧

氏名 【内容】	氏名 【内容】
藤田 萬吉 【木彫】	河部 義通 【柿酢】
林 吉宏 【農村家庭のしきたり】	滝川 英昭 【メンタルヘルス】
杉浦エリザベス・森田紀代美 【二ヶ国語絵本読み聞かせ】	岡田 真澄 【世界の桜】
竹本 政一 【陶工芸】	大井 みどり 【パッチワーク】
原田 弘子 【藍染】	古市 正一郎 【マジック（手品）】
菅谷 哲也 【火縄銃研究】	黒田 千歳 【和紙の花】
	菅谷 年弘 【趣味の庭造り】

《新城まちなか博物館》

新城まちなか博物館は、新城の風土の中で生まれた新しいタイプの博物館活動で、仕事場や生活の場がそのままミュージアムであるということです。

「まち」の活動や暮らしの工夫がそのまま博物館であり、生涯学習のキャンパスとなります。順次まちなか博物館の指定を進め、現在は18館になりました。

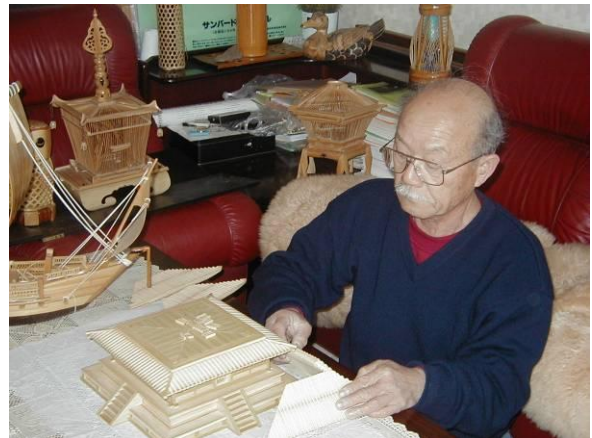
◇新城まちなか博物館指定一覧（平成 22 年度末現在）

No.	博物館名	内容
1	日野屋商店	酒蔵
2	中西農村民具室	明治時代からの農村民具の展示
3	大原商家民具室	明治時代からの商家民具の展示
4	はたおり工房	高機による機織り
5	馬場彫金工房	鋼板のレリーフ・器の作成
6	藍弘苑	本藍による絞り染め
7	出沢やままゆ養蚕所	やままゆ施設見学・養蚕体験
8	郷土の食品・さくら工房	そば・五平もち作り体験
9	竹細工工房	虫かご・歴史的建造物の制作
10	寒峰窯（陶工芸）	陶芸及び制作

12	イーハートーブ吉川（染色工房）	染め絵制作
13	竹工房・雅夢	竹細工
14	明神窯（竹炭）	釜入れ・釜出し・材料集め体験
15	エコファーム河部自然農園	果樹栽培と柿酢作り
16	(有)伸昌 [しんしょう]	銅版を使った折鶴作り
17	ヴァイオリン工房 Sadaprimo	ヴァイオリン製作
18	医王寺民俗資料館	農具、家庭用品、鉱物、岩石等の展示



出沢やままゆ養蚕所



竹細工工房



竹工房・雅夢



エコファーム河部自然農園

3 交流

●環境交流

【自治体、NPO・NGO等との交流】

近隣自治体や同様の問題を抱えている自治体、NPO・NGO等との交流を深めることは、情報の共有化による取り組みの連携を図ることができるなどのメリットがあります。

《キャンドルナイト新城》

市では、私たちの現在のライフスタイルを少しでも改善するためのきっかけづくりとして「キャンドルナイト新城」を開催しています。

このアクションは、公募の市民実行委員会による「開催の趣旨づくり」から始まりました。

開催時期や場所、方法などが企画立案され、毎年多くの方の参観を得ています。

開催5回目となった平成22年度は11月20日、文化会館はなのき広場で実施され、約2,000名ものお客様がいらっしやいました。会場は、幼稚園・保育園のキャンドルが並び、暖かな灯火に包まれました。

実行委員会では、毎年「メインアート」を作成しており、会場を訪れる方々の楽しみにもなっています。今回は市制5周年記念の「市の花、木、鳥」である、ササユリ、ヤマザクラ、コノハズクを創出しました。

キャンドルナイト新城2010 開催の主旨

いま、地球温暖化問題が深刻化しています。

このままの状態では温暖化が進むと、水や食べ物の不足など様々な問題が起こり、次世代の生存についての危機がくると言われています。

温暖化の原因は、たくさんの水や電気、化石燃料（石油、ガソリンなど）を使い、そして、たくさんのごみを捨てるといったわたしたちのいまのライフスタイルにあります。

わたしたちがライフスタイルを見直すことで、温暖化問題は解決の方向に向かいます。

こうしたことから、仲間や家族、学校、会社など様々なグループで「電気を消してスローな夜」を感じ、今一度、生活の原点を見つめ直すきっかけづくりになればと思い、ここ新城市から「みんなのチカラ」で行動する参加型イベント「キャンドルナイト」を行っています。

あたたかな灯火に想いを込め、地球に優しい取り組みとしていきます。



《日本の環境首都コンテスト、同全国フォーラム、同東海地域交流会》

市では、市民（NGO）の視点からの環境自治体づくり支援およびNGOと自治体さらには自治体間の環境問題に関する情報の相互交換の促進を目的とした「日本の環境首都コンテスト」に参加しています。コンテストは、持続可能な地域社会の実現のためにNGOが重視する取り組みの有無について質問・審査されます。

新城市はこのコンテストを「市民の環境施策の提案書」として捉え、第1回目からこのコンテストに参加しています。

◇日本の環境首都コンテスト成績

参加年度	総合順位	人口規模別順位	参加年度	総合順位	人口規模別順位
H13年度	27位	3位	H18年度	3位	1位
H14年度	24位	2位	H19年度	5位	1位
H15年度	8位	2位	H20年度	5位	1位
H16年度	2位	2位	H21年度	5位	1位
H17年度	2位	1位	H22年度	6位	1位

※平成17年度から合併後の新城市として参加。

※人口規模5万人以下から5万人～10万人に区分変更。

さらに、コンテストが自治体の環境施策向上に活用されるよう、自治体とネットワーク合同の研究会や職員研修、地域ブロックごとに交流会が開催され、本市も参加しています。

◇交流会開催状況

区分	時期	開催場所
全国フォーラム	11月17日～18日	水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」
中部環境5市サミット	12月27日	安城市役所

《森と人をそだてる森林総合産業創出プロジェクト》

昨今の森林関連産業を取り巻く状況は厳しいものがあり、山村の過疎化や高齢化により林業に携わる人が減少してきたこと、採算の合う産業として成り立ちにくいことなどによって、放置される森林が増え、林業から人々の関心が離れてしまいました。

そんな状況を背景として、林業や製材業だけではない多様な角度からの「森との関わり方」を創出し、森林に関わる人材育成と新産業を創造することを目的として、平成18年11月16日に「森と人をそだてる森林総合産業創出プロジェクト」が地域再生計画として認定されました。



この計画は、具体的には市内の森林NPOの活動を中心として、森林に関する基礎知識の学習会や間伐・枝打ち・下草刈りなどの技術を覚えるための講習会の開催することにより、森林整備と人材育成のしくみを作り上げ、森づくりと人づくりを進めていくものです。

平成22年度においては、初心者・中級者・上級者3コースの講習会を計25回開催し、子供から大人まで、市内外から260名の方が参加されました。

環境負荷の少ない自立循環のまち

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動は、「便利さ」をもたらす一方で、健全な物質循環を阻害しています。このまま今の社会経済活動を続けた場合、社会経済の発展どころか生命の存続にまで影響を及ぼすおそれがあります。

こうした事態に陥らないためにも、健全な生態系バランスを維持回復し、環境面と経済活動、社会的公正が統合的に向上する持続可能な社会構造への変革を進める必要があります。

そのために、一人ひとりのライフスタイルを環境負荷の少ないものへと転換し、また、地域資源を循環的に活用し発展していく環境配慮型事業活動の確立が求められます。

わたしたちは、地域の豊かな自然との共生を確保し、地球にやさしい『環境負荷の少ない自立循環のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 循環型社会の構築

●地域資源の活用

【バイオマスの総合的利用と再生産】

バイオマスを含めた再生可能エネルギーは、「気候変動枠組条約」における取り扱い上、二酸化炭素排出量が計上されないこととなっているので（カーボンニュートラル）、地球温暖化対策に大きく貢献するものと位置づけられています。

そこで、市では地域内でのエネルギー循環利用の面からもバイオマス由来燃料（バイオディーゼル燃料「BDF」）を公用車に使用することとなりました。

このBDF事業は、「新城ふるさと銀行本店」による提言から始まったもので、現在は市外の業者からBDF燃料を購入し、公用車である廃棄物収集車に使用しています。



BDF燃料を使用した「廃棄物収集用トラック（公用車）」

【環境配慮型事業の推進】

市では、「新城市環境と安全に配慮した農業推進方針」を平成20年10月に制定しました。本市の農業を環境と安全に配慮したものとしていくため、家畜糞尿などのたい肥の施肥や稲わらのすきこみなどにより土壌に有機物を供給することを基本として、化学肥料、農薬の依存を減らし生産性や品質の向上を図りながら、環境負荷を低減した持続可能な農業を目指すことを目標としています。

- 「たい肥循環」：牛糞をたい肥化したものを水田にまき、そこで刈り取られた飼料を牛の餌とするもので、市内での耕畜連携した取り組みとして積極的に展開しています。

●健全な水循環

【健全な水環境の構築・強化】

国で示された「水道ビジョン」を受けて、市では新たな視点に立った「新城市水道ビジョン」を平成20年5月に策定しました。このビジョンでは、平成28年度までを計画期間として、水道事業が抱えている課題に対する基本的な方針や将来像の実現に向けた各種施策などを定めています。「安全な水を安定的に供給する」という目標を目指し、現状把握や課題整理をしたうえで施策の設定を行っています。

「目標期間内における達成すべき4つの施策」

- 1 運営基盤の強化・顧客サービスの向上
外部委託の導入、官民連携などの様々な形態による連携方策などを検討し、本市にとって最適かつ経済的で持続可能な水道事業の運営形態の確立を目指します。
- 2 安心・快適な給水の確保
水源水質の監視システムなどを導入した水質監視の強化、配水管の定期的な洗浄や更新の実施に努めます。
- 3 災害対策などの充実
老朽化施設の修繕・更新を行い、特に石綿管については計画的に解消を図るよう計画します。耐震性貯水槽の建設および耐震型配水池の増設など災害対策備蓄水拠点の整備を検討します。
- 4 環境・エネルギー対策
水道事業では自然環境の保全への取り組みが水源水質の維持や水量の確保につながることから、事業全体を通じて環境負荷の低減化に取り組むなど環境、エネルギー対策に努めます。



【広域連携の強化・推進】

上流から下流まで、豊かで質の良い水の恩恵を確保するために、豊川流域圏全体を見据えた取り組みを行っています。

「新城市水道ビジョン」で掲げた施策の一つ「環境・エネルギー対策」では、「水源基金による人材育成」として、有収水量1 m³あたり1円を拠出し、(財)豊川水源基金の水源林保全流域協働事業による水源涵養等の事業を拡充していくこととしています。これまでも、この拠出金を財源として水源林の整備や水源林整備のNPO法人が設立されています。

【河川・池沼等の水質保全】

市では、豊川水系27河川、矢作川水系1河川において、年2回、定期的に河川水質調査を実施しています。

- 「調査箇所」
- ・新城地区 豊川水系で13か所
 - ・鳳来地区 豊川水系で15か所
 - ・作手地区 豊川水系で3か所、矢作川水系で1か所

「河川水質調査地点」



1	錦砂川	9	杉川	17	巴川（豊川）	25	榎原川
2	五反田川	10	深沢川	18	海老川	26	大津谷川
3	大宮川	11	大入川	19	音為川	27	宇連川
4	半場川	12	原川	20	大井川下流	28	大島川下流
5	沖野川	13	宇利川	21	新戸川	29	小滝川
6	田町川	14	大井川	22	黄柳川	30	巴川（矢作川）
7	幽玄川	15	分野川	23	真立川	31	岩波川
8	野野川	16	谷川	24	阿寺川	32	巴川（豊川）

◇平成22年度河川水質調査結果・夏期

No.	河川名	地区	調査日	水温	PH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	亜鉛
1	錦砂川	新城	H22. 8. 19	20. 9	7. 1	8. 9	<0. 5	2	11. 000	0. 005
2	五反田川	〃	H22. 8. 18	23. 5	7. 7	9. 0	<0. 5	1	49, 000	0. 006
3	大宮川	〃	〃	22. 4	7. 8	7. 9	<0. 5	7	4, 900	0. 017
4	半場川	〃	〃	23. 8	7. 6	8. 5	<0. 5	4	110, 000	0. 004
5	沖野川	〃	〃	24. 7	7. 5	7. 9	<0. 5	4	70, 000	0. 009
6	田町川	〃	〃	21. 1	7. 6	8. 6	<0. 5	8	130, 000	0. 005
7	幽玄川	〃	〃	23. 0	7. 3	7. 4	8. 3	3	1, 600, 000	0. 007
8	野田川	〃	〃	23. 0	7. 4	8. 3	<0. 5	4	17, 000	0. 007
9	杉川	〃	〃	24. 9	7. 3	7. 3	<0. 5	4	70, 000	0. 004
10	深沢川	〃	〃	24. 1	7. 7	8. 1	<0. 5	4	49, 000	0. 010
11	大入川	〃	〃	23. 8	7. 7	8. 3	<0. 5	2	11, 000	0. 006
12	原川	〃	〃	23. 1	7. 3	6. 9	<0. 5	2	110, 000	0. 003
13	宇利川	〃	〃	25. 3	7. 5	7. 8	<0. 5	3	49, 000	0. 008
14	大井川	鳳来	H22. 8. 19	22. 0	7. 2	8. 1	<0. 5	1	70, 000	0. 004
15	分野川	〃	〃	22. 8	7. 3	8. 9	<0. 5	<1	3, 300	0. 002
16	谷川	〃	〃	24. 0	7. 4	8. 4	<0. 5	<1	49, 000	0. 002
17	巴川（豊川）	〃	〃	22. 2	7. 6	8. 5	<0. 5	2	7, 000	0. 002
18	海老川	〃	〃	25. 2	7. 9	8. 4	<0. 5	<1	70, 000	0. 002
19	音為川	〃	〃	22. 0	7. 6	8. 4	<0. 5	<1	14, 000	0. 002
20	大井川下流	〃	〃	22. 9	7. 5	8. 2	<0. 5	1	24, 000	0. 003
21	新戸川	〃	〃	23. 2	7. 4	8. 0	<0. 5	3	28, 000	0. 002
22	黄柳川	〃	H22. 8. 18	24. 9	7. 7	8. 1	<0. 5	1	33, 000	0. 002
23	真立川	〃	〃	23. 4	7. 6	8. 4	<0. 5	1	13, 000	0. 003
24	阿寺川	〃	〃	24. 6	7. 8	8. 4	<0. 5	<1	170, 000	0. 005
25	楨原川	〃	〃	27. 4	7. 9	7. 9	<0. 5	<1	7, 000	0. 008
26	大津谷川	〃	〃	24. 8	7. 5	8. 2	<0. 5	4	7, 900	0. 008
27	宇連川	〃	〃	17. 3	7. 5	9. 3	<0. 5	<1	1, 100	0. 006
28	大島川下流	〃	〃	27. 8	7. 7	7. 7	<0. 5	<1	17, 000	<0. 001
29	小滝川	作手	H22. 8. 19	21. 1	7. 7	8. 7	<0. 5	4	11, 000	0. 003
30	巴川（矢作川）	〃	〃	23. 0	7. 6	8. 4	<0. 5	1	14, 000	0. 002
31	岩波川	〃	〃	19. 5	7. 5	8. 8	<0. 5	3	4, 900	0. 003
32	巴川（豊川）	〃	〃	21. 5	7. 5	8. 9	<0. 5	4	7, 000	0. 003



市内河川での採水の様子

◇平成22年度河川水質調査結果・冬期

No.	河川名	地区	調査日	水温	PH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	亜鉛
1	錦砂川	新城	H23.2.17	10.0	7.3	12	0.7	<1	1,700	0.003
2	五反田川	〃	H23.2.16	9.4	7.7	12	1.1	5	1,400	0.003
3	大宮川	〃	〃	7.5	7.7	12	1.3	2	1,400	0.003
4	半場川	〃	〃	8.3	7.7	13	1.3	<1	1,300	0.003
5	沖野川	〃	〃	8.0	7.6	12	2.9	3	4,900	0.004
6	田町川	〃	〃	8.2	7.8	12	2.4	2	2,400	0.006
7	幽玄川	〃	〃	6.0	7.6	12	13	4	130,000	0.010
8	野田川	〃	〃	8.0	7.3	12	1.2	<1	3,300	0.008
9	杉川	〃	〃	4.5	7.5	12	1.5	<1	2,800	0.005
10	深沢川	〃	〃	5.4	7.7	13	1.2	<1	130	0.003
11	大入川	〃	〃	5.6	7.7	13	1.6	<1	7,000	0.003
12	原川	〃	〃	5.1	7.2	12	1.4	<1	4,900	0.007
13	宇利川	〃	〃	5.5	7.2	12	1.8	1	2,800	0.004
14	大井川	鳳来	H23.2.17	7.4	7.3	13	1.4	<1	7,900	0.002
15	分野川	〃	〃	5.3	7.6	12	1.2	<1	3,300	0.005
16	谷川	〃	〃	5.6	7.4	13	1.0	<1	170	0.004
17	巴川（豊川）	〃	〃	5.0	7.4	14	1.2	<1	23	0.002
18	海老川	〃	〃	5.0	7.4	13	1.6	<1	1,100	0.004
19	音為川	〃	〃	5.3	7.4	13	1.1	<1	330	0.005
20	大井川下流	〃	〃	6.8	7.4	13	1.7	<1	4,900	0.003
21	新戸川	〃	〃	5.7	7.5	13	1.4	<1	13,000	0.004
22	黄柳川	〃	〃	4.5	7.5	13	1.8	<1	270	0.008
23	真立川	〃	H23.2.16	4.3	7.4	14	1.1	<1	700	0.012
24	阿寺川	〃	〃	5.4	7.4	14	0.8	<1	130	0.003
25	禎原川	〃	〃	6.0	7.5	13	0.8	<1	790	0.009
26	大津谷川	〃	〃	5.5	7.2	13	0.7	<1	17	0.001
27	宇連川	〃	〃	7.7	7.3	12	1.0	<1	17	0.002
28	大島川下流	〃	〃	6.7	7.3	13	0.9	<1	790	0.002
29	小滝川	作手	H23.2.17	6.5	7.4	12	1.2	<1	130	0.003
30	巴川（矢作川）	〃	〃	5.0	7.5	13	1.4	<1	33	0.002
31	岩波川	〃	〃	5.9	7.4	12	1.6	<1	490	0.002
32	巴川（豊川）	〃	〃	6.6	7.5	13	1.0	<1	7,000	0.003

●ごみ減量（3Rの推進）

【もったいない啓発活動】

《しんしろエコショップ認定制度》

市では、3R（「Reduce」：リデュース、「Reuse」：リユース、「Recycle」：リサイクル）の取り組みを自主的に実施する販売店などに対し、市が市民とともに審査認定する「しんしろエコショップ認定制度」を実施しています。この制度は、事業所の取り組みを市民が評価・利用することにより、市民・事業所・行政が協働で市全体のごみの減量並びに限りある資源の保護などに努めることに対する意識の高揚を図ることを目的としています。

認定を受けた販売店などは「しんしろエコショップ認定シール」の交付と販売店などの取り組みを市のホームページや広報で紹介しています。

認定審査は、公募市民による「しんしろエコショップ認定審査員」5名の方（平成22年

度末時点)が、認定販売店の現地審査や認定会議により行っています。

こうした取り組みをとおして、積極的に情報提供を行い地域の活動も支援することとしています。

「しんしろエコショップ認定の評価」

- ・ RRR (トリプルアール) ... 3 Rの取り組み全てを実施している販売店。
- ・ RR (ダブルアール) ... 3 Rのうち2種類の取り組みを実施している販売店。
- ・ R (シングルアール) ... 3 Rのうち1種類の取り組みを実施している販売店。

◇しんしろエコショップ認定販売店 (平成22年度末現在)

No.	販売店名	行政区	業種	認定種類	認定日
2	新城無線	栄町	家電販売	RR	H18. 1. 26
3	岡田屋電機商会	新城中町	家電販売	R	H18. 2. 9
4	マルブン	栄町	衣料品販売	RR	〃
5	ピアゴ新城店	的場	小売百貨	RRR	〃
6	日野屋商店	本町	酒蔵	RRR	H18. 2. 21
7	寝具の夏目	富沢	寝具販売	RRR	〃
8	渡辺カメラ	新城中町	カメラ・現像	RR	H18. 3. 17
10	沢田畳店	平井	畳製造販売	RRR	H18. 3. 17
11	(株)つくで手づくり村	市場	農産物販売など	RRR	H19. 2. 19
12	平田畳店	本郷	畳製造販売	RRR	〃
13	リオスオジマヤ電気	内金下	家電販売	RR	〃
15	電化プラザマツシタ長篠店	内金上	家電販売	RR	〃
16	岡本屋酒店	本郷	酒類販売	RRR	〃
17	大林酒店	大野	酒類販売	RRR	H19. 6. 20
18	みどり写真館	大野	カメラ・現像	RRR	〃
19	かくたけ酒店	大野	酒類販売	RR	〃
20	高木ミシン電機ストア	大野	家電販売	RR	〃
21	auショップ新城	片山	携帯電話販売	RR	〃
22	鈴木達也行政書士事務所	栄町	行政書士事務所	RRR	H20. 9. 5
23	(株)バロー新城店	野田	食料品など販売	RRR	〃

※欠番は、廃業等により登録を抹消した販売店の登録番号



公募市民審査員による認定審査の様子

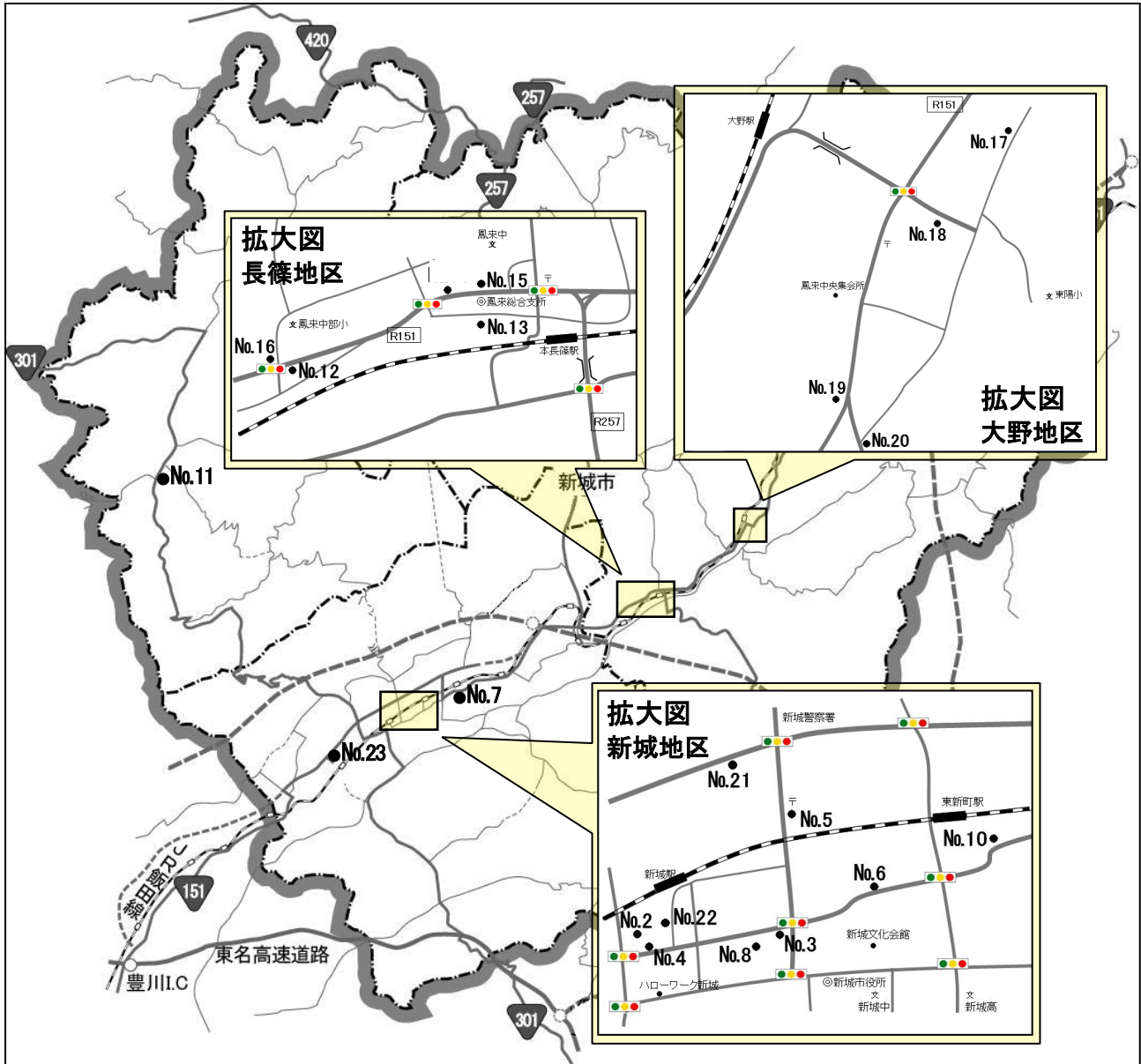


販売店などの様子
(バロー新城店)



販売店などの様子
(鈴木達也行政書士事務所)

◇しんしろエコショップ認定販売店の位置



◇しんしろエコショップ認定販売店の取り組み内容等

No.	販売店名	取り組み内容など
2	新城無線	販売した商品の修理（リユース）、商品の分別処理など（リサイクル）
3	岡田屋電機商会	使用済電池のリサイクル（リサイクル）
4	マルブン	販売した商品の修理（リユース）、切れ端を利用した名札生地の配布（リサイクル）
5	ピアゴ新城店	マイバッグ持参運動など（リデュース）、納品箱の再使用（リユース） 容器包装のリサイクルなど（リサイクル）
6	日野屋商店	分離型キャップの採用（リデュース）、一升びんの回収および再使用（リユース）、酒粕の販売（リサイクル）
7	寝具の夏目	再生可能な布団の製造販売（リデュース）、古綿再生の取り組みなど（リユース）、古綿を畑肥料として還元（リサイクル）
8	渡辺カメラ	フィルムケースなどの再使用（リユース）、フィルムパトローネの分別（リサイクル）
10	沢田畳店	ごみを出さない店の方針（リデュース）、畳床の再使用（リユース） 畳材料の再利用（リサイクル）
11	(株)つくで手づくり村	マイバッグ持参の推進（リデュース）、通い箱の使用など（リユース） 「おから」の再生利用など（リサイクル）

12	平田畳店	古畳、ござなどをゴミにしないお店の意識（リデュース）、古畳の補修など（リユース）、畳材料の再利用（リサイクル）
13	リオスオジマヤ電気	販売した商品の修理（リユース）、使用済電池のリサイクルなど（リサイクル）
15	電化プラザマツシタ長篠店	販売した商品の修理（リユース）、使用済電池のリサイクルなど（リサイクル）
16	岡本屋酒店	お酒の量り売りなど（リデュース）、一升びん・ビールびんの回収（リユース）、チラシに再生紙を使用など（リサイクル）
17	大林酒店	包装紙などの簡素化の呼びかけ（リデュース）、一升びん・ビールびんの回収（リユース）、店頭で分別ボックスを設置（リサイクル）
18	みどり写真館	レジ袋の削減（リデュース）、カメラの修理を推奨（リユース） 使い捨てカメラなどのリサイクル（リサイクル）
19	かくたけ酒店	一升びん・ビールびんの回収（リユース） リユースできないびんのリサイクル（リサイクル）
20	高木ミシン電機ストア	販売した商品の修理（リユース） 電球・蛍光灯のリサイクル回収など（リサイクル）
21	auショップ新城	待合スペースに不用の絵本などを使用（リユース） 使用済携帯電話のリサイクル（リサイクル）
22	鈴木達也行政書士事務所	パソコン画面での表示による紙使用の削減（リデュース）、オフィス用品のリユース品使用（リユース）、廃段ボールの活用（リサイクル）
23	(株)バロー新城店	マイバッグ・マイバスケットの販売など（リデュース）、納品箱の再使用（リユース）、容器包装のリサイクルなど（リサイクル）

※欠番は、廃業等により登録を抹消した販売店の登録番号

【ごみ分別・収集・処理体制の整備】

ごみ減量の取り組みの基本は、①ごみになるものを減らすこと（Reduce）、②再使用すること（Reuse）、③再生利用すること（Recycle）です。

市民や事業者がごみになるものをできるだけ使わない・買わないこと、また、身の回りにあるものを長く大切に使うこと、そして、ごみとして排出されるものは、分別を徹底し、再生利用を進めるとともに適正処理することに取り組んでいます。

市では、可燃ごみを焼却処理するクリーンセンターと焼却灰や埋立ごみを処理する4つの最終処分場を運用し、適正処理や維持管理を行うことで、施設の延命化を図っています。

また、毎月1回各行政区において行われている資源回収では、区の公民館や集会場などを会場とし、家庭で分別したものを種類ごとに回収しています。区長、生活環境委員を中心に区民が区民の分別指導に当たるなど、円滑に資源回収が行えるよう工夫しながら取り組んでいます。回収したものは、資源回収業者などを通じ、再資源化処理しています。

◇平成22年度 一日あたりのごみ排出量

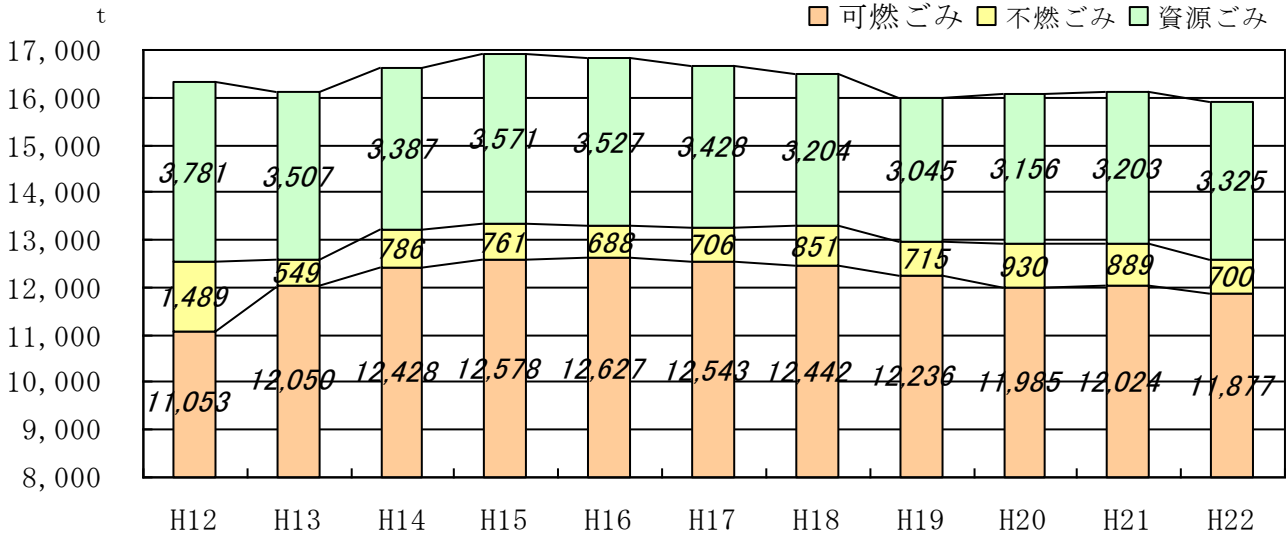
	1人あたり	1世帯あたり
可燃ごみ	641.2 g (643.7 g)	1,955.2 g (1,989.3 g)
不燃ごみ	37.8 g (47.6 g)	115.2 g (147.1 g)
資源ごみ	179.5 g (171.5 g)	547.4 g (529.9 g)
計	858.5 g (862.7 g)	2,617.7 g (2,666.3 g)

人口：50,746人
(外国人除く)
世帯数：16,643世帯

※（ ）内は、平成21年度の数値

※人口及び世帯数は、平成22年10月の数値。（廃棄物処理実態調査より）

ごみ排出量の推移



※平成17年10月1日以前の数値は、旧市町村の実績合計値。 (廃棄物処理実態調査より)
 ※不燃ごみは、埋めるもの、有害なもの、粗大ごみ(家電4品目含む)の合計値。

《生ごみ処理器等設置費補助金交付制度》

市では、家庭から出る生ごみの減量化対策の一環として、コンポスト化容器または電気生ごみ処理機の設置に対し補助金を交付する「生ごみ処理器等設置費補助金交付制度」を行っています。補助限度額はコンポスト2,000円/基、電気式15,000円/基です。

◇生ごみ処理器等設置費補助金交付実績

年度	設置基数		補助金総額	補助金限度額 (1基)	
	コンポスト	電気式		コンポスト	電気式
H18	15基	30台	445,900円	2,000円	15,000円
H19	26基	19台	314,800円	2,000円	15,000円
H20	35基	19台	340,400円	2,000円	15,000円
H21	27基	6台	139,800円	2,000円	15,000円
H22	16基	8台	151,400円	2,000円	15,000円

《レジ袋削減プロジェクト》

市では、近隣市町村(豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)と協働で、ごみの発生抑制につながるレジ袋削減に向けた広域的取り組みを実施しています。

取り組みの内容は、レジ袋の削減に向けた実施可能性調査や、東三河7市町村が自治体域を越えて連携したレジ袋削減の方策(有料化)の検討、マイバッグの啓発活動などを実施するものです。本市においても管内での消費者への啓発活動、レジ袋の使用状況調査、事業所への参加協力の呼びかけなどを行っています。

このプロジェクトの推進にあたっては、市内の3つの住民団体(しんしろ環境あいうえお会議、新城市生活学校、生活学校つくで)と13事業所、行政の三者による「レジ袋削減推進協議会」を平成20年11月に設立し推進しています。平成21年4月のスタート時点では、レジ袋の無料配布を中止(有料化)する市内協力店舗は17店舗でしたが、22店舗に増えています。

◇レジ袋有料化実施店舗

店舗名
Aコープ（しんしろ店、作手店、八名店）
カネキ商店
株式会社ジップドラッグ（長篠店、新城店）
食彩広場大野店
新城設楽クリーニング組合（犬塚クリーニング店、旭クリーニング店、 岩田クリーニング店、大和クリーニング店、永谷クリーニング、 東陽クリーニング商会、長谷川クリーニング
株式会社ドラッグスギヤマ（新城店、新城東店）
株式会社パロー新城店
有限会社マルイチ（本店、野田店）
株式会社三河猪家
ヤマ九酒店
ユニー株式会社ピアゴ新城店

〈レジ袋有料化参加店を募集中〉

市では、レジ袋削減の効果をより高めるため、有料化に取り組んでいただける市内の店舗を募集しています。

「参加の要件」

- レジ袋の無料配布を中止（有料化）すること。
- レジ袋の辞退率80%以上をめざすこと。
- レジ袋を販売し、収益金が出た場合は環境保全活動や社会貢献活動に使用すること。
- レジ袋の削減効果（辞退率・販売枚数など）を報告すること。
（これらの要件を「協定」として交わさせていただきます。）

※詳細は、生活衛生課（電話0536-22-0521）までお問い合わせください。



かわら版のキャラクター
やらマイバックン

2 地球環境問題

●ライフスタイルの見直し

【省資源・省エネ行動】

日々深刻化している地球温暖化問題などに対し、具体的な行動へとつながる「きっかけ」となるような取り組みとして、家庭で使用している電気やガソリンなどの燃料の「ムダをなくす気持ち」や「省エネ行動」を促進するための機器のモニター制度を実施しています。《「省エネナビ」モニターの募集》



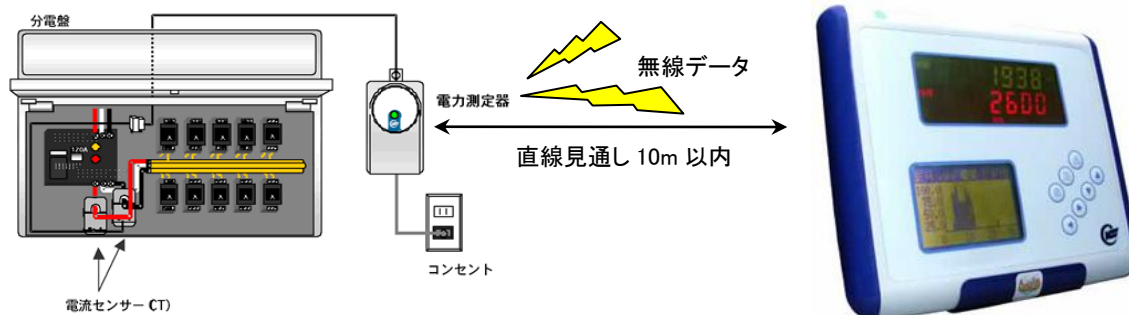
地球温暖化の原因とされる二酸化炭素は、家庭のさまざまなところから出されています。「家庭からの二酸化炭素排出量グラフ—燃料種別内訳—」からも分かるように、照明・家電製品といった電気を使うところが一番多く、次に自動車、給湯、暖房などのガソリンや灯油、ガスを使う部分で順に多くなっています。私たちの家庭生活から排出される二酸化炭素のうちで、照明や家電製品、自動車です約3分の2以上も占めていることとなります。

(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

市では、家庭での電気使用のムダをなくす気持ちや省エネ実践行動の促進を図るため、家庭内の電気使用量を金額などに換算し、省エネ達成度などをリアルタイムに表示する機器「省エネナビ」を貸出し、楽しく省エネを実践していただくためのモニターを募集しています。

◆モニター参加者の声（抜粋）

- ・パソコン使用時間が多ければ電気代がかさむ。安い回線や定額でつなぎ放題と言う言葉の裏を考えるべきだと痛感した。
- ・ナビを目に入るところに置き、ちよくちよく見るようにした。
- ・省エネナビのランプが青色になるよう、家族で楽しんだ。
- ・明かりをこまめに消したり、炊飯ジャーの保温時間を短くするようにした。
- ・家族全員が意識を持たないと効果がないことがわかった。 など



《「燃費マネージャー」モニターの募集》

日頃からよく使う自動車の運転の仕方を工夫し、ガソリンのムダな使用をなくす気持ちの喚起・高揚や、エコドライブの促進を図ることを目的として、瞬間燃費や平均燃費などを表示するリアルタイムデジタル燃費計「燃費マネージャー」を貸し出すモニター制度を行っています。

◆平成22年度中のモニター数：

2名（事業所を含む）



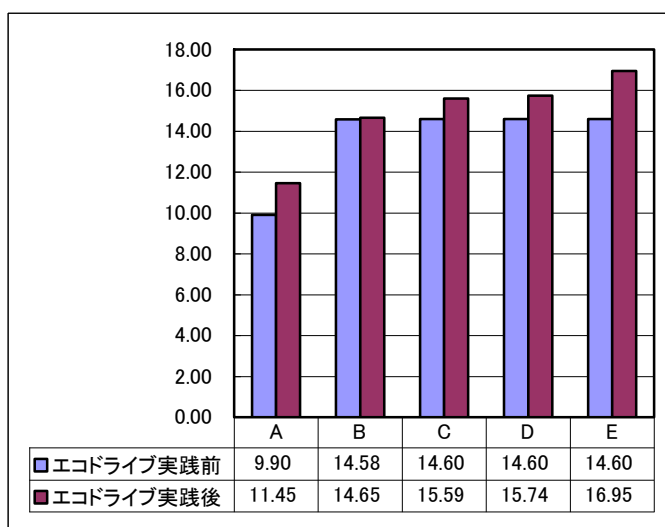
◆モニター参加者の声（抜粋）

- ・常にエコドライブを意識するようになった。
- ・運転の仕方がすぐに反映されるので考えながらのドライブになり、飽きずにモニターできた。
- ・実際に燃費が目に見えて分かることによって、今までよりもアクセルワークを意識しながら運転した。
- ・アイドリングストップ、ふんわりアクセルなど気にするようになった。
- ・どのようなときに燃費が悪くなるか分かるので、付けて良かった。 など

〈燃費データの比較〉

グラフの燃費データは、モニターの平均データを集計したものです。

参加者の中には、エコドライブ実施前に比べ16%も燃費が向上した方や、エコドライブテクニックの習熟度が上がった方など、機器を取り付けたことで運転に対する意識が変わり、エコドライブを強く心がけることにつながっているようです。



《「エコワット」の無料貸し出し》



「省エネナビ」や「燃費マネージャー」など具体的な省エネ行動に結びつけてもらうためのモニター制度に続き、電気料金、使用電力量、二酸化炭素排出量を把握できる機器「エコワット」の貸し出しも行っています。

設置は、機器をコンセントに差し込み電化製品をつなぐだけなのでとても簡単に使用でき、必要以上に電気を使っていないかをチェックできます。

「エコワット」利用者は、テレビ・炊飯器・冷蔵庫・電気ポットなどで電気量等を測定しており、利用後のアンケートの中には「家電を買い替えるきっかけになりそうだ。」と回答している方もいました。

【自然エネルギー利用の促進】

市では、平成16年度より市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより環境保全に対する意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業を行っています。

家庭での温暖化対策や自然エネルギー利用促進のためにもこの事業を継続しています。

【住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付実績】

年度	申込件数	総合計出力	補助金額
H16	5件	21.32kw	1,920,000円
H17	5件	23.84kw	2,000,000円
H18	18件	61.36kw	2,852,000円
H19	20件	66.70kw	1,642,000円
H20	24件	102.94kw	2,151,000円
H21	70件	260.61kw	5,900,000円
H22	68件	269.07kw	4,785,000円



《学校への自然エネルギー等の利用》

東郷西小学校、新城中学校屋内運動場、八名幼稚園、長篠保育園に太陽光発電設備を設置しています。校内使用電力の補助や非常時の電力としてだけでなく、環境への負荷低減等環境問題への考え方や発電表示パネルなどを使った環境教育への教材として利用しています。



八名幼稚園の屋根に設置されている太陽光パネル



とても好評の発電表示板

《市営住宅への自然エネルギー等の利用》

作手地区にある市営住宅（開成住宅）には、地産地消となる三河材の使用のほか、太陽光発電システムが設置されています。作手地区の人口減少対策として合併前から計画されていたものですが、新市における施策として、環境との共生、循環型社会の構築をめざした環境へ配慮した住宅が建設されています。

〈開成住宅の主な特徴〉

- ①柱などに地元の三河材を使用
- ②太陽光発電システムを設置（1.84kW×5戸）
- ③安全・安心なオール電化型住宅



太陽光発電システムの設置にあわせ、オール電化型住宅としたことで、火傷や火災の発生を抑えることにもつながっています。

●働きかけ・連携

【環境活動の輪づくり】

「しんしろ環境あいうえお会議」や「暮らしと環境を考える会-りさいくる21」などの住民団体の活動を支援しています。市では、年4回（春、夏、秋、冬）発行される季刊誌「えこ広場」のお手伝いや、年4回のペースで開催されている「フリーマーケット」などに協力しています。地域住民や事業所、行政がお互いの得意分野を活かし合い、環境活動のさらなる活発化を図ります。



第64回「リサイクル・フリーマーケット」開催の様子
場所等：新城文化会館はなのき広場（平成22年4月18日）

第64回のリサイクル・フリーマーケットでは、市環境課の職員による電気自動車の体験乗車会や、移動式音楽祭「オトタマ」による演奏も行われました。

《行政との連携、住民による環境活動など》

環境活動を行っている住民団体の中には、市からの要請を受け、他市町村の視察受入れ時に同席し市民としての意見を述べてもらうなど、市の視察対応にも協力をいただいでい

ます。また、市が企画する行事などの市民への情報提供に積極的に関わり、行政側とともに市民参加を促してもらっています。

また、フリーマーケットでは、救援衣料回収活動も行っています。新品の下着・くつした・パジャマ・タオル・タオルケット・シーツや、洗濯済みでシミや傷みのない毛布・ズボン・ジーンズ・Tシャツ・ポロシャツ・トレーナー・セーター・ブラウスなどを受け入れています。

【自治体、NPO、NGO等との連携】

《全国の自治体、NGOとの共同社会提案》

全国の市町20自治体と13のNGOと共同で日本社会に向けて社会提案を行いました。
(以下抜粋)

地域の主体性大切にした再生可能エネルギーの飛躍的拡大を ～日本社会への提案～

気候変動による大きな脅威を未然に防ぐには、省エネルギー社会の構築とともに再生可能エネルギーの飛躍的促進が必要不可欠です。

しかし、再生可能エネルギーは、それぞれの地域において利用可能な資源を利用するため、その促進には自治体や地域社会の主体的な参画が不可欠の要素であると考えます。しかしながら日本においては、まだ「そのための社会的制度の構築や取り組みが進んでいない」と言わざるをえません。

そこで、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1 地域の特性に合わせた目標設定と政策パッケージづくり

自治体は、地域の特性に応じた、また地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入の目標値設定と、それを可能とする政策、行動パッケージを行政組織の横断的参画により策定すること。また、その策定過程においては、住民の主体的参画を保障すること。そして政府は、その策定に関して自治体の主体性を尊重する中で財政的、技術的支援を行うこと。

2 環境政策の統合を実現する組織づくりと人づくり

気候変動を防止し、再生可能エネルギーを普及させるには、自治体はあらゆる施策に環境の視点を導入し、部署を超えた政策統合を実現する必要がある。このためには行政組織、予算策定過程の抜本的変革が必要である。さらに、このような変革と政策の企画実施のため、自治体は専門性のある人材の育成に積極的に取り組むこと。また政府は、その育成及び確保のため自治体に対して必要な財政的支援を行うこと。

3 情報の開示、収集と活用による様々な主体が参加できる仕組みと場作り

多くの地域では、その地域の再生可能エネルギーについての情報は非常に少なく、それらを市民が手に入れ活用して協力していくことが難しい状況にある。
エネルギー事業者は地域のエネルギー使用量、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入量データなど、自治体が再生可能エネルギー普及の戦略を立てる上での基礎となるデータを積極的に提供すること。
また自治体は、地域でのポテンシャルや活用度合いなどを「見える化」し、市民、NPO、自治体、地域の事業者等、様々な主体がそれをもとに連携した活動ができるように、情報整備と場作りを行うこと。

4 自治体間、地域における連携の促進

自治体内での再生可能エネルギー推進と同時に、周辺自治体や異なる特性を持った自治体同士の連携により、一層効果的なノウハウの活用や施策展開が可能となる。自治体は、連携が促進されるような政策を実施すること。また政府は、このような連携が促進されるような政策を実施すること。

5 自治体、NPO も参画して総合的な政策パッケージを

政府は、これまでの再生可能エネルギーへの単純な補助金支給と普及啓発中心の政策を改め、自治体、NPO も参画する中で、再生可能エネルギー推進のための総合的な政策パッケージを策定し、実施に移すこと。

さらに政府及び電力事業者は、再生可能エネルギーの飛躍的拡大に対応した電力系統の整備を至急に行うこと。

6 市民の主体的な参画、地域事業者の参画を

最も重要なステークホルダーである市民が地域で再生可能エネルギーを選び、取り入れることが無理なくできる社会的制度を創ること。また政府は、地域事業者、自治体、住民と協働して再生可能エネルギー事業を実施するための金融優遇政策等を導入すること。

7 地域と共生するための基準策定及び紛争処理制度の設置

再生可能エネルギー事業は、その目的がゆえに地域との共生にも他の事業以上に配慮がなされなければならない。政府及び自治体は、大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、その計画段階、設置段階、供与段階、廃棄・再資源化段階における環境基準を策定し、併せて検証可能なアセスメントを実施すること。

また、再生可能エネルギーの設置、供与等において、地域住民の健康保持や環境保全上の問題が生じた場合に、その解決に当たる調停委員会を設置するための法整備を政府は早急に行うこと。この調停委員会は、民主的運営、公開、当該自治体の参画が保障されるものであること。

○提案元（平成22年2月18日現在）

【自治体（括弧内は市長、町長名）】

北海道 ニセコ町（片山健也）	北海道 浜中町（長谷川徳幸）
秋田県 能代市（齊藤滋宣）	山形県 遊佐町（時田博機）
埼玉県 東松山市（坂本祐之輔）	福井県 勝山市（山岸正裕）
福井県 池田町（杉本博文）	長野県 飯田市（牧野光朗）
岐阜県 多治見市（古川雅典）	愛知県 豊川市（山脇実）
愛知県 安城市（神谷学）	愛知県 新城市（穂積亮次）
滋賀県 甲賀市（中嶋武嗣）	大阪府 交野市（中田仁公）
兵庫県 加西市（中川暢三）	奈良県 生駒市（山下真）
愛媛県 内子町（稲本隆壽）	高知県 梼原町（矢野富夫）
熊本県 水俣市（宮本勝彬）	熊本県 天草市（安田公寛）
静岡県 掛川市（松井三郎）	山口県 宇部市（久保田きみ子）

【NGO】

(提案団体)

環境エネルギー政策研究所

ふるさと環境市民

やまなしエコネットワーク

環境市民

未来の子

環境ネットワークくまもと

環境ネットワークながさき塾

FoE Japan

かながわ環境教育研究会

中部リサイクル運動市民の会

環境市民 東海事務所

くらしを見つめる会

プラス・エコ

(賛同団体)

水俣の暮らしを守る・みんなの会

《つくで祭りやツール・ド・新城等のイベントでの啓発》

「つくで祭り」や「ツール・ド・新城」等のイベント会場において、環境ブースを設置し、地球温暖化や環境保全に関する啓発活動などを実施しました。

市では「チャレンジ25」への登録を促進することで地球温暖化防止の啓発を行い、平成21年9月より市の公用車として東三河の自治体で初めて導入した電気自動車の展示も行いました。また、「ツール・ド・新城」では、ミニソーラークッカー「あさがお」を使って、太陽熱でゆで卵を作る実験も行いました。



「ツール・ド・新城」での環境ブース
(平成22年7月3日、4日)



「つくで祭り」での環境ブース
(平成22年11月14日)

環境問題への対応は、ひとつの自治体で完結するものではありません。近隣自治体や、同じような問題を抱えている他の自治体などと協働のプロジェクトなどを実施していくことが、市の環境施策の推進力となっています。

環境ビジョン 5

みんなで取り組むまち

21世紀の自治体のあり方として、自然生態系と共生し、持続的に成長・発展していく地域経済社会を構築することが求められています。

そのために、行政は、職員の資質や環境意識の向上だけでなく、各主体の模範となるよう組織としての機能を高めていくことが重要です。

また、地球環境問題や地域の課題に対し、総合的な視点で取り組むためには、行政の持つ情報をできる限り公開して共有化を図り、地域住民が主体的に地方自治に関わるしくみづくりや支援をしていくことが必要です。

本市は、地域に住む一人ひとりの「気づき」を起点に、その行動を地域の「連携」へと広げ、住民や団体・事業所・行政の協働による「持続可能な市民自治社会」の実現をめざす「エコガバナンス宣言」を行いました。

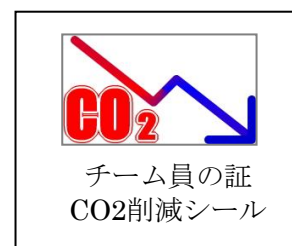
わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 職員力

●職員の資質向上

持続可能な社会を構築していくためには、職員各々が実施している事業に対し、環境に配慮した視点を持つことが必要です。喫緊な課題である「気候変動」などに対する正しい知識を持ち、職員自ら率先行動するため、全職員を対象に定期的にメーリングリストで環境情報を提供しています。

なお、平成21年9月、鳩山内閣総理大臣がニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、我が国の目標として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明しました。これにより国民運動が「チーム・マイナス6%」から「チャレンジ25」に変わったため、メーリングリスト名も平成22年1月から変わっています。



■チャレンジ通信発行 Vol.11 ~ Vol.59 (計49号発行) 【H22.4月~H23.3月末】

【組織づくり】

市では、平成22年度から、新たに「総合政策部」なる組織を新設しました。部長以下総勢5人の小さな所帯ですが、施策事業の開始から一貫して取り組むことが求められる「部」として設置された組織です。

これまでの予算費目別・縦割り型組織とは別に、特定政策実現のために、全庁を横断（縦貫）する組織を所掌し、事業を引っ張る役割を負っています。

総合政策部は、各部の仕事が円滑に進むよう総合調整をする役割ではなく、それ自信が車の「エンジン」となることを求められた組織です。これまでの事務事業の流れの延長に

はない、新たな政策課題や事業目的の実現に向かって、それに関係する各部の事業を再構成し、総動員していく力が求められています。この組織で扱う課題は、「新城版こども園」、「自治基本条例」、「自治人事制度」、「新庁舎建設問題」の四つです。

●率先行動

【行動計画と進行管理】

市では、温室効果ガス削減や経費削減のため、ひとつの事業所の率先行動として平成20年6月に「新城市地球温暖化防止実行計画～職員一人ひとりの率先行動～」を策定し、平成23年4月に、第2次計画を策定しました。これにより「ごみ排出量」や「燃料消費料」、「電力使用料」などの管理を実施しています。

■【目標】平成18年度の実績を基準とし、平成32年度までに二酸化炭素排出量を25%削減する。

平成18年度と比較した平成22年度の温室効果ガス排出量は、6.8%増となってしまった。これは、一般廃棄物やA重油の使用料増加が大きく影響している。

平成22年度	平成18年度実績値	削減率 (%)
23,886,813 (kg-CO ₂)	25,640,569 (kg-CO ₂)	6.8%増

【市民・事業所との連携】

市では地域の方々や事業所に対し、施策の計画段階からの参画を求め、合意形成を図りながら連携して取り組む仕組みの構築に取り組んでいます。

そのひとつに環境基本計画が挙げられます。

この計画は、平成20年3月に策定された総合計画を環境面で後押しするものとして、市民のみなさんと常にオープンな会議のもとで平成20年10月に策定しました。この計画の進捗状況をみなさんにお知らせするため、年に一度、環境報告書を作成・公表しています。

今後、「市民自治社会の実現」に向け、みなさんや事業所との連携により環境基本計画を進めていきます。

2 市民力

●リーダー養成

市では、環境問題について関心をもち、知識を得るにとどまらず、環境保全のためのスキルを習得し、自ら行動するとともに、職場や地域社会においてリーダーシップを発揮し得る「環境リーダー」を養成する講座を開催しています。

また、広大な市域の約84%を占める森林は本市の特徴ですが、森林の有する公益的機能を保持するために行政・NPOなどが連携し、森林を整備していく人材（ボランティア）を指

導するリーダーを育成するための「森林ボランティアリーダー養成講座」を実施しました。同講座は地域再生計画「森とひとを育てる森林総合産業創出プロジェクト」の一環として行われ、平成22年度においては市内外から155名が参加し、会場となったおよそ4.2haの森林（市有林など）が整備されました。



●活動の促進

環境問題の多くは、個々の取り組みだけでは解決できません。個人の取り組みからグループの取り組みへ、また、それが事業所や行政区域を越えた団体と連携した取り組みになっていくことも重要です。

市民のみなさんとの協働事業のひとつであるキャンドルナイト新城実行委員会は、いつ、どこで、誰と、どんなかたちでイベントを創出していくのかを共に考えながら企画しています。

イベントを成功させるため、また、定着させていくために、事業所の方々にもイベントに対する理解を求めながら進めています。

このほかにも、市民のみなさんが企画し、運営している「しんしろ節句まつり」において古着を使った吊し雛の展示や「エコファッションショー」が開催されるなど、環境意識の高まりが行動に表れるようになりました。



また、情報提供をさまざまなかたちで事業者や市民のみなさんに届けることは、パートナーシップを構築するうえで非常に重要です。市では広報紙やホームページを利用しながら、さまざまな情報を提供しています。

毎月1回発行される「広報しんしろ・ほのか」においては、環境情報ページとして「エコとびくす」を掲載しています。また、特にみなさんにPRすべき環境情報は、広報担当課と調整を図り、特集記事として掲載します。

◇広報への情報掲載状況

月（発行月）	掲載した主な環境情報
5月号（4月）	<ul style="list-style-type: none"> ・流域モニタリング一斉調査の参加者募集 ・「緑のカーテン倶楽部」コンテスト参加者募集 ・焼却する「プラスチックごみ」の減量の協力依頼 ほか
6月号（5月）	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置費補助金交付のお知らせ ・「ハチの駆除」についてのお知らせ ・レジ袋有料化の結果報告 ほか
7月号（6月）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境講座「どーする？地球のあした～ストップ温暖化～」開催のご案内 ・「親と子の走る環境教室」参加者募集 ・ごみ処理基本計画を策定について ほか
8月号（7月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットとの快適な生活について ・光化学スモッグ予報・注意報発令に対する注意 ・市内のごみ排出量のお知らせ ほか
9月号（8月）	<ul style="list-style-type: none"> ・移入種（外来種）を野外に放たないでください ・分別して「燃やすごみ」を減らそう ほか
10月号（9月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「キャンドルナイト新城」開催のご案内 ・「環境に関する図書など」の貸し出しについて ・グリーンコンシューマーについて ・不要なライターはきちんと捨てましょう ほか
11月号（10月）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境講座第2回「買い物で変わる！私たちの暮らし」開催のご案内 ・「野焼き」は法律で禁止されています ・エコショップ認定店の紹介 ほか
12月号（11月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑のカーテン倶楽部」コンテスト開催結果 ・資源集積センターをご利用ください ほか
1月号（12月）	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの戸別収集のご利用について ・ごみの処理にはどのくらい経費がかかるの？ ほか
2月号（1月）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の運転状況のお知らせ ・鴨ヶ谷墓園の使用者募集 ・可燃ごみの搬入検査について ほか
3月号（2月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「新城市の環境(平成22年度版)」を作成しました ・リサイクルする衣類などの種類が増えます ・不用品交換制度「リユースの広場」を利用しませんか ほか
4月号（3月）	<ul style="list-style-type: none"> ・小型電気製品を資源として回収します ・多量の廃棄物の自己搬入について ・犬の登録と狂犬病予防集合注射のご案内 ほか

このほかにも広報では、みなさんが「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」を募集し、譲り合うシステムとして「リユースの広場」を設け、毎月掲載しています。

ご家庭で不要となったものでも、みなさんの中にはそれを必要としている人がいます。物を大切に使う意識の高揚のためにもぜひご利用ください。

また、環境講座開催などに関する情報をダイレクトに入手されたい方のために、電子メールや郵送による情報提供も実施しています。

■登録者数 電子メール 19名、郵送 60名

希望される方は環境課へお気軽にお申し込みください。

3 協働

●エコガバナンス

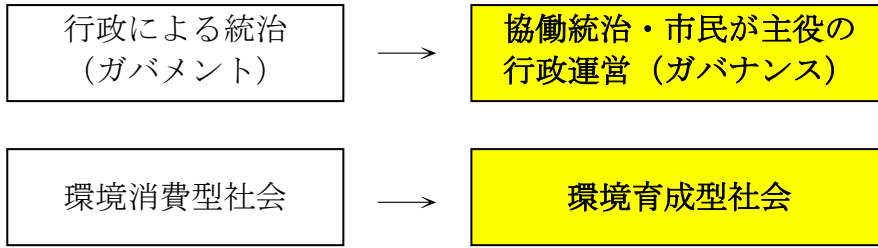
旧新城市は、環境管理の国際規格ISO14001に取り組んできました。「新城市都市環境基本計画」と「新城市環境基本条例」をベースにした環境マネジメントシステムを構築し、平成13年2月の認証取得後も取り組みの内容や職員の資質向上などの継続的改善に努めてきました。

平成17年10月1日、市町村合併により新しい新城市が誕生し、市民・事業所・行政が協働して持続可能な市民自治社会を地域全体でつくりあげていく「しんしろエコガバナンス宣言」(平成18年2月25日)を行い、新たな新城市の環境の取り組みのしくみづくりがスタートしました。

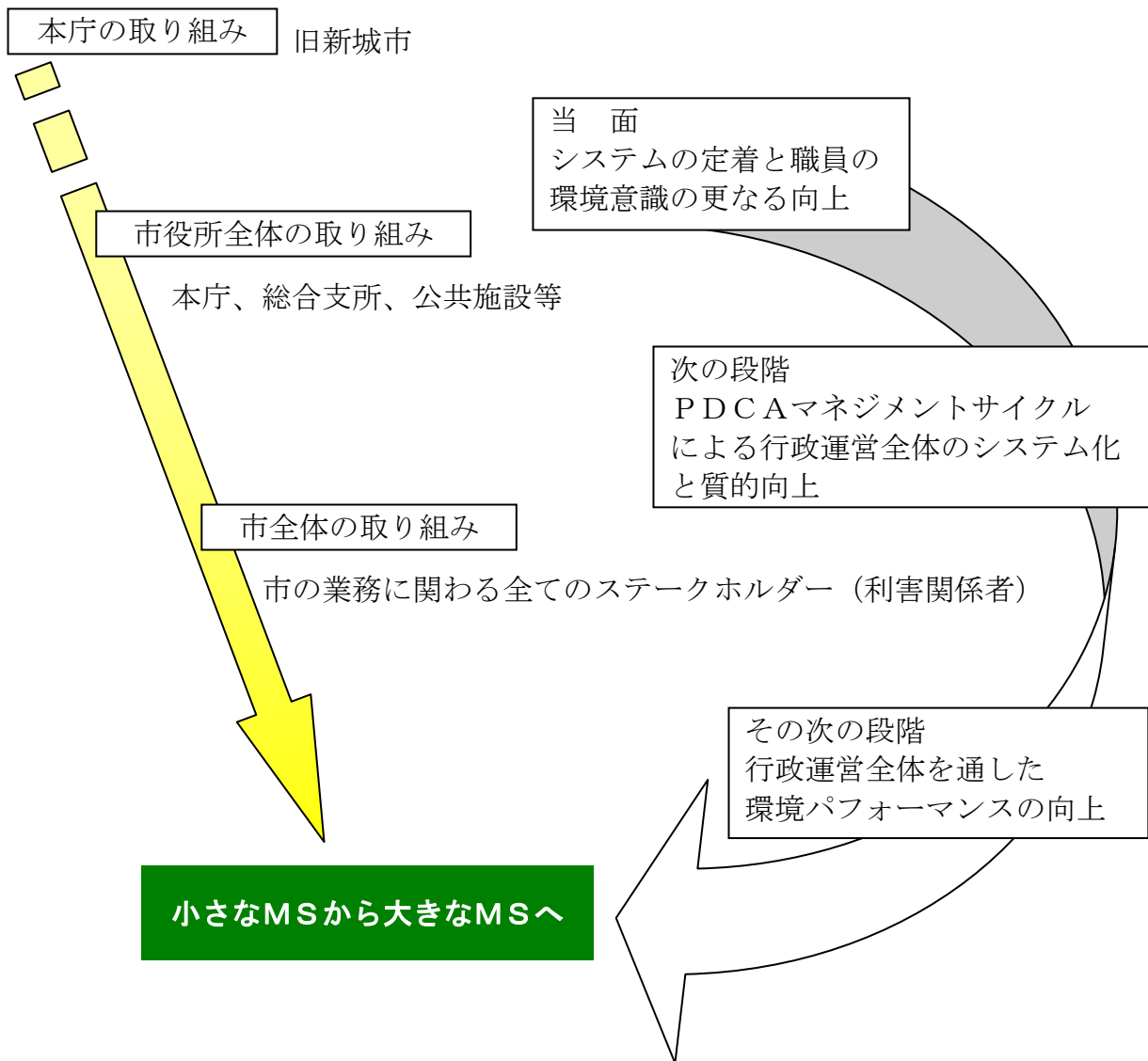
「しんしろエコガバナンス3つの柱」

1. エコオフィス : 紙・ごみ・電気などの取り組みで、事務室や家庭において
(環境行動配慮事業) 環境への悪い影響を減らそうとするもの
2. エコアクション : 温暖化防止の取り組みや河川の水質改善、環境ボランティア
(環境活動改善事業) など環境を保全・改善しようとするもの
3. エコガバナンス : 環境に軸足を置いた市民自治社会の確立と充実をめざし、
(環境連携構築事業) そのしくみを市民みんなでつくりあげていこうとするもの

「しんしろエコガバナンスのめざすもの」



【市町村合併による今後の取り組みの基本方向】



《IS014001 認証取得事業所等連絡会議》

地域における環境に関する取り組みを進めていくには横のつながりが不可欠です。

市では、IS014001認証取得事業所とコミュニケーションを充実することによって、「連携」による環境への取り組みを一層高めていくことを目的として定期的に会議を開催しています。

◇IS014001認証取得事業所等連絡会議名簿（平成22年度末現在）

連絡会議参加事業所	
三菱電機(株)名古屋製作所新城工場	(株)育良精機製作所愛知新城工場
(株)大紀アルミニウム工業所新城工場	BASF INOAC ポリウレタン(株)
横浜ゴム(株)新城工場	バルカーセイキ(株)
新東工業(株)新城製作所	光田屋(株)
共和レザー(株)新城工場	(株)トンボ鉛筆 新城工場
(株)イノアックコーポレーション八名事業所	オーエスジー(株)
オーエスジー(株)新城工場	イズテック(株)新城工場
(株)アイデン	新城市

〈会議内容抜粋〉

改正もしくは改正の予定がある環境関連法令のほか、以下のような内容について情報交換しました。



会議実施日	主な内容
5月13日 市民体育館第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会3月定例会における議決結果について ・4-3-2「法的その他の要求事項」のチェックについて ・会議における情報提供の在り方について ・小規模事業場等排水対策指導要領について ほか
8月19日 市民体育館第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会6月定例会、7月臨時会における議決結果について ・大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令について ・エコドライブの普及に関連した取り組み状況について ほか
11月11日 勤労青少年ホーム集会室	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会9月定例会における議決結果について ・貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱について ・各事業所での緊急事態への対応訓練及び教育の実態について ほか
2月10日 勤労青少年ホーム集会室	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会12月定例会における議決結果について ・新城市が同意した社会提案等について ・環境首都を目指す自治体全国フォーラムの開催について ほか

II 新城市総合計画

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況



●計画の体系

戦略の方向		個別目標(施策)
目標が達成された姿		
基本戦略① 市民自治社会創造		
1-1. 市民と行政が協働する「山の湊」を創る		
1-1-1 市民参加や協働がしやすい環境が整っている	重点 1-1-1-1. まちづくりの協働体制を整備します	重点 1-1-1-2. 情報の発信と共有を進めます
1-1-2 広域連携・交流が進んでいる	重点 1-1-1-3. 市民ニーズを把握します	1-1-2-1. 広域連携・交流を進めます
1-2. 市民が主役の「山の湊」を創る		
1-2-1 市民が主体的に地域の課題を解決しようとしている	重点 1-2-1-1. 市民活動を応援します	重点 1-2-1-2. 地域内分権の担い手を組織します
1-2-2 市民同士の交流や融和が進んでいる	1-2-2-1. 市民交流を進めます	1-2-2-2. 市民融和を進めます
1-2-3 男女共同参画の意識が浸透している	1-2-3-1. 男女共同参画社会をつくります	1-2-3-2. 男女平等意識の浸透を進めます
1-2-4 国際化への対応が進んでいる	1-2-4-1. 多文化共生を進めます	1-2-4-2. 国際交流活動を応援します
基本戦略② 自立創造		
2-1. 地域の魅力を発信する「山の湊」を創る		
2-1-1 市内に多くの人々が訪れている	重点 2-1-1-1. 地域資源を活かした観光戦略を進めます	2-1-1-2. 観光施設を有効に活用します
2-1-2 光ファイバーネットワークを活用した情報の発信が盛んである	重点 2-1-2-1. 利用可能な情報システムの拡大を進めます	2-1-2-2. 光ファイバネットワークを有効に活用します
2-2. 活気や賑わいを生み出す「山の湊」を創る		
2-2-1 森林が適正に管理され、林業が営まれている	重点 2-2-1-1. 森林の保全・整備を進めます	2-2-1-2. 林業生産活動を応援します
	2-2-1-3. 林業基盤の整備を進めます	
2-2-2 地産地消や消費者交流など、生命をつなぐ魅力ある農業が営まれている	重点 2-2-2-1. 農業生産物の消費拡大を進めます	2-2-2-2. 農業生産活動を応援します
	2-2-2-3. 農業基盤の整備を進めます	
2-2-3 まちの賑わいと働く場が確保されている	2-2-3-1. 魅力ある商店街づくりを応援します	重点 2-2-3-2. 企業誘致を進め、雇用を確保します
	2-2-3-3. 頑張る中小企業を応援します	
2-3. 人が集い暮らす「山の湊」を創る		
2-3-1 快適に移動できる交通体系が整備されている	重点 2-3-1-1. 公共交通網の整備と利用向上を進めます	2-3-1-2. 道路網の整備を進めます
2-3-2 快適に暮らせるまちになっている	2-3-2-1. 活気がある市街地をつくります	2-3-2-2. 安全な水を届けます
	2-3-2-3. 下水を処理し水環境を守ります	2-3-2-4. 公園、墓園の整備を進めます
	重点 2-3-2-5. 良質な住宅の整備を進めます	
2-4. 地域の文化と人を育む「山の湊」を創る		
2-4-1 歴史文化財が継承・活用されている	2-4-1-1. 歴史文化財を継承します	2-4-1-2. 歴史文化財の紹介・活用を進めます
2-4-2 子どもが健やかに育っている	2-4-2-1. 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます	2-4-2-2. 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます
2-4-3 いつでも学べる場が用意され、文化・スポーツ活動が盛んに行われている	2-4-3-1. 市民文化活動を応援します	2-4-3-2. 市民スポーツ活動を応援します
	2-4-3-3. 生涯学習活動を応援します	
基本戦略③ 安全・安心の暮らし創造		
3-1. 健康に暮らせる「山の湊」を創る		
3-1-1 地域の医療体制が整っている	重点 3-1-1-1. 病院、診療所の体制を整えます	重点 3-1-1-2. 地域医療の連携を進めます
3-1-2 みんなが健康づくりに努めている	3-1-2-1. 予防医療を進めます	3-1-2-2. 健康づくりを応援します

3-2. みんなで支え合う「山の湊」を創る	
3-2-1 地域で子育てを応援する意識が広がっている	重点 3-2-1-1. 子どもを生む環境を整えます 重点 3-2-1-2. 子どもを育てる環境を整えます 重点 3-2-1-3. 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます
3-2-2 誰もが生きがいを持って社会に参加している	重点 3-2-2-1. 地域内福祉・相互扶助活動を進めます 3-2-2-2. 高齢者の生きがい対策を進めます 3-2-2-3. 障害者の自立を支援します
3-3. 安全に暮らせる「山の湊」を創る	
3-3-1 災害に強いまちづくりができている	重点 3-3-1-1. 地震・防災対策を進めます 重点 3-3-1-2. 災害対応能力を強化します 重点 3-3-1-3. 消防体制を強化します
3-3-2 地域ぐるみの安全対策が進んでいる	3-3-2-1. 防犯活動を進めます 3-3-2-2. 交通安全対策を進めます 3-3-2-3. 消費者支援活動を進めます

基本戦略④ 環境首都創造

4-1. 環境首都「山の湊」を創る	
4-1-1 環境への理解が浸透している	4-1-1-1. 地域の環境を学びます 4-1-1-2. 地域の環境を調査し紹介します
4-1-2 良好な自然環境が保全されている	4-1-2-1. 農村環境を保全します 4-1-2-2. 森林環境を保全します 4-1-2-3. 水辺環境を保全します
4-1-3 地球温暖化に向けた循環型のライフスタイルが浸透している	重点 4-1-3-1. 循環型社会への取り組みを進めます 4-1-3-2. 廃棄物の適正処理を進めます

●事業の評価

①必要性	・市民生活、又は市役所の運営等において、当該事業が不可欠(選択的)かどうか。【法令実施など】 ・当該事業が市役所以外でも利用・実施可能(代替的であるか)かどうか。【公共領域の検証、行政関与の妥当性】
②有効性	・当該事業が、上位目的に貢献する成果目標の達成に、どれだけ結びついているかどうか。【因果関係(ロジック)の妥当性】 ・成果の達成度を測るのに適切な成果指標が設定されているかどうか。【成果目標の妥当性】
③効率性	・当該事業に経費節減の可能性がないかどうか。【費用対効果の向上性】 ～委託、臨時・非常勤への代替、入札方法の変更などによる「経費節減」、業務改善による「迅速性向上」、活動量の増加などの「質・量の向上」などの可能性を考慮して判定のこと。～

3つの視点で
4段階評価を行い
総合評価に分類

点数	必要性	有効性	効率性
3	市が関与する必要性が高い	指標が適切で成果も高く、因果説明ができる	経費節減・効率性等の向上・追求はほぼ不可能
2	市が関与する必要性は普通	指標は適切だが成果が十分でない(因果は推測可能)	経費節減・効率性等の向上・追求の可能性が少ない
1	市が関与する必要性は低い	指標が不適切だが高い成果を期待できる(指標見直し予定)	経費節減・効率性等の向上・追求が可能
0	市が関与すべきでない	指標が不適切で成果が高いと期待できない(指標見直し不明)	-----

●環境視点分類

「環境事業」 : 事業そのものが環境保全や環境改善を目的とするもの

「環境関連事業」 : 事業の実施により環境が改善される要素を持つもの(一部でも可)
事業の執行過程で特別な省エネ・省資源活動を実施するもの

「一般事業」 : 事業の執行過程で通常の省エネ・省資源活動を実施するもの

●環境に配慮した施策の展開

～環境負荷の軽減 環境保全など～

【結果】以下のうちいずれかを選択する

- ・環境に配慮している
- ・一部課題がある
- ・課題がある

【理由・内容】

上記を選択した理由、どういった配慮をしたのか、どういった課題があるのかを記入する

※記入例

	環境事業	環境関連事業	一般事業
環境に配慮している	○森林整備事業 ・植林や育成林の間伐等の取組みにより、森林が果たす公益的機能の維持増進やCO2吸収源としての育成林の確保維持に大きく寄与している 等	○野外学習会事業 ・地域の豊かな自然環境を学ぶことで、環境保全や環境負荷軽減への意識が芽生える 等	・会議をパワーポイント等による説明にすることで、配布資料の削減 ・出張の際に、極力公用車の使用を避け、公共交通機関を利用している 等
一部課題がある	○廃棄物収集運搬・収集処理事業 ・市内の可燃ごみの収集回数を増やすことで住環境が改善されているが、一人当たりの可燃ごみ量の削減にはいたっていない 等	○公共バス ・より多くの人が利用できるようにすることで、CO2の排出量削減を図るが、利用者が少ない 等	・コストは掛ってしまうが、環境に優しい〇〇を利用している 等
課題がある			・コストは安価であるが、再利用(リサイクル)ができない〇〇を使用している ・施設の冷暖房が一括電源となっているため、電気の無駄遣いがされている 等

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【文化課】 鳳来寺山自然科学博物館運営事業				
目標が達成された姿		環境への理解が浸透している			総合計画 体系コード	4-1-1
個別目標	1	地域の環境を学びます				
基本方針	子どもから高齢者まで多くの市民が、地域の豊かな自然環境を学ぶことのできるよう、野外学習会や観察会、自然講座等の定期開催と充実を進めます。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	野外学習会等参加者の満足度	%	95	96	96	満足度100%/参加者アンケート調査
②	新城の自然誌の刊行		基礎調査	基礎調査	動物分野	25～27年刊行
事務事業の評価						
必要性	2	効率性	2	有効性	3	
主な活動実績						
《事業の目的》						
新城市の豊かな自然に接する野外学習会やイベントを行い、郷土の自然に対する理解と愛着を深め、自然環境の保全と共生のまちづくりをめざす。						
《事業の内容》						
動物、植物、地学に関する現地学習会を市内全域を対象に実施する。						
◆自然をたのしく学ぶ野外学習会の開催(H22実績)						
	実施日	テーマ			開催場所	参加人数
①	22年4月29日(木)	作手高原の花を楽しもう			作手高里から清岳周辺	35人
②	22年5月23日(日)	鳳来寺山でモリアオガエルや初夏の生きものを観察しよう			鳳来寺山	48人
③	22年6月6日(日)	東栄町周辺の地層と化石			東栄町一帯	44人
④	22年7月4日(日)	奥三河の滝めぐり			奥三河一帯	37人
⑤	22年9月12日(日)	川の生きものを調べよう			鳳来寺山麓音為川	45人
⑥	22年10月10日(日)	きのこを調べよう			桜淵公園内うでこき山周辺	45人
⑦	22年11月14日(日)	岩古谷山の紅葉と岩壁の植物			設楽町岩古谷山	27人
⑧	22年12月5日(日)	博物館周辺の地層と岩石			鳳来寺山とその周辺	34人
⑨	23年1月16日(日)	水鳥を観察しよう			桜淵公園一帯	20人
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	②	環境関連事業				
環境に配慮した 施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの自然を理解する ・自然の大切さと保全の重要性を認識する ・自然調査を通じて実態を把握する 					
結果	①	達成				
結果・内容	・観察会、展示会、調査活動を同時並行的に実施					
市民協働						
市民協働指数	③	双方対等		結果	① 達成	
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・環境調査結果の取りまとめと、最終的な報告様式を確定していく必要がある。 ・さまざまな教育普及活動を市民にPRし、より多くの市民参加を推進する。 					
方向性	・職員を正規3名から、正規2名と臨時3名とし、平成23年度から新体制で事業の推進を図る。					



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【文化課】文化財保護事業				
目標が達成された姿		環境への理解が浸透している			総合計画 体系コード	4-1-2
個別目標	3	水辺環境を保全します				
基本方針	県下でも貴重な資源とされる中間湿原群の保全を図るとともに、流下能力の劣る河川を環境保全・観察のフィールドとして整備します。また、市内河川の水質調査や水生生物調査等を通じ、身近な水辺環境の保全への理解を深めます。					
成果指標		単位	実績 (H21)	実績 (H22)	目標 (H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	指定文化財等件数	件	248	249	252	指定件数／年度末
②	保存団体会員数	人	新指標	848	740	現状維持／会員名簿
事務事業の評価						
必要性	2	効率性	2	有効性	2	
主な活動実績						
《基本事業の目的》						
中間湿原の環境保全を始め市内文化財の保護を進める。						
《事務事業の概要》						
湿原に見られる貴重な植物や動物の生態系を保護・保全し、自然環境の整備活動を行う。						
【草刈等の環境整備】						
長の山湿原の草刈り実施回数: 1回／年(約44,000㎡)、清岳向山・鴨ヶ谷湿原の草刈り 6～11月で2回実施						
【環境パトロール】						
長の山湿原の見回りパトロール実施回数: 30回／年						
参加者: 作手自然愛好会						
自然環境の維持を図るため、周辺地から侵食してくる雑草等の繁茂のスピードを遅らすように、草刈り等を実施した。						
また、その変移の様子を記録することなどのパトロールを実施した。						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	③	一般事業				
環境に配慮した 施策の展開	・文化財情報の公開における工夫					
結果	②	ほぼ達成				
結果・内容	・市ホームページによる情報の発信に努める。					
市民協働						
市民協働指数	③	双方対等		結果	④ 未達成	
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	・歴史文化財の継承や活用活動には、所有者等を始めとした地域住民の協力が不可欠であると思われる。					
方向性	・すべての地域住民が地域の歴史を学び、伝えることができる「市民学芸員」となる姿を最終目標に事業展開を図る。					



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【農業課】 中山間地域等直接支払事業				
目標が達成された姿		地産地消や消費者交流など、生命をつなぐ魅力ある農業が営まれている			総合計画 体系コード	4-1-2
個別目標	1	農業生産活動を応援します				
基本方針	農業生産の条件不利地において、協定に基づき農業生産活動等に取り組む農業者に対して平地との生産コスト差を直接に支払い支援を行います。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	担い手への利用集積協定数		1	2	2	利用集積協定数(年度末)／ 利用集積協定数
②	農作業の作業委託協定数		3	4	4	作業委託協定数(年度末)／ 作業委託協定数
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	2	有効性	2	
主な活動実績						
集落協定を締結し、その集落協定に基づく活動について交付金を交付する。						
<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の復旧又は草刈り等保全活動を実施。 ・農道や農地の法面管理(草刈作業)を実施。 ・柵やネットの設置などによる鳥獣害防止対策の実施。 ・農地と一体となった周辺林地の下草刈りの実施。 ・農地へ景観作物の作付けを実施し、農村風景の美化を実施。 ・魚類、昆虫類の保護の為、ビオトープを設置し管理及び近隣保育園、小中学校などの勉強の場として幅広く活用した。 ・都市農村交流活動の実施。 ・農業用施設の長寿命化を図るため、点検及び改良などを実施。 						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	③	一般事業				
環境に配慮した 施策の展開	・会議資料の節減					
結果	①	達成				
結果・内容	・会議資料の両面印刷					
市民協働						
市民協働指数	③	双方対等	結果	②	ほぼ達成	
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	・中山間地域等直接支払制度の理解が一部農業者に得られていない。					
方向性	・中山間地域直接支払い制度を農業者に十分周知する必要がある。					



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【農業課】 農地・水保全管理支払交付金事業				
目標が達成された姿		良好な自然環境が保全されている			総合計画 体系コード	4-1-2
個別目標	1	農村環境を保全します				
基本方針	農地・農業用水等の資源を将来にわたって良好な環境で保全するため、共同事業を対象とした保全向上を支援します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	環境向上活動参加者	人	4,192人	3,900人	4,700人	活動参加者数(年度末)／ 活動参加者数4,700人
②	生物の生息状況調査	地区数	11地区	16地区	18地区	状況調査地区数(年度末)／ 状況調査地区数18
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	3	有効性	3	
主な活動実績						
《事業の目的》						
農地・農業用水等の資源を将来にわたって良好な環境で保全するため、共同事業を対照とした保全向上を支援する。						
《事業の内容》						
農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、農家だけでなく地域住民一体となった環境保全の取組に対する活動を総合的に支援する。						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	② 環境関連事業					
環境に配慮した 施策の展開	・農家だけでなく地域住民と一体となった環境保全の取り組みを支援する。					
結果	① 達成					
結果・内容	・生態系保全のための調査、水質保全活動、景観形成・生活環境保全の活動を実施					
市民協働						
市民協働指数	② 行政主導		結果		① 達成	
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	・平成23年度で5年間の区切りがつくので、その後の事業推進。					
方向性	・平成23年度から事業内容が一部変更となり、施設の長寿命化対策の実施が可能となる。					

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【森林課】 市民参加の森づくり推進事業								
目標が達成された姿		森林が適正に管理され、林業が営まれている			総合計画 体系コード	4-1-2				
個別目標	2	森林の保全・整備を進めます								
基本方針	森林体験学習を実施・推進することにより、「森づくり」、「人づくり」を行う。									
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等				
①	市民参加の森づくり参加者数	人	242	260	360	500人/年(H32) 実績参加者数/目標参加者数				
②										
事務事業の評価										
必要性	1						効率性	1	有効性	3
主な活動実績										
市民の方が自ら山に入り、森づくりの担い手になっていくことで地域の山林が整備され、健全な林業が営まれるようになることを最終目標として、平成18年度から毎年年間20回以上の学習会や講習会を実施している事業です。										
平成22年度も、初心者、中級者、上級者の3コースの講習会等を計25回開催し、市内外から260名の方が参加されました。講習会では、草刈り機やチェーンソーの取り扱い方を学んだり、上級の方は実際に山での間伐も行いました。										
また、森林に入って植物や森林の状態を観察する観察会や山での作業の安全について学ぶ安全講習会なども実施し、森林について様々な角度から学ぶ機会を提供しました。										
その他、自治会など地区で管理している山林や、学校所有の山林に出向いて行う出前講座も開催し、市有林以外の地域の山をフィールドとした活動も行いました。										
環境に配慮した取り組み										
環境視点分類	② 環境関連事業									
環境に配慮した施策の展開	・森林体験学習を実施・推進することにより「森づくり」と森林環境に意識を向ける「人づくり」を行う。									
結果	① 達成									
結果・内容	・年間20回以上にわたる学習会や講習会を開催し、260人の方の参加があった。									
市民協働										
市民協働指数	④ 市民主導	結果	① 達成							
事業の現状・課題・方向性										
現状・課題	・NPO法人のメンバーは職業を持ちながらの活動であるため、新たな事業展開を行っていくのが難しい。現在の活動は毎年300人前後の安定した参加者があり、ほぼ確立された活動となっているため、今後それを維持しながら、マンネリ化を防ぐ方策の検討を行う必要がある。									
方向性	・今の事業を適時見直し、改善・効率化できる部分、有料化できる部分などについて検討し、事業内容のマンネリ化を防ぐ検討をしていく。									

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【森林課】 水源林対策事業				
目標が達成された姿		森林が適正に管理され、林業が営まれている			総合計画 体系コード	4-1-2
個別目標	2	森林の保全・整備を進めます				
基本方針	森林の適切な管理により、水源かん養機能の向上を図ります。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	森林整備実施面積	ha	232.08	196.11	200	200ha/年(H28) 実績面積/目標面積/年度末
②	作業路新設延長	m	745.1	1,204.5	1,200	1,200m/年(H29) 実績延長/目標延長/年度末
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	2	有効性	3	
主な活動実績						
豊川水系を軸とする関係18市町村と愛知県が共同で設立した財団法人「豊川水源基金」の助成金を受け、水源かん養林の整備を行いました。						
平成22年度は160haの間伐が行われ、作業路2路線が開設されました。						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	②	環境関連事業				
環境に配慮した 施策の展開	・水源かん養機能等森林の有する多面的な効用を環境に与えることを目的として森林管理を行っている。					
結果	①	達成				
結果・内容	・森林管理は確実に実施されたため、環境への効用も保持された。					
市民協働						
市民協働指数	①	行政主体	結果		①	達成
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	・森林所有者の森林整備への関心が低いため、市などが関与して水源林の整備を進めている。					
方向性	・豊川水系の水資源安定確保を目的として設置された豊川水源基金の意義を十分に踏まえ、その資金を最大限有効利用して森林管理を進めていく。					

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【森林課】 森林資源調査・研究事業				
目標が達成された姿		森林が適正に管理され、林業が営まれている			総合計画 体系コード	4-1-2
個別目標	2	林業生産活動を応援します				
基本方針		基本となる林業や製材業をベースにしながら、公共財としての森林の環境面に配慮した新産業による地域経済の活性化と新規雇用の創出を図ります。				
成果指標		単位	実績 (H21)	実績 (H22)	目標 (H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	参加者数	人	50	22	80	
②	参加者の満足度	%	62	86	80	アンケートにより集計
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	1	有効性	3	
主な活動実績						
		<p>平成22年度の森林学習会では、「木の駅プロジェクト」～軽トラとチェーンソーで晩酌を～をテーマに、山の中に伐り捨てられたままの林地残材を搬出し、「木の駅」と呼ばれる集積場所に持っていくと、地域通貨券6,000円分と交換してもらえる仕組みと、それを実施している地域の取り組み状況を紹介しました。参加者は22名で目標値に比べ少なめでしたが、参加された方からは、「非常によい話が聞けた」という声が多く寄せられ、満足度の高い学習会となりました。</p> <p>平成23年度には、参加者の一部の方たちにより、この地域での「木の駅プロジェクト」が始まろうとしており、学習会の効果が既に現れています。</p>				
		環境に配慮した取り組み				
環境視点分類	②	環境関連事業				
環境に配慮した施策の展開		・森林学習会を開催し、多くの方に森林の実情などについて知る機会を提供することで、森林や環境の大切さに気付いていただく。				
結果	①	達成				
結果・内容		・学習会は参加者の満足度が非常に高く、多くの方が森づくりの大切さに気付き、何らかの大切さに気付き、活動がしたいとアンケートに回答している。				
		市民協働				
市民協働指数	②	行政主導		結果	① 達成	
		事業の現状・課題・方向性				
現状・課題		・森林学習会という限られたテーマ設定であるため、多くの方が参加する学習会にするための内容の選定、講師の選定が難しい。できるだけ情報収集につとめ、的確なテーマ設定と講師選択をしたい。				
方向性		・平成22年度の学習会は、参加人数こそ少なかったが、参加者の満足度は非常に高く、身近な話で分かりやすかったという意見が多かった。参加人数にだけこだわるのではなく、ニーズの把握をし、知りたいと思っているテーマを設定していくことにつとめたい。				



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【環境課】 水質浄化・管理事業				
目標が達成された姿		良好な自然環境が保全されている			総合計画 体系コード	4-1-2
個別目標	3	水辺環境を保全します				
基本方針	県下でも貴重な資源とされる中間湿原群の保全を図るとともに、流下能力の劣る河川を環境保全・観察のフィールドとして整備します。 また、市内河川の水質調査や水生生物調査等を通じ、身近な水辺環境の保全への理解を深めます。					
成果指標		単位	実績 (H21)	実績 (H22)	目標 (H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	ボランティア等による河川水質調査の実施	回	6	5	10	ボランティア等による調査実施数
②						
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	3	有効性	2	
主な活動記録						
<p>《事業の目的》 市民の生活環境の保全と健康の増進を図るため、環境状況の指標となる物質や人体に有害な物質などの現状把握経年の推移を調査測定し公表するとともに、水質の変化の原因による対策を講じ、環境保全対策の基礎資料とする。</p> <p>《事業の内容》 年2回、市内32河川において、pH、BODなど9項目の検査を実施し、市内河川の水質状態を把握する。また、市内小中学校や地域ボランティア団体から水生生物調査の要望があった際に調査をサポートすることで身近な水辺環境保全への理解を深める。</p> <p>【河川水質検査】(H22実績) ■豊川水系:20河川21箇所 ■矢作川水系:1河川1箇所</p> <p>【水生生物調査】 ■実施団体:10小学校、4団体 ■実施回数:14回 ■調査河川:12河川 ■調査期間:H22.6.21~H22.8.22 ■参加人数:延べ431人 ■調査結果:水質階級Ⅰ=43%、水質階級Ⅱ=43%、水質階級Ⅲ=7%、水質階級Ⅳ=7%</p>						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した施策の展開	水質保全の必要性や河川愛護の重要性を学び、意識の高揚に繋げる。					
結果	①	達成				
結果・内容	より深く理解するため、職員による分かりやすい説明と実際の調査を一緒に行う。					
市民協働						
市民協働指数	②	行政主導	結果		① 達成	
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	年2回、市内32河川において、pH、BODなど9項目の検査を実施し、市内河川の水質状態を把握する。また、市内小中学校や地域ボランティアから水生生物調査の要望があった際に調査をサポートすることで身近な水辺環境保全への理解を深める。					
方向性	今後も継続して市内の河川の水質状態を把握する必要がある。					



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【行政課】 公用車(低公害車)導入事業					
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型ライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	1	循環型社会への取り組みを進めます					
基本方針		環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取り組みを、市民と行政が協働しながら展開します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等	
①							
②							
事務事業の評価							
必要性	3	効率性	3	有効性	3		
主な活動実績							
《事業の目的》							
地球温暖化防止のため、二酸化炭素の削減と環境保護への啓発を図る。							
《事業の内容》							
県条例(排ガス30%規制)に基づき公用車を低公害車に更新するにあたり、公用車更新基準(耐用基準年数・走行距離数)を勘案して、計画的に更新する。							
◇平成22年度実績							
・ハイブリッド自動車 2台(累計4台)							
・低排出ガス認定車&低燃費車							
新☆☆☆☆&低燃費車3台(累計18台)							
新☆☆☆&低燃費車0台(累計16台)							
☆☆☆&低燃費車0台(累計4台)							
環境に配慮した取り組み							
環境視点分類	①	環境事業					
環境に配慮した 施策の展開		・低公害車への更新により、CO2の排出削減					
結果	①	達成					
結果・内容		・公用車更新基準に基づき公用車の低公害への更新が計画通りできた。					
市民協働							
市民協働指数	①	行政主体			結果	①	達成
事業の現状・課題・方向性							
現状・課題		・公用車更新基準に基づき、低公害車に更新できた。					
方向性		・公用車更新基準に基づき、低公害車に更新していく。					




基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【環境課】エコオフィス推進事業(環境行動配慮事業)				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	1	循環型社会への取り組みを進めます				
基本方針	環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取組を市民と行政が協働しながら展開します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	補助キロワット数	kW	260.61	268.55	250	補助実績を集計し前年度比較
②	緑のカーテン取組者数	件	44	57	150	取組者数
事務事業の評価						
必要性	3					
主な活動記録		<p>《事業の目的》 地球温暖化防止のため、二酸化炭素の削減と環境保護への啓発を図る。</p> <p>《事業の内容》 法令や京都議定書に記された二酸化炭素削減率の達成などのため、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定や各取り組みの啓発・推進、住民活動への支援などを行う。(家庭の紙、ごみ、電気の削減に対する取り組み)</p> <p>【住宅用太陽光発電設置費補助】(H22実績) ・68件、269.07kW、4,785,000円(上限額80,000円)</p> <p>【各種モニター制度】(H22実績) ・省エネナビ(配電盤設置型家庭用電気使用量表示機) 1名 ・エコワット(コンセント設置型家庭用電気使用量表示機) 1名 ・自動車用燃費計 2団体</p> <p>【緑のカーテン事業】(H22実績) ・市役所施設への設置 12施設(17課が取り組み実施) ・市内一般家庭を対象とした「緑のカーテン倶楽部コンテスト」応募者 36名</p> <p>【しんしろエコ・ライブラリー(環境図書等貸出事業)】(H22実績) ・不都合な真実(DVD)、図書等の貸出 11名</p> <p>【電気自動車の活用】(H22実績) ・展示、体験同乗会の開催 7回</p>				
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した 施策の展開	市民参画による実行計画策定					
結果	②	ほぼ達成				
結果・内容	実行計画策定はH23年度～となった。 環境負荷低減に向けた事業を実施。					
市民協働						
市民協働指数	②	行政主導	結果		②	ほぼ達成
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	国が示す「温室効果ガス25%削減」に対し、市がコントロールできる部分(割合)を区分していく必要がある。					
方向性	原発事故によるエネルギーセキュリティの高まりから拡充していかざるを得ないと想定される。国の動向をチェックし、効率の良い事業展開に努めたい。					

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【行政課】エコオフィス推進事業(庁内)								
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型ライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3				
個別目標	1	循環型社会への取り組みを進めます								
基本方針	環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取り組みを、市民と行政が協働しながら展開します。									
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等				
①	温室効果ガス排出量の削減(H18年度比)	%	△4.9%	△5%	△6%	△8%(H30年度)				
②	電気使用量の削減(H18年度比)	%	△4%	△5%	△8%	△10%(H30年度)				
事務事業の評価										
必要性	3						効率性	1	有効性	2
主な活動実績										
《事業の目的》										
地球温暖化防止のため、新都市役所関係事業所から排出される二酸化炭素の削減と環境保護への啓発を図る。										
《事業の内容》										
京都議定書に記された二酸化炭素削減率を達成するため、省エネルギー診断を行いその診断に基づきESCO事業を活用してエネルギーの削減に努める。										
◇平成22年度実績										
エコオフィス推進員会議を開催し、市役所関係機関における節電の協力を呼びかけた。										
<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントオフ運動の実施 ・クールビズの実施 ・市役所関係施設の高圧受電施設の電気受給のPPSへの切替の検討・実施 										
環境に配慮した取り組み										
環境視点分類	③ 一般事業									
環境に配慮した 施策の展開	・庁舎管理の各面において、省エネに努めることで二酸化炭素排出量の削減に繋がる。									
結果	③ 一部達成									
結果・内容	・職員の省エネに対する意識を高めていくことが重要である。									
市民協働										
市民協働指数	① 行政主体	結果	① 達成							
事業の現状・課題・方向性										
現状・課題	・庁舎・設備の老朽化と施設の分散により、二酸化炭素排出量が多くなっている。									
方向性	・新都市地球温暖化防止実行計画(第2次計画)を策定し、エネルギー使用量の削減を図っていく。									

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【環境課】エコアクション推進事業				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	1	循環型社会への取り組みを進めます				
基本方針	環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取組を市民と行政が協働しながら展開します。					
成果指標		単位	実績 (H21)	実績 (H22)	目標 (H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	市民環境講座への出席者数	人	117	146	60人×回数	大会議室入場率6割×実施回数
②	エコアクション事業の参加者数	人	2,000	2,000	2,000	キャンドルナイトなどへの参加者数、製作者数などの合計
事務事業の評価						
必要性	2	効率性	3	有効性	3	
主な活動記録						
<p>《事業の目的》 個々の活動(点)を面への取り組みへ【市民力の育成】</p> <p>《事業の内容》 地球規模で深刻化する環境問題に対し、身近なところで着実に取り組んでいる市民及び市民団体の活動を支援するとともに、活動している市民や市民団体のネットワークの充実を図る。また、環境活動に関する学習の機会や情報提供を行い、新城市全体の取り組みを充実させ、市民・事業所・行政が協働して、環境首都を目指す。</p> <p>【市民環境講座開催】(H22実績) ・どーする？地球のあした ～ストップ温暖化～ 27人 ・買い物で変わる！私たちの暮らし 36人 ・フェアトレード講演会&ミニコンサート 167人</p> <p>【キャンドルナイト新城2010】(H22実績) 実行委員会方式により実施(1幼稚園、12保育園参加、市内外の25企業から協賛) 【チーム・マイナス6%からチャレンジ25キャンペーンのPR】 国の動きに合わせ、市においても「チーム・マイナス6%しんしろ」を軸にした普及啓発から「チャレンジ25新城」へと移行することとなりました。</p> <p>【温暖化に関する出張授業】(H22実績) 1小学校、1団体に実施。</p> <p>【親と子の走る環境教室】(H22実績) 夏休み期間に2回実施。</p>						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した 施策の展開	気づきから環境改善行動に結びつけてもらうためのきっかけづくりとしての企画					
結果	①	達成				
結果・内容	講座開催の視点を変え、参加ターゲットをかえるなど多くの方に興味をもってもらえる企画とした。					
市民協働						
市民協働指数	③	双方対等		結果	① 達成	
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	学校から依頼がある水生生物調査等に関しては全てのニーズに答えきれていない。温暖化に関する出張授業については学校だけでなく、夏休み期間の子ども会からの要請などもあり、徐々に増えてきている。					
方向性	地球規模で深刻化する環境問題に対し、問題を理解し、考え、行動し、働きかけ、連携していく仕掛けづくりのために必要な市民を増やし、ネットワーク化するための事業である。今後は市域を越えた取り組みも必要になってくると推測される。					

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【環境課】エコガバナンス推進事業				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	1	循環型社会への取り組みを進めます				
基本方針	環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取組を市民と行政が協働しながら展開します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	環境基本計画の推進	—	報告書作成	報告書作成	報告書作成	年次報告書の発行
②	事業所とのコミュニケーション	回	4	4	4回以上	毎年4回以上
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	2	有効性	2	
主な活動記録						
<p>《事業の目的》 環境に基軸を置いた持続可能な市民自治社会の確立</p> <p>《事業の内容》 平成13年2月28日に審査登録された旧新城市役所のISO14001を平成18年2月に「しんしろエコガバナンス」への取り組みへ変更した。しんしろエコガバナンスとは環境に基軸を置き、持続可能な市民自治社会を確立しようとするものである。</p> <p>【環境報告書】(H22実績) ・年次報告書として作成</p> <p>【ISO14001認証取得事業所等連絡会議】(H22実績) ・定例開催4回(5月、8月、11月、2月)</p> <p>【環境首都コンテスト全国フォーラム】(H22実績) ・11月17～18日 熊本県水俣市にて開催:市長ほか職員2名参加</p>						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	① 環境事業					
環境に配慮した 施策の展開	全体が環境育成型市民自治社会構築に向けた仕組みづくりを目標とした施策である。					
結果	① 達成					
結果・内容	市民会議(アジェンダ21)を立ち上げた。 環境基本計画の進行管理に市民意見を反映できる機会を設定した。					
市民協働						
市民協働指数	②	行政主導	結果		②	ほぼ達成
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	持続可能な市民自治社会を確立することを目標にコミュニケーションを中心とした事業展開をしている。企業とのコミュニケーションにはISO14001に対する認識が必要不可欠であり、環境マネジメントシステム審査員などの資格取得が必要である。					
方向性	平成23年度は「環境首都を目指す自治体 全国フォーラム」を本市で開催する。 新城アジェンダ21の策定に向け、関係各課との連携が必要。					



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【生活衛生課】 廃棄物減量化・資源再利用推進事業				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます				
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	減量化・資源化のための広報等啓発活動	回	1	1	1	毎年度内活動回数月1回以上
②	環境学習(分別説明会、施設見学等)参加人数	人	787	820	875	毎年度年間の参加人数
事務事業の評価						
必要性	2	効率性	2	有効性	2	
主な活動実績						
<p>《事業の目的》 クリーンセンター西側にストックヤードを整備し、3地区に分かれて収集運搬していた資源物を保管し、好条件で売却する。</p> <p>《事業の内容》 一般廃棄物の収集拠点化、クリーンセンターとの一括運営。 分別表の作成。</p> <p>【主な活動名】(H22実績) <ul style="list-style-type: none"> ・資源集積センターへの一般搬入件数 2,299件 ・資源集積センター(資源物・有害物)保管量 679トン ・資源、ごみ分別表及び分別ガイドの作成・配布 ・廃棄物減量化・資源化のための広報等による啓発(月1回以上) ・環境学習(分別説明会、施設見学等)参加人数 820人 </p>						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した施策の展開	生活環境委員さんや地域の方の意見を聞き、より多くの資源物が回収できるように心がける。					
結果	②	ほぼ達成				
結果・内容	資源の再利用に努めた。					
市民協働						
市民協働指数	①	行政主体	結果	② ほぼ達成		
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	一部の転入者や外国人に分別意識が低いように感じられる。					
方向性	生活環境委員や地域の代表者を通じて分別方法をPRする。					



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【生活衛生課】 廃棄物収集運搬事業				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2 廃棄物の適正処理を進めます					
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
成果指標		単位	実績 (H21)	実績 (H22)	目標 (H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	可燃・不燃ごみ収集体制(委託)の見直し	回	1	1	1	毎年度内1回の見直し確認
②	作業中の負傷・事故の発生件数	件	4	2	0	毎年度年間の発生件数
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	2	有効性	2	
主な活動実績						
<p>《事業の目的》 収集作業員の雇用や廃棄物収集車両の維持管理を適正に行い、家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみ、地区の資源回収時に排出された資源物などの収集運搬を行う。</p> <p>《事業の内容》 クリーンセンターとの一括運営を図りながら、可燃ごみと不燃ごみについて一部地域の収集を業者へ委託している。週2回の可燃収集は、全市域における収集業務を効率よく継続して実施する。また、資源物や埋立ごみは、資源集積センターや鳥原処分場で選別などを行い適正な処理を行う。</p> <p>【主な活動名】(H22実績) <ul style="list-style-type: none"> ・作手地区全域で可燃ごみ週2回収集を実施(対象人口2,987人) ・可燃・不燃ごみ収集体制(委託)の見直し 1回 ・収集作業中の負傷・事故の発生 2件 </p>						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した 施策の展開	収集車が効率良い収集体制を採る。					
結果	②	ほぼ達成				
結果・内容	作手地区における週2回収集を2方面から効率良く収集を行った。					
市民協働						
市民協働指数	①	行政主体	結果	②	ほぼ達成	
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	可燃ごみ週2回収集の実施を全市域で行うことになり、さらに効率良い収集体制を図り業務を行う必要がある。					
方向性	今後、収集職員の退職の時期も迫ってくることから民間委託による実施を踏まえ、収集体制を検討していくことが必要である。					




基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【生活衛生課】クリーンセンター管理事業				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます				
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	焼却炉の維持管理	回	1	1	1	定期点検年1回
②	機械類等施設の維持管理	回	1	1	1	検査項目毎に年1回以上確認
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	3	有効性	3	
主な活動実績						
<p>《事業の目的》 クリーンセンターの運転を平成30年度以上維持管理できるようにする。</p> <p>《事業の内容》 クリーンセンター維持管理 焼却炉耐火物修繕工事</p> <p>【主な活動名】(H22実績) ・総処理量 13,211.83トン(搬入量 12,991.91トン) ・焼却炉稼働日数 1号炉 225日 2号炉 219日 ・焼却施設点検整備実施 ・環境測定(ごみ質・排ガス・焼却灰等) ・ダイオキシン類測定(土壌) ・耐火物修繕工事施工 ・誘引通風機修繕工事施工 ・ごみクレーン走行レール修繕工事施工</p>						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した 施策の展開	炉の立ち上げ、立ち下げの時に使用する助燃材(灯油)の効率を上げ、使用量を抑えるように努める。					
結果	④	未達成				
結果・内容	灯油の使用量を減らすことで、環境負荷を低減する。					
市民協働						
市民協働指数	①	行政主体	結果		②	ほぼ達成
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	施設の老朽化が進み、多くの予算が必要となっている。					
方向性	限られた予算を有効に使い、安全で安心できる維持管理に努める。					



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【生活衛生課】クリーンセンター西側整備事業				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます				
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	残土運搬・整地・進入路拡張・フェンス設置工事		地元協議	フェンス設置等	維持管理	施設維持管理、クリーンセンターの存続と同様
②						
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	3	有効性	2	
主な活動実績						
<p>《事業の目的》 センター建設時地元塩沢区との覚書による整備計画があり、平成20年度に資源集積センターが開設され順調に稼動を行っているところであるが、さらにこの西側の整備を進める必要がある。</p> <p>《事業の内容》 地区代表役員との協議、地区クリーンセンター対策委員会との協議、庁内検討会議、残土搬入・整地、フェンス設置工事、植栽。</p> <p>【主な活動名】(H22実績) ・クリーンセンター西側整備工事（進入路拡張、フェンス設置、法面種子吹き付け）</p>						
						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した施策の展開	緑化による地球温暖化防止					
結果	③	一部達成				
結果・内容	植栽を行うことで、地球温暖化防止に努めた。					
市民協働						
市民協働指数	③	双方対等		結果	③ 一部達成	
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	心配された残土運搬が、計画通り順調に運搬された。					
方向性	事業計画に従い事業を進める。					


基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【生活衛生課】最終埋立処分場の維持管理事業				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます				
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	水質検査	—	項目基準値	項目基準値	項目基準値	検査項目毎に月1回の検査
②	機器类等施設の維持管理	回	1	1	1	機器毎に年1回以上の点検・確認
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	3	有効性	3	
主な活動実績						
<p>《事業の目的》 最終処分する一般廃棄物を効率的に安全に破碎、埋立てを行い、最終処分場を維持管理し、より長期間使用する。</p> <p>《事業の内容》 市全域から埋立・粗大ごみが回収・搬入され、破碎処理等を行い、不燃物埋立処分場への運搬を考慮しながら効率的に埋立作業を実施する。また、浸出水処理施設においては、水質検査や環境測定などを行い施設を維持管理する。</p> <p>【主な活動名】(H22実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4施設の水質管理及び浸出水処理施設の設備点検を実施（月1回以上） ・浸出水処理施設の修繕を施工 ・廃棄物埋立、遮水シート保護工事施工(作手菅沼) ・廃棄物埋立整地工事施工(七郷一色) ・総埋立量 2,032トン（焼却灰1,527トン、不燃物505トン） ・鳥原埋立処分場への粗大ごみ等一般搬入件数 2,831件 ・鳥原処分場での不燃物選別破碎処理（金属類回収量 115トン） 						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した 施策の展開	適正な水質管理を行うことで、効率良い施設管理に努める。					
結果	①	達成				
結果・内容	適正な水質管理を行うことで、河川の環境保全が図られる。					
市民協働						
市民協働指数	①	行政主体	結果		①	達成
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	施設の老朽化に伴い、維持管理費が増加傾向にある。					
方向性	計画的に施設の改修をすることで、維持管理費の低減を図る。					

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【生活衛生課】ごみ処理広域化基本計画策定事業				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます				
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	東三河ごみ焼却施設広域化ブロック会議	回	1	1	1	年度内開催会議回数
②						
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	3	有効性	3	
主な活動実績						
<p>《事業の目的》 循環型社会形成に対応した新たな処理施設の建設により将来の本市のごみ処理を可能とする。</p> <p>《事業の内容》 国の指針に基づき『愛知県ごみ処理基本広域化計画』が策定され県内を13ブロックに分けられ、今後の施設建設には循環型社会形成に対応出来ることが求められている中で、本市が含まれるブロック内においても基本計画策定を実施し対応を図る。本市ごみ処理基本計画及び、今後本市施設の計画を踏まえ策定業務に関わる。</p> <p>【主な活動名】(H22実績) ・東三河ごみ焼却施設広域化ブロック会議開催 1回</p>						
<p>図-1 本計画の位置付け</p> <p>1. 序論 広域化計画の目的、位置づけ等を明確にするとともに計画の期間を定める。 (1) 計画の目的 (2) 計画の期間（原則として20年間とする）</p>						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した 施策の展開	広域でのごみ処理を行えば、効率よいごみ処理が可能となる。					
結果	③	一部達成				
結果・内容	ごみ処理の効率化が進めば、環境負荷が低減される。					
市民協働						
市民協働指数	①	行政主体	結果	③	一部達成	
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	東三河地域広域化ブロック(豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、根羽村)でごみ処理施設の広域化に向けて検討を行っている。					
方向性	ごみ処理施設の広域計画に向けての最初の計画である、循環型社会の計画に向けて事業が進められている。					

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

主な事業		【生活衛生課】し尿処理施設管理事業				
目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます				
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
成果指標		単位	実績(H21)	実績(H22)	目標(H25)	成果指標設定の考え方・式等
①	運転管理業務	回	12	12	12	毎年12回点検等実施
②	機器の点検	回	6	6	6	毎年6回機器等点検実施
事務事業の評価						
必要性	3	効率性	3	有効性	3	
主な活動実績						
<p>《事業の目的》 保全を目指した生活排水処理の推進を図る。また、経済運転を行う。</p> <p>《事業の内容》 し尿処理施設の維持管理を行う。</p> <p>【新城市のし尿処理基本計画の策定】(H22実績)</p> <p>平成21年4月に愛知県における「流域下水道におけるし尿処理施設からの排水取り扱い基本方針」が定められたことを受けて、新城市のし尿処理基本計画を策定しました。この計画では合併浄化槽や下水道等の各種生活排水処理施設整備事業との整合性を考慮し、目標年次における生活排水の種類別及び処理施設の選択等の施策を総合的に定め、既存の新城市清掃センターし尿処理施設の今後の整備についての有り方について検討を行った。</p>						
環境に配慮した取り組み						
環境視点分類	①	環境事業				
環境に配慮した 施策の展開	し尿処理水(排水)の適正な水質管理を行うことで、生活環境項目の環境基準の達成を図った。					
結果	①	達成				
結果・内容	河川の有機汚濁の代表指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準を達成した。					
市民協働						
市民協働指数	①	行政主体	結果		①	達成
事業の現状・課題・方向性						
現状・課題	清掃センターは、昭和37年の竣工で施設が古くかなりの老朽化が進んでいることから、安定したし尿処理や排水がしだいに困難となりつつある。					
方向性	他の計画や関係機関との調整を図りながら、下水道施設放流方式でのし尿処理方法を検討する。					

III 参考資料



環境の取り組みの成果として

持続可能な地域社会をつくる「日本の環境首都コンテスト」への参加

本市は、環境施策・事業の取り組みの成果を見極め、これからの持続可能な地域づくりのための課題抽出や他の自治体と情報交換・交流を積極的に行うことなどを目的として、全国の環境市民団体が実施する「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加しています。

日本の環境首都コンテストは、環境先進国ドイツの取り組みをモデルにしており、参加自治体の環境政策を NPO 法人環境市民を主幹事団体とする全国の環境 NGO ネットワークが評価するもので、2001 年から 10 年間にわたり毎年 1 回実施されました。

新城市は、人口規模 5 万人以上 10 万人未満という部門での参加となります。

【第 10 回『日本の環境首都』の条件】

環境首都コンテストにおいて、環境首都の称号を得ることができるのは、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- ①総合で第 1 位であること
- ②総合点が満点の 70%以上であること（714 点以上／1020 点満点）
- ③15 分野中、3 項目以上が満点の 90%以上の点数を得ていること
- ④15 分野中、満点の 50%以下の点数の項目が 3 項目以下であること

※第 10 回で総合第 1 位を獲得した「熊本県水俣市」が、コンテスト始まって以来初めて、日本の環境首都の条件をすべて満たしました。また、第 2 位を獲得した「長野県飯田市」は上記条件のうち①を除きすべて満たし、かつ水俣市と得点差もわずかであったことから「明日の環境首都賞」が送られました。

【評価項目（2010 年）】

環境首都コンテストでは、持続可能な地域づくりに必要とされる次の 15 項目の取り組み状況及び自由記述が審査されます。

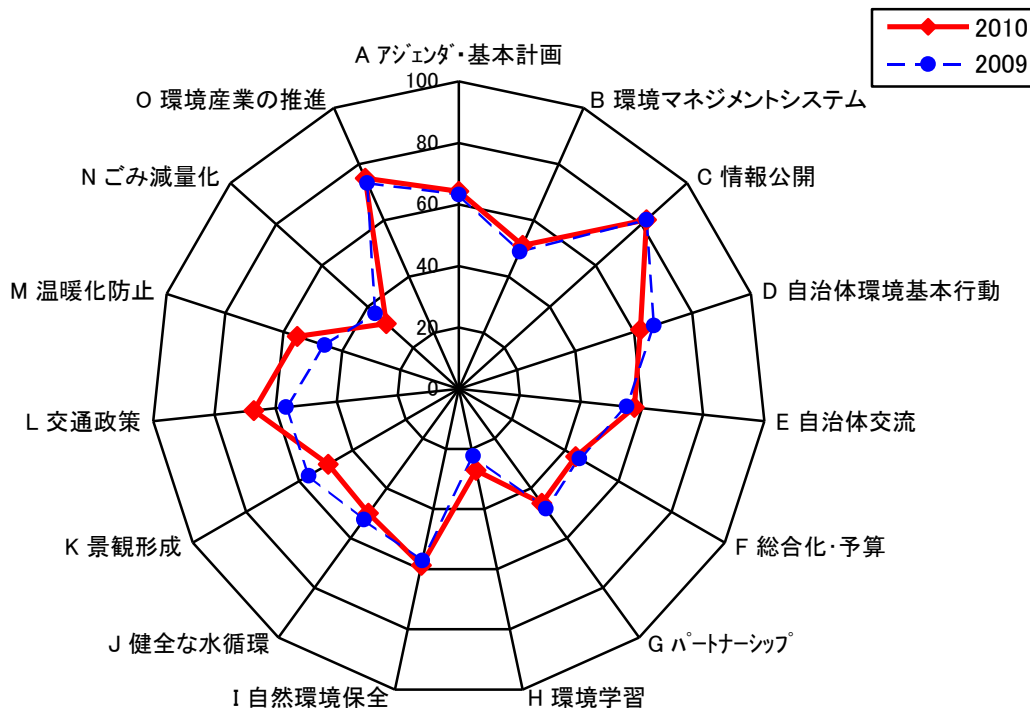
- A ローカルアジェンダ 21・環境基本条例・環境基本計画
- B 環境マネジメントシステム
- C 住民とともにチェックする仕組み・情報公開
- D 自治体内部における環境基本行動
- E 自治体との交流
- F 職員の資質・政策能力の向上、総合的な行政推進と予算編成
- G 住民のエンパワーメントとパートナーシップ
- H 環境学習
- I 自然環境の保全と回復
- J 健全な水循環
- K 風土を活かした風景づくり
- L 持続可能なまちづくりと一体化した交通政策
- M 地球温暖化防止・エネルギー政策
- N ごみの減量化
- O 環境に配慮した産業の推進

※【農業】【林業】【水産業】【工業】【商業】【観光業】から 2 項目を選択。

【「環境首都コンテスト 2010」 総合結果上位の自治体】

順位	自治体名	人口規模（人）	前回順位
1	水俣市（熊本県）	27,655	第1位 →
2	飯田市（長野県）	105,324	第2位 →
3	安城市（愛知県）	180,751	第3位 →
4	岡崎市（愛知県）	376,387	— ↑
5	尼崎市（兵庫県）	461,693	第8位 ↑
6	新城市（愛知県）	50,746	第5位 ↓
7	熊本市（熊本県）	724,984	第6位 ↓
8	掛川市（静岡県）	115,512	第10位 ↑
9	宇部市（山口県）	174,572	第7位 ↓
10	板橋区（東京都）	536,433	第9位 ↓

本市の分野別得点率状況（2010年・2009年の比較）



【先進事例】

「環境首都コンテスト全国ネットワーク」の構成員からなる委員会により、地域特性を生かした事例、ユニークな着想がある事例、すばらしい成果をあげている事例などを選考し、先進事例として毎年全国に紹介されます。

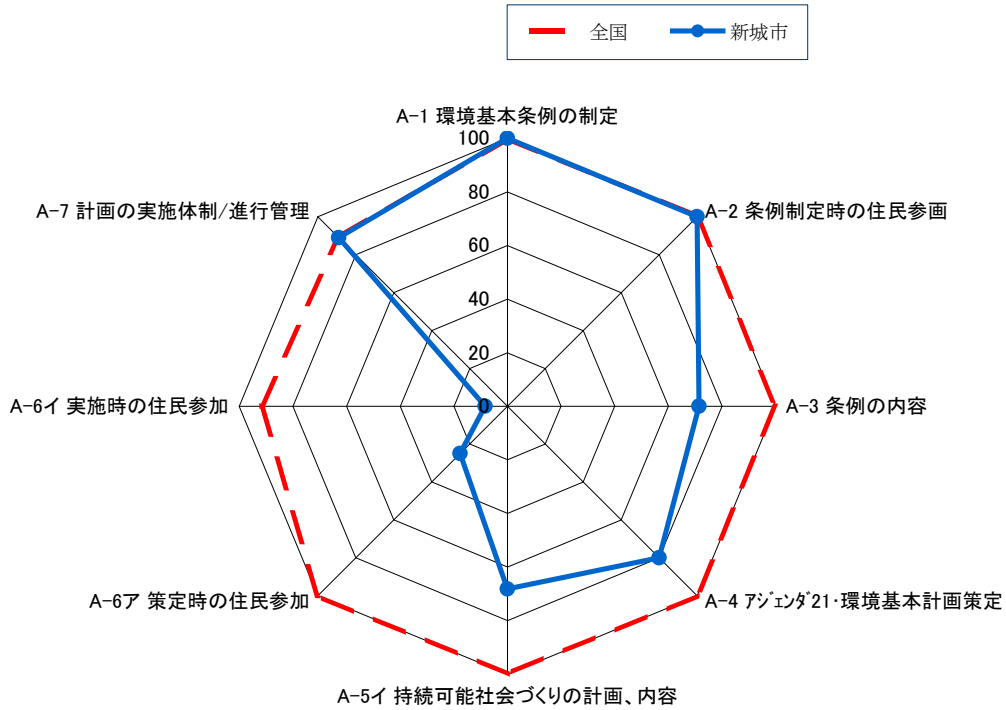
第10回の選考委員会でも、67事例が紹介され、全10回のコンテストで選出された先進事例は668に上りました。第10回の67事例のうち、本市からは下記の取り組みが紹介されました。

項目	タイトル
F	新たなる組織！「総合政策部」の船出
L	路線の利用者による市民検討会、路線を守り育てる会の設置

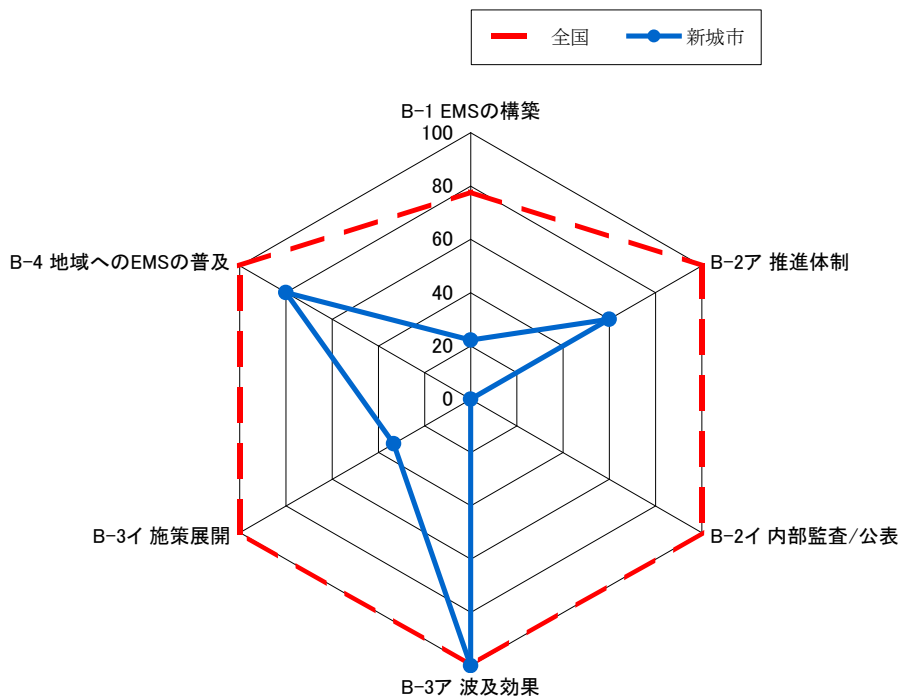
【環境首都コンテスト 2010 の結果（各項目の配点に対する得点率の全国との比較）】

A ローカルアジェンダ 21・環境基本条例・環境基本計画

※本項目における順位 全国第3位

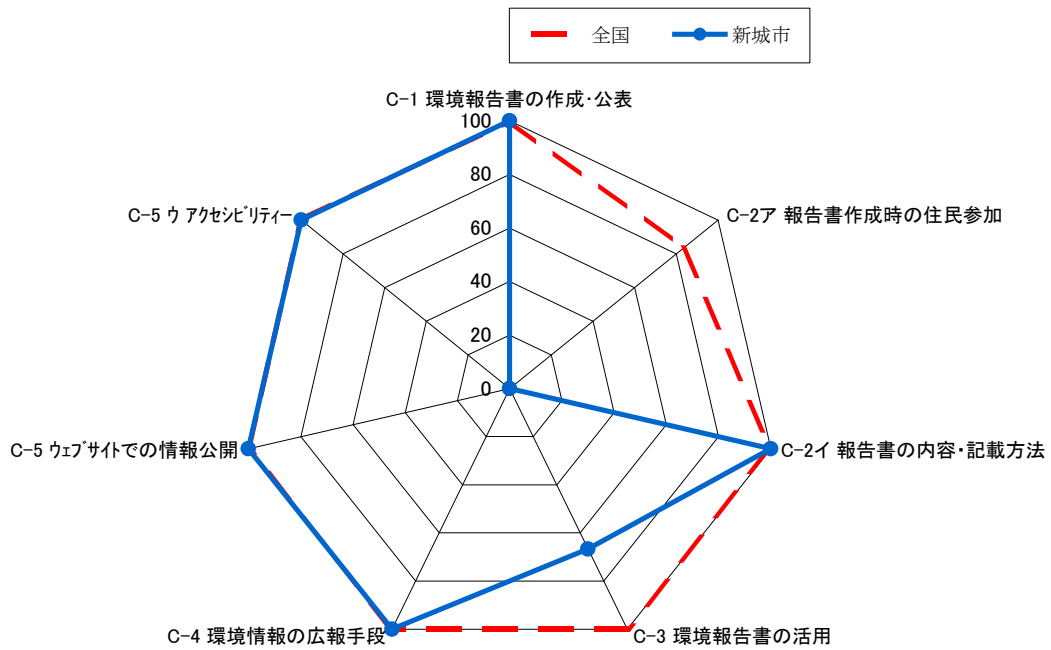


B 環境マネジメントシステム

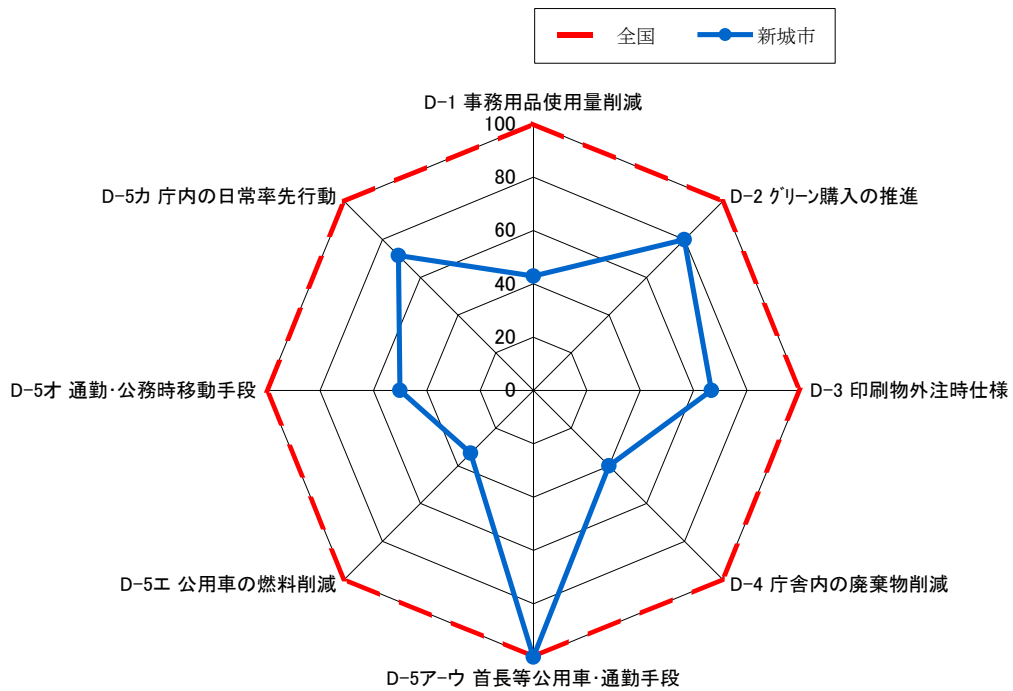


C 住民とともにチェックする仕組み・情報公開

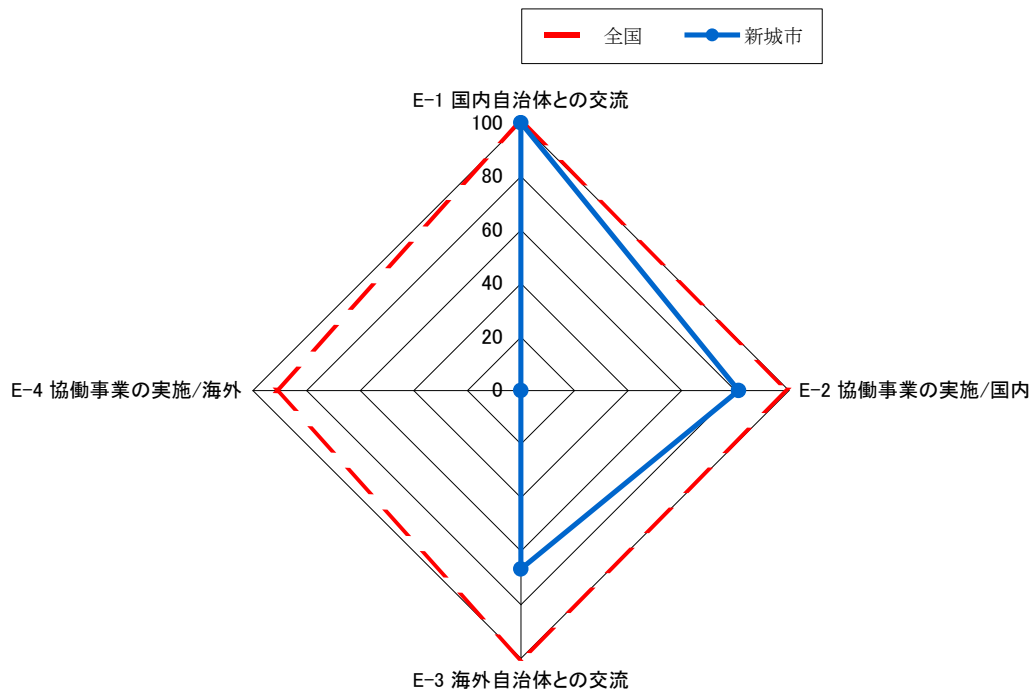
※本項目における順位 全国第3位



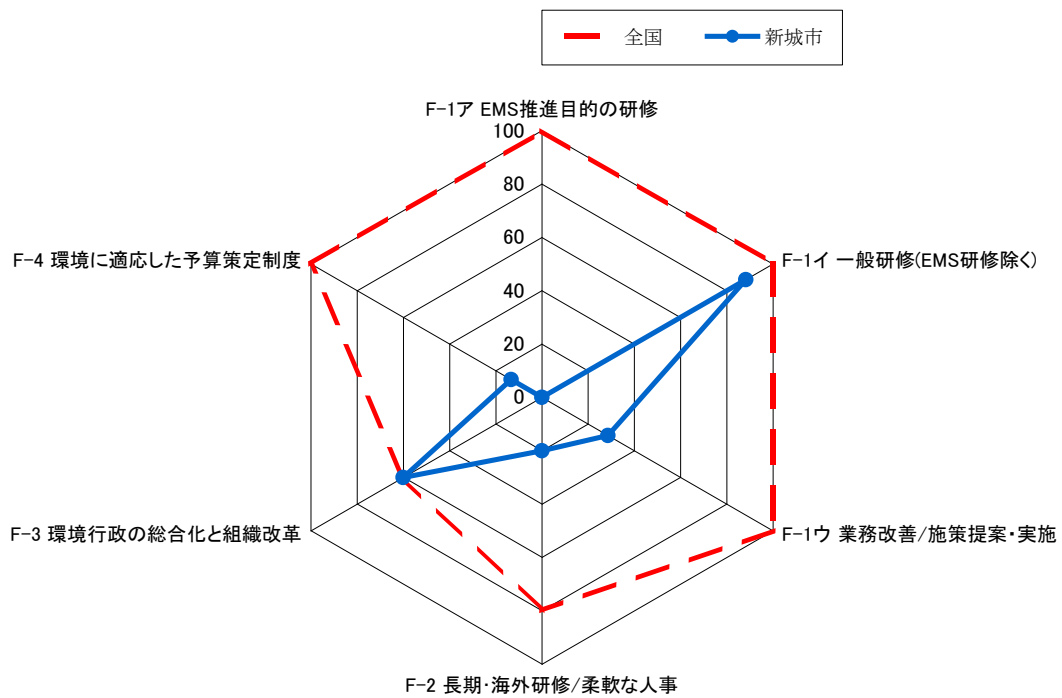
D 自治体内部における環境基本行動



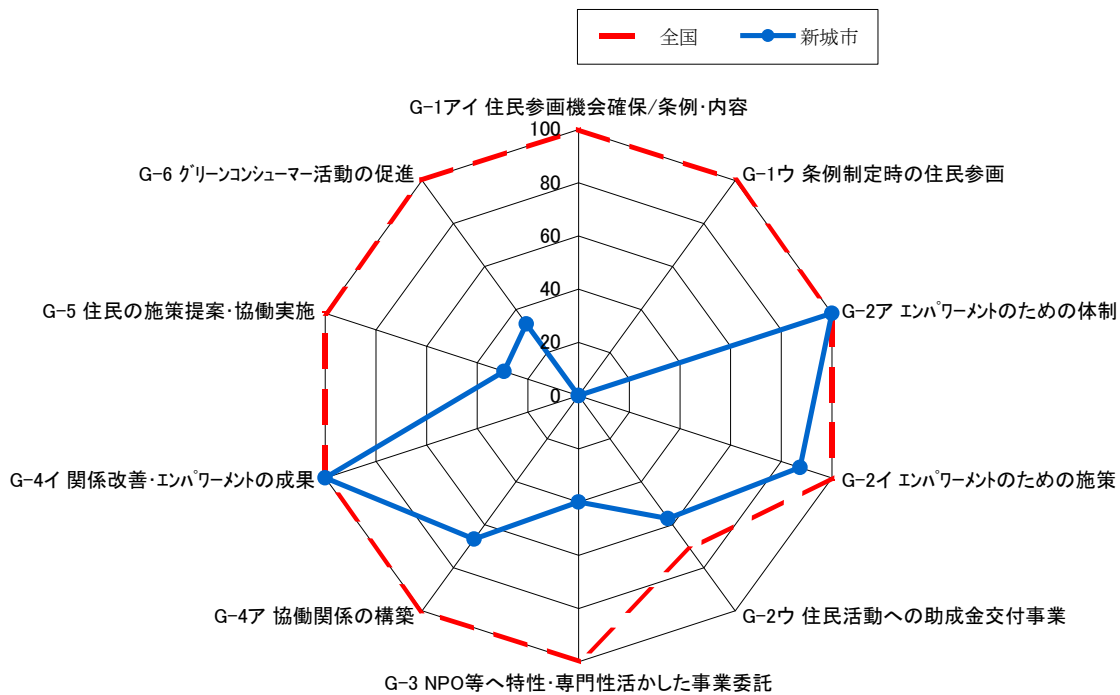
E 自治体との交流



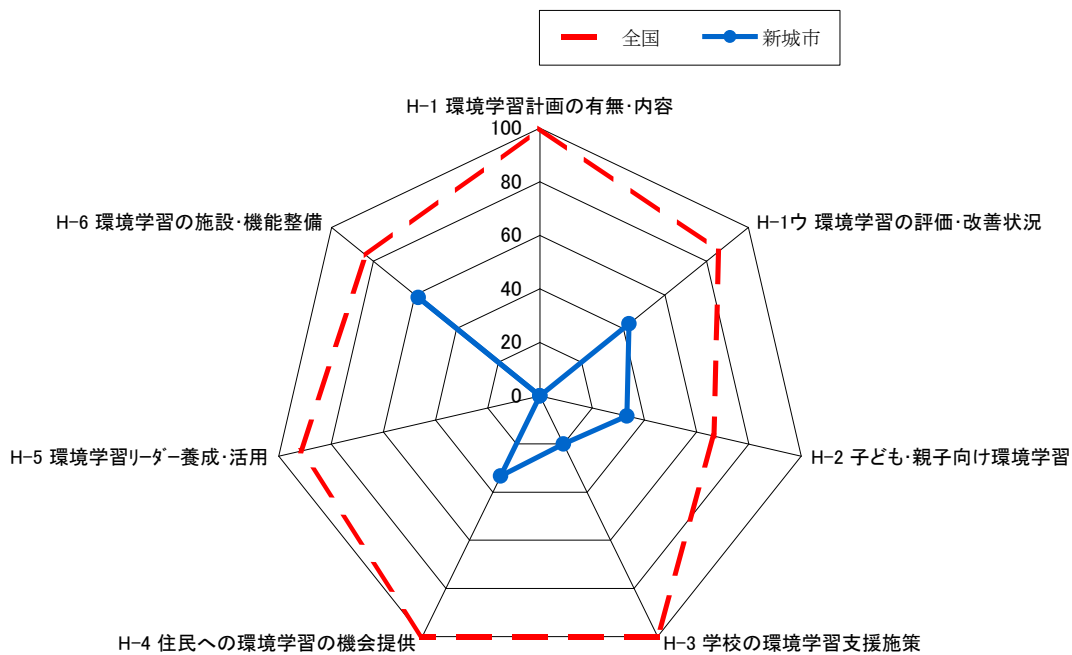
F 職員の資質・政策能力向上、総合的な行政推進と予算編成



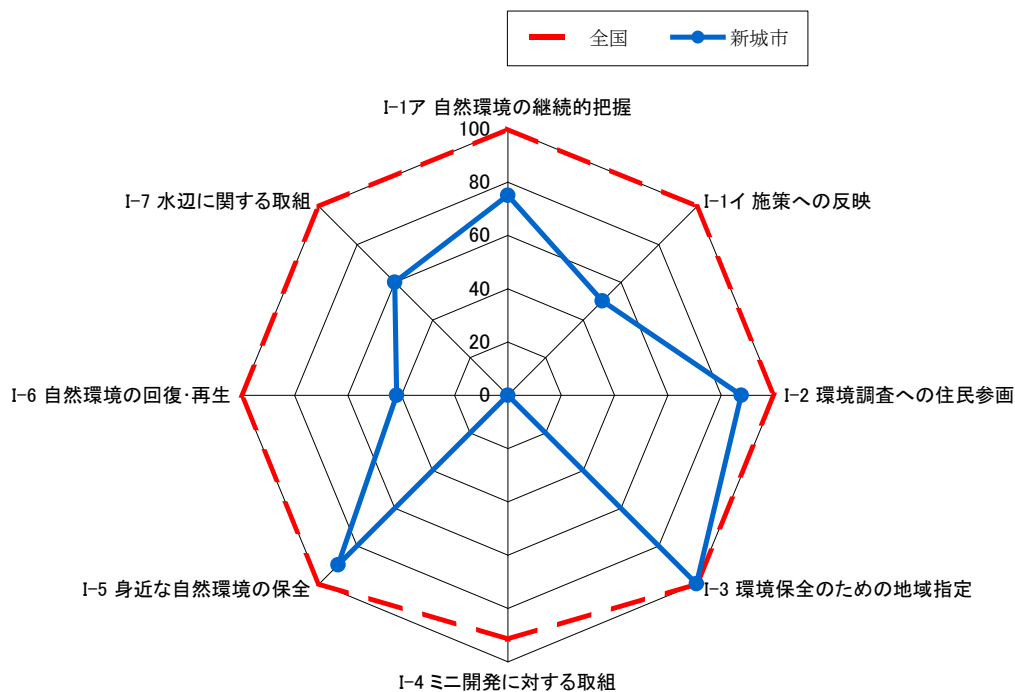
G 住民のエンパワーメントとパートナーシップ



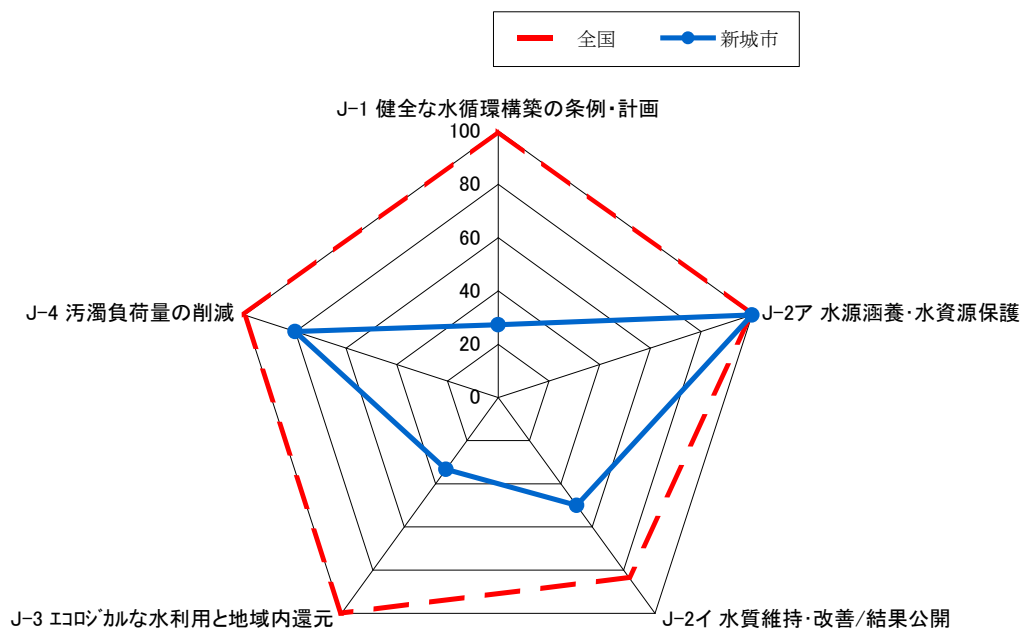
H 環境まちづくり学習



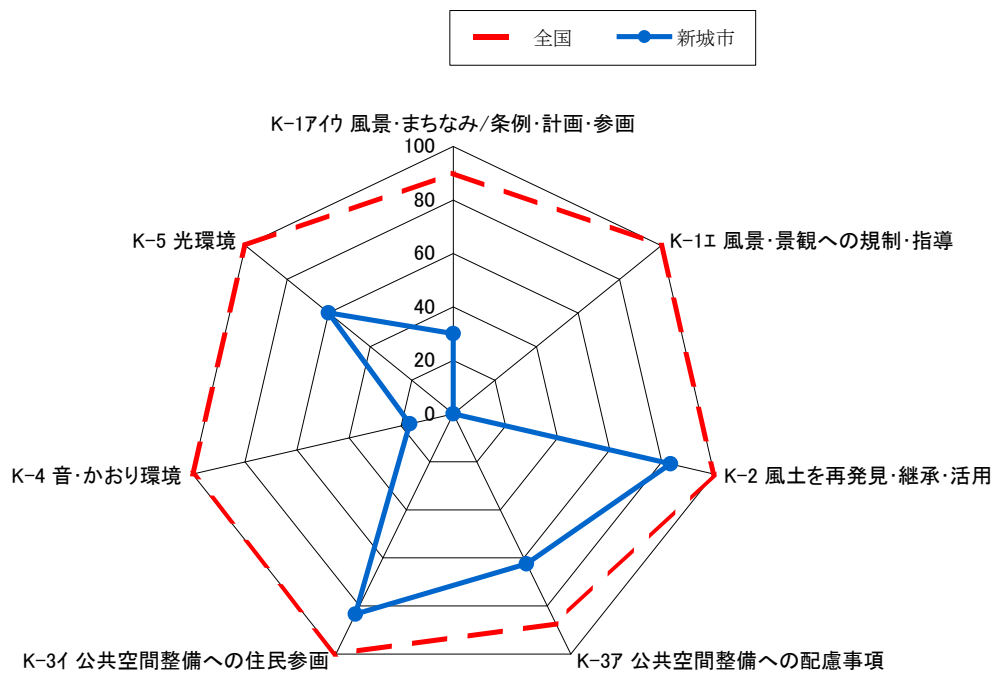
I 自然環境の保全と回復



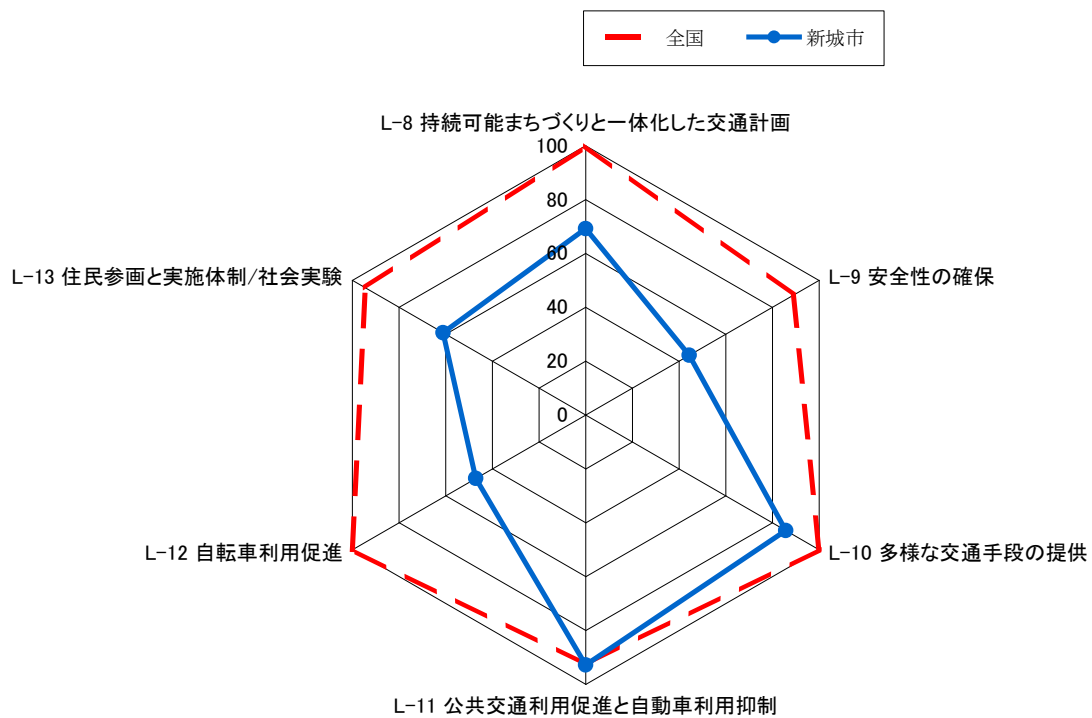
J 健全な水循環



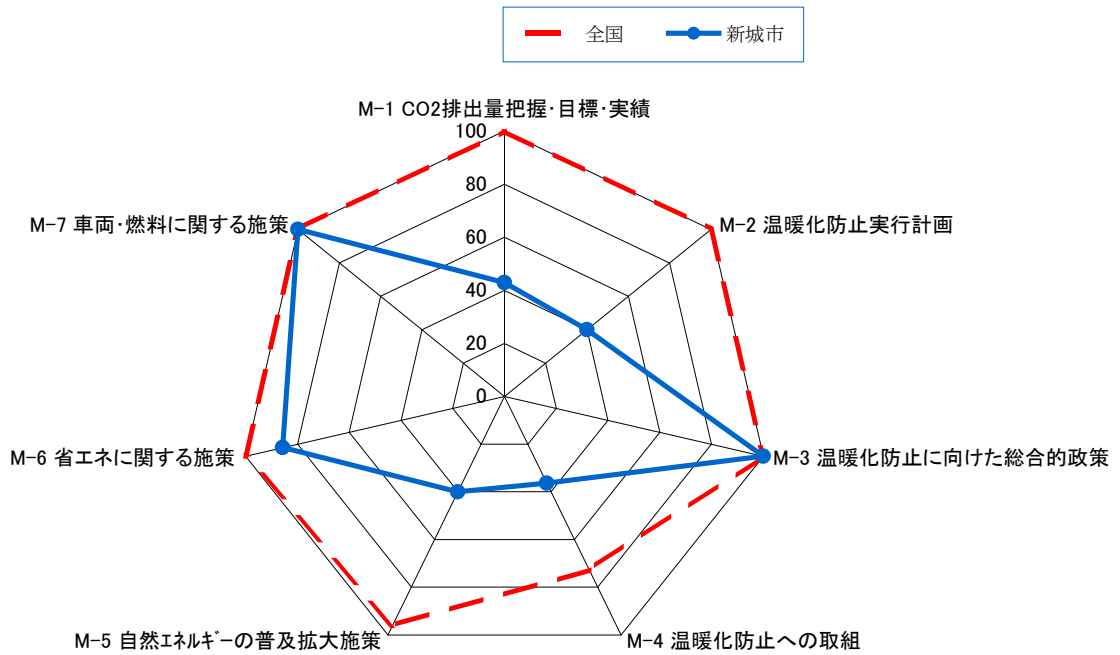
K 風土を活かした風景づくり



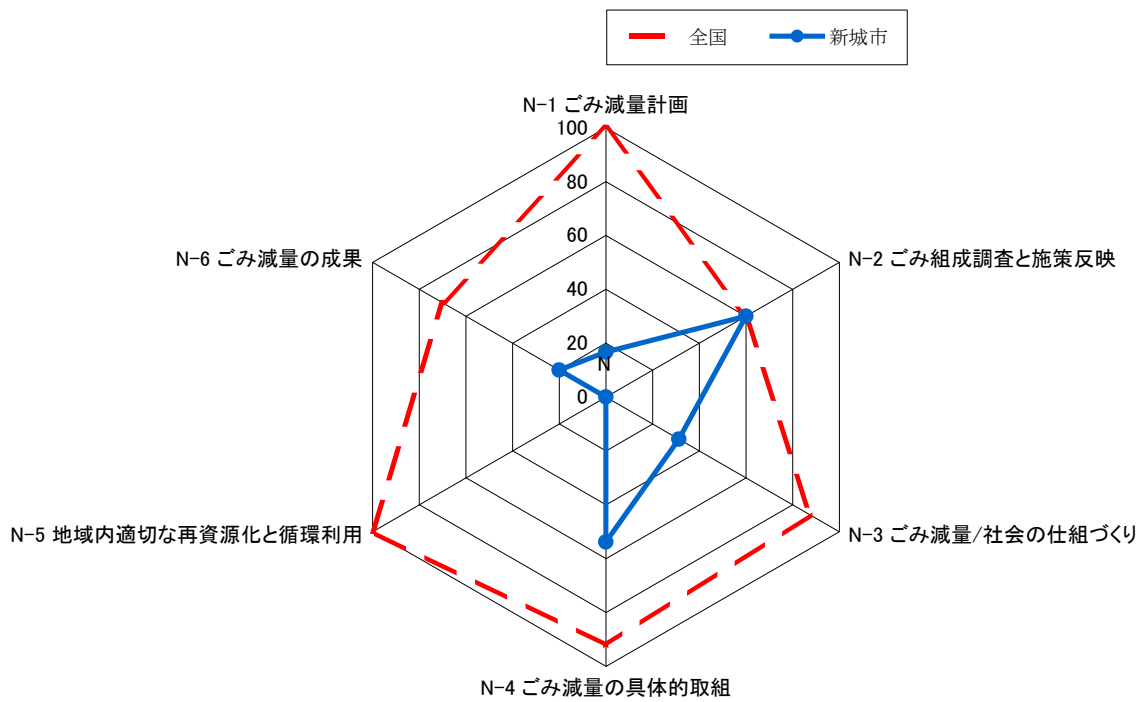
L 持続可能なまちづくりと一体化した交通政策



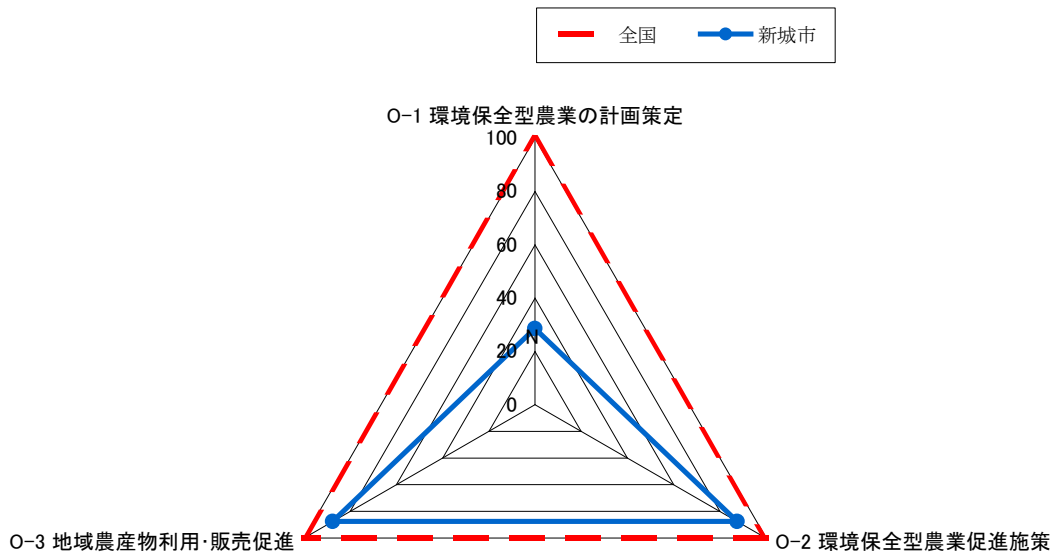
M 地球温暖化防止・エネルギー政策



N ごみの減量化

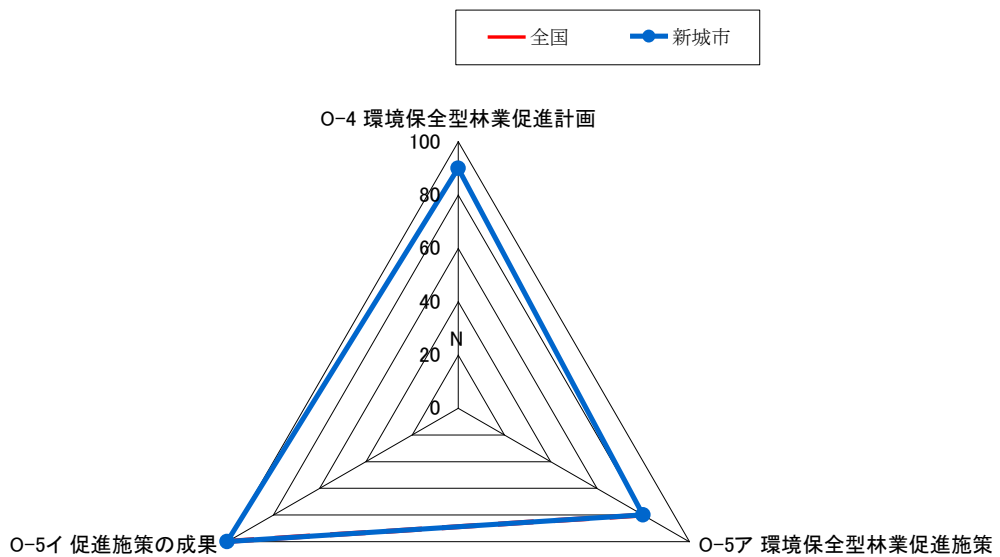


○ 環境に配慮した産業の推進【農業】



○ 環境に配慮した産業の推進【林業】

※本項目における順位 全国第1位



各位

「人材の戦略的流動化」へ向けての行動の呼びかけ
2009.11.24 「環境首都をめざす自治体 全国フォーラム in 安城」
～2008年、飯田での提案を踏まえて～

飯田市長 牧野光朗
環境首都コンテスト全国ネットワーク

温暖化ガスの「2020年までに1990年比で25%減」、「2050年までに自らの排出量の80%削減」という新たな野心的目標を日本が掲げました。

日本のみならず国際社会において低炭素社会の構築への急激な舵取りが急速に進んでいます。

このような低炭素社会そして持続可能な社会の構築のためには、社会の多様な主体であるNPO、大学、企業、自治体が、専門的な知識、経験のある人材を育成し、それぞれの特性を活かした力を高めていくことが基本です。

さらに、持続可能な社会の構築のためには、施策の統合化や、地域内外の多様な主体による協働が不可欠となります。そのため、施策全体の組み立てや調整には、総合的に施策をパッケージとして運用できる人材が、住民参画においては異なるセクターの人々の力を相乗的に引き出すコーディネートする人材が、必須となってきています。ただ、このような人材を各々ひとつの組織の中で育成していくには多大な時間が必要となります。

そこで、このような状況を打開し、NPO・大学・企業・自治体の各々の力を高め、さらにパートナーシップによる相乗効果を生み出していくために、フレキシブルな「人材の戦略的流動化」の新たな仕組みをつくり、それぞれの力を相互に補っていくことが必要になっていきます。

まず、この仕組み作りに賛同する自治体、NPO、大学等を募り「地域公共人材流動化のための準備会(仮称)」を立ち上げたいと考えます。なお、これは決して人材流動化の取り組みを義務化するものではありません。この準備会の中で具体的な検討作業を行う「検討会」を設置したいと考えます。

「検討会」は、自治体は集まりやすさも考慮して、第3回の戦略会議の開催地、中部地域の有志の自治体を、NPOは環境首都コンテスト全国ネットワーク参加NPOを基本として提案します。もちろん、この地域外の自治体、大学(教室)であっても積極的に「検討会」への参加をお願いします。

この仕組みには、人材の身分保障や負担など基本的な取り決めも必要です。さらには求められる人材像・業務・期間といった要件を明確にし、出す側・受ける側にとってもメリットがある制度が求められます。

最終的には「人材流動化センター」のような新たなネットワーク機関の構築が想定されますが、それぞれの主体の事務責任者レベルで、当面、無理のない仕組みづくりの検討を年内から始めたいと考えます。

この「検討メンバー」による検討結果を踏まえ、実施できる主体から、できれば、2010年度当初から、遅くとも2010年度中には、「人材の戦略的流動化」を具体的に動き出させたいと考えます。

ぜひ、この「人材の戦略的流動化」を進める仕組みづくりに、参加の意思表示をしていただけるよう、心より呼びかけます。

地域の主体性を大切にした、再生可能エネルギーの飛躍的拡大を

～日本社会への提案～

気候変動は、人類社会にとって、その生存がかかった大きな問題であり、待ったなしの対応が必要とされています。しかし従来の日本の対応は対症療法的な施策の羅列であり、京都議定書の約束さえ遵守できない状況でした。そのような中、再生可能エネルギーの促進も、欧州諸国に比べて非常に消極的なものであり、例えばかつて世界一であった太陽光発電の設置容量も、諸外国に追い抜かれ、引き離される状態になっていました。

鳩山政権の誕生により、温室効果ガス削減の中期目標として2020年で1990年比25%減が表明されたことは、このような状況を大きく転換するものといえます。それを実現する方策の主要なもののひとつとして、再生可能エネルギーの促進が掲げられたことも歓迎すべきことです。

気候変動による大きな脅威を未然に防ぐには、省エネルギー社会の構築とともに再生可能エネルギーの飛躍的促進が必要であると考えます。ただ、再生可能エネルギーは、それぞれの地域で利用可能な資源を利用するため、その促進には自治体、地域社会の主体的な参画が不可欠の要素であると考えますが、まだわが国においては、そのための社会的制度の構築や取り組みが進んでいない、と言わざるをえません。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1 地域の特性に合わせた目標設定と政策パッケージづくり

自治体は、地域の特性に応じた、また地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入の目標値設定と、それを可能とする政策、行動パッケージを行政組織の横断的参画により策定すること。また、その策定過程においては、住民の主体的参画を保障すること。そして政府は、その策定に関して自治体の主体性を尊重する中で財政的、技術的支援を行うこと。

2 環境政策の統合を実現する組織づくりと人づくり

気候変動を防止し、再生可能エネルギーを普及させるには、自治体はあらゆる施策に環境の視点を導入し、部署を超えた政策統合を実現する必要がある。このためには行政組織、予算策定過程の抜本的変革が必要である。

さらに、このような変革と政策の企画実施のため、自治体は専門性のある人材の育成に積極的に取り組むこと。また政府は、その育成及び確保のため自治体に対して必要な財政的支援を行うこと。

3 情報の開示、収集と活用による様々な主体が参加できる仕組みと場づくり

多くの地域では、その地域の再生可能エネルギーについての情報は非常に少なく、それらを市民が手に入れ活用して協力していくことが難しい状況にある。

エネルギー事業者は地域のエネルギー使用量、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入量データなど、自治体が再生可能エネルギー普及の戦略を立てる上での基礎となるデータを積極的に提供すること。

また自治体は、地域でのポテンシャルや活用度合いなどを「見える化」し、市民、NPO、自治体、地域の事業者等、様々な主体がそれをもとに連携した活動ができるように、情報整備と場づくりを行うこと。

4 自治体間、地域における連携の促進

自治体内での再生可能エネルギー推進と同時に、周辺自治体や異なる特性を持った自治体同士の連携により、一層効果的なノウハウの活用や施策展開が可能となる。自治体は、連携が促進されるような政策を実施すること。また政府は、このような連携が促進されるような政策を実施すること。

5 自治体、NPOも参画して総合的な政策パッケージを

政府は、これまでの再生可能エネルギーへの単純な補助金支給と普及啓発中心の政策を改め、自治体、NPOも参画する中で、再生可能エネルギー推進のための総合的な政策パッケージを策定し、実施に移すこと。

さらに政府及び電力事業者は、再生可能エネルギーの飛躍的拡大に対応した電力系統の整備を至急に行うこと。

6 市民の主体的な参画、地域事業者の参画を

最も重要なステークホルダーである市民が地域で再生可能エネルギーを選び、取り入れることが無理なくできる社会的制度を創ること。また政府は、地域事業者、自治体、住民と協働して再生可能エネルギー事業を実施するための金融優遇政策等を導入すること。

7 地域と共生するための基準策定及び紛争処理制度の設置

再生可能エネルギー事業は、その目的がゆえに地域との共生にも他の事業以上に配慮がなされなければならない。政府及び自治体は、大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、その計画段階、設置段階、供与段階、廃棄・再資源化段階における環境基準を策定し、併せて検証可能なアセスメントを実施すること。

また、再生可能エネルギーの設置、供与等において、地域住民の健康保持や環境保全上の問題が生じた場合に、その解決に当たる調停委員会を設置するための法整備を政府は早急に行うこと。この調停委員会は、民主的運営、公開、当該自治体の参画が保障されるものであること。

提案元

【自治体（括弧内は市長、町長名）】2010.2.18 現在

北海道 ニセコ町（片山健也）	大阪府 交野市（中田仁公）
北海道 浜中町（長谷川徳幸）	兵庫県 加西市（中川暢三）
秋田県 能代市（齊藤滋宣）	奈良県 生駒市（山下 真）
山形県 遊佐町（時田博機）	愛媛県 内子町（稲本隆壽）
埼玉県 東松山市（坂本祐之輔）	高知県 梼原町（矢野富夫）
福井県 勝山市（山岸正裕）	熊本県 水俣市（宮本勝彬）
福井県 池田町（杉本博文）	熊本県 天草市（安田公寛）
長野県 飯田市（牧野光朗）	静岡県 掛川市（松井三郎）
岐阜県 多治見市（古川雅典）	山口県 宇部市（久保田きみ子）
愛知県 豊川市（山脇 実）	
愛知県 安城市（神谷 学）	
愛知県 新城市（穂積亮次）	
滋賀県 甲賀市（中嶋武嗣）	

【NGO】

（提案団体）

環境エネルギー政策研究所	未来の子
FoE Japan	くらしを見つめる会
ふるさと環境市民	環境ネットワークくまもと
かながわ環境教育研究会	プラス・エコ
やまなしエコネットワーク	環境ネットワークながさき塾
中部リサイクル運動市民の会	
環境市民	
環境市民 東海事務所	

（賛同団体）

水俣の暮らしを守る・みんなの会

リデュース、リユースに基づくゼロ・ウェイストのまちづくりを ～日本社会への提言～

廃棄物問題は、自治体にとっても住民にとっても、最も身近で、かつ重要な環境問題です。日本政府は循環型社会の形成を目的として法制度の整備を進め、自治体も率先的に分別リサイクル等に取り組み、この過程において住民の廃棄物問題への関心も高まりました。

しかし、まだわが国においては、個別法の法体系においても、実際の政策、施策においても、実態においても、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうちリサイクルのみが充実し、循環型社会形成推進基本法でより優先すべきとされているリデュース、リユースについては、依然不十分な取り組み状況となっています。結果として、廃棄物の大幅な削減には至らず、廃棄物問題は大きな課題として残っており、地球温暖化防止を妨げる要因にもなっています。また、リサイクル及び廃棄物処理は、自治体にとってはすでに大きな財政負担にもなっていますが、現在の法制度のままでは、自治体は将来においてその負担を担いきれなくなる恐れがあります。

このような状況を打開するためには、リデュース、リユースを進める社会制度や計画及びそれを具体化する政策、施策を積極的に整備、推進するとともに、その実施においては住民参画を進め、環境政策と経済政策を併せ、物の流れを変える、ゼロ・ウェイストのまちづくりを進める必要があると考えます。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境 NPO は、自らも協働して積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1 3R の優先順位の明確化とそれに基づく政策づくり

自治体は、自らの計画において、リデュース、リユースを最も優先することを明確に掲げるとともに、これに基づき、戦略的に政策、施策を実施すること。

計画には、リデュース、リユースに基づく社会経済システムが成立している姿を将来像として、全ての関係者が共有できるように具体的にわかりやすく掲げるとともに、それを実現するための施策と実施主体を、ロードマップや財政的根拠とともに明確に示すこと。また自治体は、政策、施策の立案にあたっては、地域の生活文化や産業構造の特性を考慮すること。

この計画策定や政策、施策の進行管理及び評価、見直しについては、住民や事業者とともにを行い、進捗状況を共有すること。

2 拡大生産者責任、排出者責任の明確化

政府は、リデュース、リユースを促す法制度を整備すること。

特に、容器包装材の分別リサイクルにおいて、自治体負担が大きく事業者負担が小さい現在の法体系を見直し、生産、流通、販売業者及び消費者のそれぞれにおいて、廃棄物削減の経済的インセンティブが働くよう、拡大生産者責任と排出者責任を徹底するものとする。

3 リデュース、リユースを進める社会制度の構築及び率先行動

自治体及び政府は、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの成立を可能にする社会制度、仕組みを整備し、事業者はこれに協力すること。

環境首都を目指す自治体全国フォーラム等において同意した社会提案等

自治体と政府は、例えば、リユース容器に入った飲料等のごみになりにくい製品やサービスが流通しやすい仕組みづくりや、不用品の交換や修理やレンタル等を行うことができる施設や制度等を整備すること。さらに、公共施設や公共スペースにおける水飲み場の拡充整備、自らが会議等で用いる飲料は、リサイクルしかできない容器入りの物を使用せず、湯のみ、カップなどやリユース容器での提供を行うなど、率先垂範すること。

また、これらに係る情報を発信し、住民や事業者がリデュース、リユースに取り組む際に選べる選択肢を充実させること。事業者は、製品の情報開示等を進め、これらの社会制度、仕組みの整備に積極的に協力すること。

あわせて、廃棄物の有料化や、リデュース、リユースに取り組む者に対する補助制度の充実等を行い、廃棄物削減の経済的インセンティブが働く仕組みを整備すること。

4 人材の育成と交流

このような政策の企画実施のため、自治体は NPO とも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

5 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進

政府は、上記の取り組みを各地で積極的に進められるよう、権限と予算の地方分権を飛躍的に進めること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策を進める財政的、技術的支援を行うこと。

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの構築を推し進めること。自治体、NPO は協働で政府に対して、これらを進めるために必要な政策を提案すること。

■備考

(1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

(2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同 NPO

(補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうか回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

地域からのグリーン・ニューディール、環境と経済の戦略化を ～日本社会への提言～

現在、私たち人類社会は「持続不可能」の危機に直面しています。気候変動、生物多様性の崩壊など、私たちの生存の基盤を危うくする地球規模の環境問題、世界的な人口爆発と食糧資源、水資源の将来的な絶対量不足、石油や鉱物資源などの枯渇、南北問題や各国内における貧富の格差の拡大など、非常に大きな問題が同時進行してきています。産業革命以降、私たちの社会の「豊かさ」を形作ってきた社会的、経済的システムそのもの、文明そのものの危機と言わざるをえません。

10年ほど前からスウェーデン、ドイツ等は環境と経済を両立化させ、持続可能な社会を構築することを、憲法を修正し戦略的に実行に移していました。さらに、一昨年のリーマンショック以来、世界経済の復興、社会の安定をもたらすのは「環境」であるという認識が大きく広がりました。

アメリカのオバマ大統領はグリーン・ニューディールを唱え、日本政府も同調しています。しかし国内における実際の政策はあまり変わらず、各種エコポイントやエコカー減税のような初歩的な取り組みにとどまっています。

雇用の創出や地域経済の活性化は、地域においても最大の課題の一つですが、これらと環境と結びつけた先進的な政策をすすめられている事例も徐々にあらわれています。環境と経済を結びつけ、社会の安定をもたらすためには、それに取り組む主体の広がり、地域の広がり、世代の広がりが不可欠です。ただ、中小企業、個人経営、第一次産業を中心とした地域経済は、まだまだ苦しく先行きも明るくありません。加えて、多くの地域社会では人口減少、地方財政の縮小も進んでいます。

しかし、このような状況はかえって環境、経済、社会の総合化をすすめ、持続可能な社会を形成するチャンスととらえることができます。ピンチをチャンスに変えていくには、自治体が自立性と専門性を高め、地域の特性を活かした戦略的な取り組みを住民参画ですすすめるとともに、志を同じくする地域、NPO、事業者が協働していくことが必須です。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します

1 環境と経済の統合政策パッケージと行政の総合化、住民参画

自治体は、地域の特性を活かした持続可能な社会づくりをめざし、環境と経済の総合化を戦略的に実行する取り組みを実施すること。そのために自治体は、地域の経済団体、金融機関、企業、NPO等と情報と将来像の共有化を図り、地域社会の自立的発展と経済循環を実現する固有の産業政策を立案・実施する能力を高めること。また、計画策定、予算編成、事業実施、事業評価と見直しの各過程において、行政組織の横断的参画が必然となる仕組みづくりを行うこと。また、その各過程において、住民の主体的参画を保障すること。

環境首都を目指す自治体全国フォーラム等において同意した社会提案等

2 環境適合型製産品、サービスの開発と普及、および協働化

自治体は、その域内及び近隣自治体と共同で、地域の特性に合わせて環境負荷の少ない農林水産品、工業製品、サービス等の認証、推奨する仕組みづくりを構築し積極的に展開すること。また、これら生産品・製品、サービスの開発に取り組む事業者、NPO 等への支援、協働を積極的に行うこと。

さらに、これら生産品・製品、サービスの普及推進を自治体、NPO が協働ですすめること。

3 人材の育成と交流

自治体は、このような変革と政策の企画実施のため、NPO とも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

4 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進

政府は、上記の取り組みを各地で積極的にすすめられるよう、権限と財源の地方分権と関与撤廃を飛躍的にすすめること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策をすすめる財政的、技術的支援を行うこと

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、環境と経済の戦略的総合化を推し進めること。自治体、NPO は協働で政府に対して、これらをすすめるために必要な政策を提案すること。

■備考

(1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

(2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同 NPO

(補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうか回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

「水の域産域消」推進と容器入り飲料の使用削減に向けた自治体宣言

2010年11月

私たち自治体は、持続可能な社会づくりに向けた積極的な取組みの一環として、健全な水循環や水源保全およびCO2、ごみ、社会的なコスト削減の観点から、遠くから運ばれた容器入り飲料ではなく地域の水道水の価値を見直し、利用を推進していきます。

1) 水道水の見直しと利用推進

水道水の飲用推進に際し、環境保全の観点からも水道水の価値を見直し、利用を促進します。

2) 水飲み場の整備・管理

住民の水道水利用環境向上のため、公共施設や公共スペースには水飲み場を数、場所ともに使いやすいように整備し、適切に管理していきます。

3) 庁舎内や公共施設における容器入り飲料の調達見直し

会議等では、容器入り飲料は使用せず湯のみやグラスで飲み物を提供する、飲料自動販売機の設置を削減する、職員や関係者にもペットボトル、缶等の容器入り飲料の使用見直しを呼びかけるなど、自ら率先垂範します。

4) 官民連携による水道水推進と魅力あるまちづくり

公共的空間を有する事業者による水飲み場の設置を推奨、また飲食店等による水筒に水を入れられる給水サービスや水筒持参者への特典サービスの提供などを積極的に進め、飲料水にアクセスしやすい魅力ある街づくりを官民連携で推進します。

5) 市民や事業者への普及啓発

市民や事業者に対して、飲料用としての水道水利用の環境・社会的効果を啓発し、水の域産域消の自発的な行動を促します。

<参加自治体>

秋田県 能代市、長野県 飯田市、愛知県 安城市、愛知県 碧南市、愛知県 新城市、三重県 桑名市、滋賀県 甲賀市、奈良県 生駒市、兵庫県 加西市、鳥取県 北栄町、山口県 宇部市、徳島県 上勝町、福岡県 大木町、大分県 日田市、熊本県 天草市、熊本県水俣市
(2011年3月1日現在、16自治体)

<呼びかけ元> (2011年3月1日現在、順不同)

環境首都コンテスト全国ネットワーク、水Do! キャンペーン、宮本勝彬（水俣市長）、牧野光朗（飯田市長）、山下真（生駒市長）、中川暢三（加西市長）、穂積 亮次（新城市長）、中嶋武嗣（甲賀市長）、齊藤滋宣（能代市長）、禰宜田政信（碧南市長）、笠松 和（上勝市長）、松本 昭夫（北栄町長）、石川 潤一（大木町長）、佐藤陽一（日田市長）

環境を取り巻く情勢

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)
H3	1991	4.26 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布(10.25施行)		12. 生活排水処理基本計画【作手村】	
H4	1992	5.22 生物多様性条約を採択(於ナイロビ)			資源回収団体報奨金制度の施行【新城市】
		6.3 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)を開催(於リオデジャネイロ)、アジェンダ21の採択			4.1 環境課設立【新城市】
		6.5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(5.4.1施行)			
H5	1993	11.19 環境基本法の公布施行	1. ごみ減量化計画策定【作手村】		生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】
					4.1 生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】
H6	1994	12.16 環境基本計画を閣議決定	12.2 あいちアジェンダ21を策定	6.1 ごみ処理基本計画策定【鳳来町】	9.1 可燃ごみの指定ごみ袋制度完全実施【新城市】
			12.21 空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例の公布施行		
H7	1995	6.16 容器包装リサイクル法の公布(12.14施行)	3.22 愛知県環境基本条例の公布(4.1施行)	12.25 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【新城市】	電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】
				12. 生活排水処理基本計画策定【新城市】	資源回収団体報奨金制度の施行【鳳来町、作手村】
					4.1 新城広域事務組合発足
					一般廃棄物鳥原処分場供用開始【新城市】
H8	1996			3.12 墓園の設置及び管理に関する条例【作手村】	一般廃棄物管理型埋立処分地施設供用開始【鳳来町】
				4. ごみ処理基本計画策定【新城市】	一般廃棄物鳥原処分場に自走式破砕機を導入【新城市】
				4. ごみ減量化再生利用推進計画【新城市】	5.1 しんしろ斎苑供用開始【組合】
				9. 分別収集計画策定【鳳来町】	9. 幽玄川に木炭による水質浄化装置を設置【新城市】
				10. 分別収集計画策定【新城市】	
				11.11 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【鳳来町】	
				12. 生活排水処理基本計画策定【鳳来町】	
H9	1997	6.13 環境影響評価法の公布(11.6.12施行)	3.31 あいちエコエネルギー導入ビジョンを策定		老人世帯を対象とした粗大ごみの戸別収集制度を開始【新城市】
		12.1 気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)を開催【京都市】	8.11 愛知県環境基本計画を策定		電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】
H10	1998	6.5 家電リサイクル法の公布(13.4.1施行)	12.2 愛知県環境影響評価条例の公布(11.6.12施行)	3. 都市環境基本計画策定【新城市】	ごみ減量化推進委員会の発足【作手村】
		10.9 地球温暖化対策の推進に関する法律の公布(11.4.8施行)			12.18 市民環境会議の設置【新城市】
H11	1999	7.13 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)の公布(12.3.30施行)		3. ごみ処理基本計画策定【作手村】	メダカ・ネコギギの生息状況調査【新城市】
		7.16 ダイオキシン類対策特別措置法の公布(12.1.15施行)		3.8 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【作手村】	電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【鳳来町】
				6. 分別収集計画改訂【新城市】	
				6. 分別収集計画改定【鳳来町】	
				6. 分別収集計画策定【作手村】	
				生活排水処理基本計画改訂【作手村】	

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)
H12	2000	5.31 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布(13. 1. 6施行)	3.17 自然環境保全等基本方針を策定	6. 8 作手村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例【作手村】	生態系調査検討会を設置【新城市】
		6. 2 循環型社会形成推進基本法の公布(13. 1. 6施行)	3.27 あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)を策定	10. 4 環境基本条例の制定【新城市】	タガメ・豊川の魚類の生息状況調査【新城市】
		6. 7 食品リサイクル法の公布(13. 5. 1施行)		10. 分別収集計画改定【鳳来町】	2. 1 新城広域クリーンセンター供用開始
				11. 1 環境保全行動計画を策定【新城市】	
H13	2001	6.22 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布(7.15施行)	9. レッドデータブックあいち(植物編)を発売	2.28 ISO14001認証取得【新城市】	野鳥の生息、植物分布、地形・地質、水生生物に関する状況調査【新城市】
		6.22 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布(14. 4. 1施行)		3. 生活排水処理基本計画改訂【作手村】	粗大ごみ有料戸別収集開始【新城市】
					一般廃棄物最終処分場供用開始【作手村】
					3.22 新城市環境審議会を設置【新城市】
H14	2002	5.29 土壤汚染対策法の公布(15. 2.15施行)	3. レッドデータブックあいち(動物編)を発売	4. ごみ処理基本計画改訂【新城市】	ムササビ、メダカの生息状況調査【新城市】
		7.12 自動車リサイクル法の公布(17. 1. 1施行)	7.12 COD、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(第5次総量削減計画)を策定	4. 分別収集計画改定【新城市】	10. 3 ISO14001認証取得事業所等連絡会議の設置【新城市】
		7.12 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(15. 4.16施行)	9. 2 愛知県環境基本計画(改訂計画)を策定	4. 生活排水処理基本計画改訂【新城市】	10.31 資源物一時保管倉庫の設置【作手村】
		12.11 自然再生推進法の公布(15. 1. 1施行)	10.28 あいち新世紀自動車環境戦略を策定	5. 生活排水処理基本計画改定【鳳来町】	
				6. 分別収集計画改定【鳳来町】	
H15	2003	3.14 循環型社会形成推進基本計画の策定	3.25 県民の生活環境の保全等に関する条例及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の公布(10. 1施行)	2. 生活排水処理基本計画改定【組合】	ホトケドジョウの生息状況調査【新城市】
		7.25 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布(10. 1施行)	3.28 あいち資源循環型社会形成プランの策定	3. ごみ処理基本計画策定【鳳来町】	
			7.29 愛知県自動車排出Nox・PM総量削減計画の策定	3. ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	
			8.22 生活排水対策に関する基本方針の策定(10. 1施行)		
			8.22 愛知県土壤汚染等対策指針を告示(10. 1施行)		
			8.22 愛知県化学物質適正管理指針を告示(10. 1施行)		
H16	2004	6. 2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布	3.12 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ及びニホンザル)策定	2. 新城市・鳳来町木質バイオマス利用事業化調査報告書【新城市】	外来種の生息状況調査【新城市】
		6. 2 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の公布	9.28 あいちエコタウンプラン策定	4. ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	3. 森林資源活用研究会の設置【新城市】
					8.26 新城市環境調整会議を設置【新城市】
H17	2005	2.16 地球温暖化防止に係る京都議定書の発効	1.14 あいち地球温暖化防止戦略の策定	4. ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	外来種の生息状況調査(ブラックバス・ブルーギル)【新城市】
		7. 1 石綿障害予防規則の公布	1.28 愛知県環境学習基本方針の策定	5. 分別収集計画策定【鳳来町】	9. 2 全国棚田(千枚田)サミット開催【鳳来町】
			3.11 特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)策定	6. 分別収集計画改訂【新城市】	
			3.22 愛知県産業廃棄物税条例の公布	10. 1 新 新城市誕生	
H18	2006	2.10 石綿による健康被害の救済に関する法律の公布	3.23 あいち水循環再生構想の策定	3.27 新城市環境基本条例制定	6. 合併後の清掃事業として、「しんしろクリーンフェスタ」(毎年6月、10月開催)を開始
					9. 1 チーム・マイナス6%しんしろ推進事務局を設置
					11. 8 職員ヘマーリングリスト「マイ6通信」配信開始
					12. 1 省エネ100日間コンテスト開催
					12. 1 レジカゴバッグモニター制度開始

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)
					12.1 雨水利用モニター制度開始
H19	2007	5.23 国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の公布(11.22施行)	3.29 愛知県廃棄物処理計画を策定	5. 新城市分別収集計画改定	8.13 新城納涼花火大会開催前、市役所本庁舎～新城幼稚園までの通りに打ち水を実施
		6.27 エコツーリズム推進法の公布	3.29 あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の策定		10.27 新城ライオンズクラブとのタイアップにより「不都合な真実」上映&キャンドルナイト新城2007を実施
		11.27 第3次生物多様性国家戦略の策定	6.15 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第6次総量削減計画)を策定		
			6.15 水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示		
H20	2008	6.6 生物多様性基本法の公布施行	3.17 第3次愛知県環境基本計画の策定	6. 新城市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)策定	4.1 新城市資源集積センター供用開始
			3.26 第2次レッドリスト作成		7. 鳥原一般廃棄物埋立処分場の自走式破砕機を更新
					7.29 緑のカーテンで収穫したゴーヤなどを市民課前の待合室で市民に配布
					8.1 省エネナビモニター制度開始
					9.1 マイバッグモニター制度開始
					10.1 燃費計のモニター制度開始
					10.1 指定可燃ごみ袋の規格変更により新ごみ袋へ切替
					10.5 愛知県、JAF、豊川市、新城市の共催で行われたエコドライブ講習会に、チーム・マイナス6%しんしろ事務局として参加
					11.1 エコワットモニター制度開始
			11.15 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2008を開催		
H21	2009	7.15 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理法)の公布・施行	3.18 第2次レッドデータブックあいち作成		4.1 市内の協力店でレジ袋有料化を開始
			3.30 あいち自然環境保全戦略の策定		5.23 チーム・マイナス6%しんしろの団体チーム員でもある「横浜ゴム株式会社新城工場」で開催の「千年の杜植樹会」に参加
			10.16 グリーンニューディール基金条例の公布・施行		7.7 「クールアースデー」の取組みとして、「市内一斉気温測定」を実施
					9.7 東三河地域初となる「電気自動車アイミーブ」が市の公用車として納車
					11.14 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2009を開催
					12.28 国民運動(チャレンジ25)の移行に伴い、チーム・マイナス6%しんしろを終結
H22	2010	3.16 生物多様性国家戦略2010閣議決定	8.23 生物多様性の保全と持続可能な利用の両立に向けた生態系ネットワーク形成の取組(愛知方式)を提示	5. 新城市分別収集計画改定	1.4 チャレンジ通信(チャレ通)の配信開始
		10.11 カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)を開催(於愛知・名古屋)、名古屋・クアラルンプール補足議定書を採択(~10.15)		6. 新城市ごみ処理基本計画策定	4.1 チャレンジ25新城へ移行
		10.18 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を開催(於愛知・名古屋)、愛知目標(愛知ターゲット)、名古屋議定書を採択(~10.29)			5.22 横浜ゴム新城工場で開催された「千年の杜植樹会第2期植樹祭」に参加
				11.10 環境課室の前の通路に「フェアトレード・紹介コーナー」を設置	
				11.20 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2010を開催	
H23	2011			3. 新城市生活排水処理基本計画策定	
				3. 平成23年度ごみ処理実施計画策定	

近年、環境問題に対する不安感がいままで以上に高まっています。それは、廃棄物の増大や大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁など身近な問題から温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題が極めて深刻になっているという認識に基づくものです。この状況を放置すると、生活環境の悪化にとどまらず地球全体の存続が危うくなります。

こうしたことから、これまでの物質的豊かさの追求に重点を置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動とライフスタイルを見直そうという動きが始まっています。かけがえのない自然環境を保全するとともに、それと調和した持続可能な循環型社会を築いていこうとするものです。これは、地球上の全人類に課せられた使命です。

したがって、わたしたちは毎日の事業活動と日常生活における環境への負荷を軽減するとともに、良好な地球環境を将来の世代に引き継いでいく施策を策定し、すべての市民の参加と協働により環境の保全と創出を進めます。その指針として、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民および事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体または広範な部分の環境に影響をおよぼす事態に対する環境保全で、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保になることをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。

2 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を確実に進めることにより、わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行わなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公平な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

(市の責任と義務)

第 4 条 市は、次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関係すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関係すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関係する

こと。

- 2 市は、事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

(市民の責任と義務)

第 5 条 市民は、日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

- 2 市民は、日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 前 2 項のほか、市民は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第 6 条 事業者は、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

- 2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 事業者は、事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。
- 4 前 3 項のほか、事業者は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第 7 条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に進めるため新城市環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）を定めます。

- 2 環境基本計画には、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、それを実現する事項を定めます。
- 3 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、市民と事業者などの意見を聞くとともに、その参加を求めます。
- 4 環境基本計画を定めたとき、また変更したときは、できる限りはやく公表します。
- 5 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、他の計画との整合を図ります。
- 6 他の計画を定めるとき、また変更するときは、環境基本計画との整合を図ります。

(年次報告)

第 8 条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

- 2 年次報告を公表した場合、それに対する市民及び事業者の意見を聞くこととします。

(環境教育)

第 9 条 市は、市民が環境の保全と創出の大切さについての理解を深めるために、それぞれの立場、年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な準備をするとともに、環境学習を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第 10 条 市は、市民や事業所の環境保全と創出に関する活動が積極的に行われるよう、

新城市環境基本条例

(平成18年3月27日条例第51号)

地球環境の保全に関係する情報やその他の環境の保全と創出に関係する情報を市の広報等により適切に提供します。

(環境施策への市民意見などの反映)

第11条 市は、環境施策を策定するときは、積極的に市民および事業者などの意見をきき、その取組内容に反映することとします。

(市民活動などの支援)

第12条 市は、市民、事業者およびこれらで組織する団体が行う環境の保全と創出の自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民などの参加)

第13条 市は、環境の保全と創出の施策を進めるため、市民や事業者などの参加を求めるとともに、その他の必要な措置をとります。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、新城市環境審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- (1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他環境の保全と創出に関係して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、10人以内の委員で組織します。

4 委員は、生活環境、自然環境、地球環境の問題について知識や意見を持っている方の中から、市長が委嘱します。

5 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任をさまたげるものではありません。

6 審議会には、会長と副会長を置き、委員の中から互選します。

7 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調整合制の整備)

第15条 市は、環境の保全と創出に関係する施策を総合的に進めるため、環境問題を調整する会議を設置するなど必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第16条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、県や他の市町村及び民間団体などと協力して、その推進に努力します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

新城市環境部環境課
「新城市の環境」係 行

平成 年 月 日

〒□□□—□□□□

ご住所 _____

ふりがな _____

お名前 _____

電話番号 _____ FAX _____

メールアドレス _____

アンケートにご協力ください。(□にチェックを入れてください。)

ア. 「新城市の環境」(平成23年度版)は見やすいですか

見やすい 普通 見づらい

イ. 「新城市の環境」(平成23年度版)の内容についてお教えてください

充実している 普通 物足りない

ウ. 新城市の環境施策をどう評価されますか

評価できる 普通 不十分である

ご意見・ご要望・ご感想等(本書内容および本市の環境施策等についてご記入ください)

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

※ 書ききれない場合は、裏面をご利用ください。

ご協力ありがとうございました。

切り取り線

新 城 市 の 環 境

平成 24 年 2 月

発行 新城市

編集 環境部 環境課

〒441 - 1392

愛知県新城市字東入船 6 番地 1

電話 0536-23-1111 FAX0536-23-2002

E - mail kankyou@city.shinshiro.lg.jp